



避難住民の受入に係る初期的な計画

～要避難地域（沖縄県・宮古島市、石垣市）、
避難先地域（福岡県・北九州市、福岡市、久留米市）の場合～

留意点

- 
- ※1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではありません。
 - ※2 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。
 - ※3 今回の検討の前提は、避難開始までに関係者にとって十分な調整時間が取れる状況を仮定したものとなりますが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得ます。

目次

1 総論

(1) これまでの経緯、作成の趣旨	8
(2) 本県の方針	8
(3) 本計画における前提条件の整理	11
(4) 本計画における救援の内容及び役割分担等	12

2 避難住民の受入に係る実施要領

2-1 全般	18
(1) 全体の流れ	19
(2) 収容施設の供与	20
(3) 輸送計画	27
(4) 食品の給与・飲料水の供給	38
(5) 生活必需品の給与及び貸与	39
(6) 医療の提供及び助産	39
(7) 通信設備の提供	40
(8) その他の生活支援	42

2 - 2	北九州市	4 3
(1)	全体の流れ	4 4
(2)	収容施設の供与	4 5
(3)	収容施設への輸送	6 4
(4)	食品の給与・飲料水の供給	6 7
(5)	生活必需品の給与又は貸与	6 9
(6)	医療の提供及び助産	7 2
2 - 3	福岡市	7 8
(1)	全体の流れ	7 9
(2)	収容施設の供与	8 0
(3)	収容施設への輸送	9 4
(4)	食品の給与・飲料水の供給	9 6
(5)	生活必需品の給与又は貸与	9 9
(6)	医療の提供及び助産	1 0 2
2 - 4	久留米市	1 0 6
(1)	全体の流れ	1 0 7
(2)	収容施設の供与	1 0 8
(3)	収容施設への輸送	1 3 1
(4)	食品の給与・飲料水の供給	1 3 5
(5)	生活必需品の給与又は貸与	1 3 8
(6)	医療の提供及び助産	1 4 0
(7)	その他生活支援	1 4 3

3 今後の検討

- (1) 検討スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 2
- (2) 国への問題提起、提案・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 3
- (3) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 8

参考資料

- (1) 検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 1
- (2) 避難住民全数割り振り・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 6

1 総論

(1) これまでの経緯・作成の趣旨

- 国と沖縄県・先島5市町村では、令和4年から武力攻撃予測事態を想定し、先島諸島から九州・山口各県への住民避難に係る図上訓練を実施しており、令和6年度も継続して検討・訓練に取り組んでいる。
- この訓練に関連した国からの依頼に基づき、訓練上の想定避難先として設定された九州・山口各県において、令和8年までの3年間をかけて、救援をはじめとする受入れの実施に必要な準備事項や役割分担を整理し、九州・山口各県が「受入れ基本要領」を作成していくこととしている。
- そのなかで、令和6年度は、避難当初の約1か月間において、必要となる事務や調整事項を検討し、受入れに係る「初期的な計画」を作成するもの。

(2) 本県の方針

- 円滑な受入れ、避難住民の生活の質の維持とともに、経済活動・県民生活への影響を少なくできるよう、担当課や市町村、関係会議等での検討を進め、実効性を高める。
- 取組にあたっては、九州・山口各県と緊密に連携し、作成の過程で顕在化する課題について国へ問題提起。

福岡県における救援の方針

拠点施設の確保・運営

- 速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、本人確認や救援に関する説明等を行う拠点として、避難先連絡所を設置する
- 開設・運営は、避難先市の要領に沿って実施

収容施設の確保

- 避難当初1か月間の避難住民の受入れは、民間のホテル・旅館での受入れを基本とする
- 不足する場合は、公営住宅や民間賃貸住宅も候補とする

収容施設の割振り

- 避難住民の割り振りは、避難先市が要領により実施する
- 収容施設及び部屋の割り振りについては、避難生活の負担、影響を最小限にするため、小学校区、家族単位などコミュニティを維持できるよう調整する

収容施設への輸送

- 沖縄県の意向を踏まえ、避難住民に負担がかからない交通手段を確保する

食品の給与及び飲料水の供給

- 現金支給は不可とし、突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない
- 避難住民に対し、ホテル・旅館等が3食提供することを基本とする
3食提供が困難な場合は、弁当や食料物資で対応する

福岡県における救援の方針

被服など生活必需品の給与又は貸与

- 物資は物資集積拠点（避難先連絡所）で集約・仕分けを行う
- 避難住民への提供は、避難先連絡所での受取り又は収容施設（ホテル等）に直接輸送する

医療の提供及び助産

- 医療・助産ニーズに対応可能な連絡・調整体制を確保し、受入れ以後の提供体制を確保する
- 避難住民に対する医療機関等の情報提供体制を確保する

通信設備の提供

- 近年の災害対応同様に利用者のニーズを踏まえ、電話よりインターネット環境を優先して整備する

学用品の給与等

- 避難先での就学機会を確保し、特別な支援を必要とする児童等も避難前と同様の支援が受けられるようにする
- 円滑に学用品が給与され、家庭の経済状況によることなく教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずる

福祉サービスの提供

- 福祉サービスが必要な高齢者や障がいのある方の情報について連絡・調整できる体制を確保する
- 避難先市におけるサービス提供を基本とするが、不足する場合、近隣市町村とも調整する

就労支援

- 就職を希望する避難住民が、希望に合った就職先を見つけられるよう支援する

(3) 本計画における前提条件の整理

- ① 初期的計画における検討範囲は以下のとおり。
 - ・避難当初の約1か月間：具体的な受入方法等を検討する。
 - ・避難当初の約1か月後から半年以上（先行的検討）：課題の抽出を主に実施する。
- ② 避難開始までに十分な調整時間があり、避難開始から6日程度で避難が完了する想定とする。
- ③ 福岡県及び受入れ市は、国民保護法上の国民保護対策本部を設置すべき市に指定されているが、社会経済活動等は平素の状態で継続されている。
- ④ 国は避難措置の指示と併せて避難先地域への入域の自粛要請を掛けるため、避難先となるホテル・旅館等は全室空室となる。
- ⑤ 救援の内容は、国民保護法第75条の以下の範囲の具体化を検討
 - 第1号 収容施設の供与
 - 第2号 食品の給与及び飲料水の供給
 - 第3号 生活必需品の給与及び貸与
 - 第4号 医療の提供及び助産
 - 第7号 電話その他の通信設備の提供
 - 第8号関連（児童・生徒の受入れ、就学再開、就労支援など）
 - ※ 上記の実施に伴う、輸送や連絡等の付随的な業務は、それぞれの救援に含まれているものとする
- ⑥ 各市は、避難者の受入れ調整に用いる避難先連絡所を設置し、開設・運営を担う。
- ⑦ 各市は、避難先連絡所において、避難住民の収容施設への振り分けを行う。
- ⑧ 初期的な計画で検討する要配慮者は、旅客機に搭乗し、避難できる者とする。（例：「妊産婦」、「乳幼児」、「外来人工透析患者」）。
- ⑨ 福岡県は、石垣市、宮古島市から47,397人の避難住民を受入れる計画を作成する。
- ⑩ 受入れ割振り市は、北九州市12,252人（宮古島市南小学校区、北小学校区）、福岡市27,014人（石垣市登野城小学校区、大浜小学校区、平真小学校区、八島小学校区）、久留米市2,466人※、大牟田市1,471人※、飯塚市1,709人※、田川市1,081人※、朝倉市1,404人※とする。（※ 宮古島市平良第一小学校区）

なお、受入れ割振り市で避難住民の受入れが困難な場合は、県が主体となって調整する。
- ⑪ 北九州市は、宮古島市の12,252人の割り当て人数のうち、南小学校区の6,780人の受入れに係る初期的な計画（実施要領）を作成する。

福岡市は、石垣市の27,014人の割り当て人数のうち、登野城小学校区の8,734人の受入れに係る初期的な計画（実施要領）を作成する。

指定都市（北九州市、福岡市）は、大都市特例（法第184条）に基づき、主体的に検討を進める。

なお、県が主体となって検討すべき項目は、指定都市と連携して県が主体となって検討を進める。

また、久留米市は、宮古島市のうち、平良第一小学校区の一部の2,466人の受入れに係る初期的な計画（実施要領）を作成する。

(4) 本計画における救援の内容及び役割分担等

- 本計画では、法に定める救援の内容、沖縄県・多良間村、熊本県・八代市作成の「避難住民の受入に係る先行検討例（通称「受入モデル計画」）」の成果を参考に救援の内容や役割を整理した。
- 救援の実施に当たっては、自然災害時の対応方法に準じる形で取り扱いを検討。

【救援の内容及び役割分担】

救援内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
0 拠点施設					
(1)	設営	レイアウト、人員配置		○	○
(2)	避難住民受入れ	本人確認、収容施設確認、住民誘導		○	○
		健康確認		○	○
(3)	各種相談窓口		○	○	○
(4)	ペットの受入れ	受け入れ施設の選定		○	○
		譲渡の支援	○		
		ペットホテル		○	○
		動物病院	○		
		県獣医師会との調整	○		
(5)	警備		○		
(6)	進捗管理		○	○	
1 宿泊施設等の確保					
(1)	ホテル・旅館に係る統括	方針の作成、ホテルへの照会	○		
(2)	ホテル・旅館把握	県組合、県施設（団体）との調整	○		
(3)	ホテル・旅館空室確保（受入れ市内）	ホテル等との調整	○	○	
(4)	福祉施設空室把握・確保	福祉施設との調整		○	○
(5)	ホテル・旅館・福祉施設等空室把握（他市町村）	県内の他市町村のホテル等との調整	○		
(6)	公営住宅、賃貸住宅の確保	ホテル・旅館等で確保できない場合、公営住宅、賃貸住宅を候補として検討	※ 役割分担は2(2)、2(3)参照		

(4) 本計画における救援の内容及び役割分担等

【救援の内容及び役割分担】

救援内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
2 長期避難住宅等の確保					
(1)	ニーズ把握	避難元からの情報提供	○		
		避難後の把握		○	○
(2)	公営住宅等（空き部屋）※市営	確保、準備（内装工事）		○	○
	公営住宅等（空き部屋）※県営	確保、準備（内装工事）	○		
(3)	賃貸住宅（民間）の調整	確保に向けた団体との調整	○		
		契約		○	○
(4)	長期避難住宅（建設型）※市の土地	建設場所の確保		○	○
		建設	○	○	
	長期避難住宅（建設型）※県の土地	建設場所の確保、建設	○		
(5)	ペットの受入れ	受け入れ施設の選定		○	○
		譲渡の支援	○		
		ペットホテル		○	○
		動物病院	○		
		県獣医師会との調整	○		
3 収容施設の割振り					
(1)	宿泊施設、長期避難住宅等の割振り	割振り、収容施設等の管理者へ報告		○	○
(2)	(1)において、各市で収容できない場合の県内での収容施設の調整	県内市町村、ホテル等との調整	○		
(3)	要配慮者の把握	避難前（沖縄県⇒県）	○		
		避難前（県⇒受入れ市）	○	○	○
		避難後の聞き取り		○	○
(4)	要配慮者の割振り	避難先市⇒病院、施設（避難先市内）		○	○
(5)	(3)において市内で賄いきれない場合の要配慮者の割振り	病院、施設（県内）	○		
4 収容施設への輸送					
(1)	輸送力の調整配分	県・受入れ市・県バス協会等との調整	○	○	○
(2)	空港⇒避難先連絡所	経路／方法／その他	○		
(3)	避難先連絡所⇒宿泊施設	経路／方法／その他		○	○

(4) 本計画における救援の内容及び役割分担等

【救援の内容及び役割分担】

救援内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
5 食料の給与及び飲料水の供給					
(1)	集積拠点施設の決定		○	○	
(2)	準備 ニーズ把握	ニーズ（3食提供が難しい収容施設等）の把握	○	○	○
		ニーズ（3食提供が難しい収容施設等）の取りまとめ	○		
(3)	調達	調達（食料物資等）	○	○	
(4)	輸送（経路／方法／その他）	提供者⇒拠点施設への輸送に係る調整	○	○	
(5)	輸送（経路／方法／その他）	拠点施設⇒収容施設等への輸送に係る調整		○	○
(6)	提供（食料物資）	避難先連絡所・収容施設等での配布、配布に係る調整		○	○
(7)	提供（弁当業者⇒収容施設等）	提供食数指示	○	○	
(8)	提供（収容施設等での弁当配布）	収容施設等での弁当の配布、配布に係る調整		○	○
6 被服など生活必需品の給与又は貸与					
(1)	集積拠点施設の決定		○	○	
(2)	準備 ニーズ把握	避難前（沖縄県⇒県）	○		
		避難後の聞き取り		○	○
		とりまとめ	○		
(3)	調達	調達（生活物資等）	○	○	
(4)	輸送（経路／方法／その他）	提供者⇒集積拠点施設、収容施設	○	○	
		集積拠点施設⇒収容施設等		○	○
(5)	提供	配布（避難先連絡所・収容施設）		○	○
7 医療の提供及び助産					
(1)	医療ニーズの把握	避難前（沖縄県⇒県）	○		
		避難前（県⇒受入れ市）	○	○	○
		避難後の聞き取り		○	○
(2)	医療提供体制の把握	基礎的資料（提供体制 等）	○	○	○
(3)	ニーズ増加に対応できる体制整備	関係機関との調整（市内）	○	○	○
(4)	（3）において市内で賄いきれない場合の体制整備	関係機関との調整（県内）	○		

(4) 本計画における救援の内容及び役割分担等

【救援の内容及び役割分担】

救援内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
8 通信設備の提供					
(1) 準備	通信設備を有していない宿泊施設等の把握		○	○	○
(2) 調達	通信設備の調達に係る通信事業者等との調整		○		
(3) 設置	通信設備を有していない宿泊施設等への設備設置にかかる調整(通信事業者)		○		
(4) 設置	通信設備を有していない宿泊施設等への設備設置にかかる調整(収容施設等)			○ (収容施設)	○ (収容施設)
9 学用品の給与等					
(1) 準備 ニーズ調査	避難前(沖縄県⇒県)		○		
	避難後 市立学校、未就学児			○	○
	避難後 県立学校(県立3大学含む。)		○		
	避難後 私立学校		○		
(2) 調達	市立学校、未就学児			○	○
	県立学校		○		
	私立学校		○		
(3) 提供	市立学校、未就学児			○	○
	県立学校		○		
	私立学校		○		
(4) 転校・転園先の調整	市立学校、未就学児			○	○
	県立学校(県立3大学含む。)		○		
	私立学校		○		
10 福祉サービスの提供					
(1) 福祉サービス利用ニーズの把握	避難前(沖縄県⇒県)		○		
	避難前(県⇒受入れ市)		○	○	○
	避難後の聞き取り			○	○
(2) 福祉サービス提供体制の把握	事前調査(市内)			○	○
	事前調査(県内)		○		
(3) 福祉サービス利用者の割振り	避難先市⇒福祉サービス提供者			○	○
(4) (3)において市内で賄いきれない場合	県⇒福祉サービス提供者		○		
11 就労支援					
(1) 就労相談、職業紹介等	ニーズ／支援		○	○	

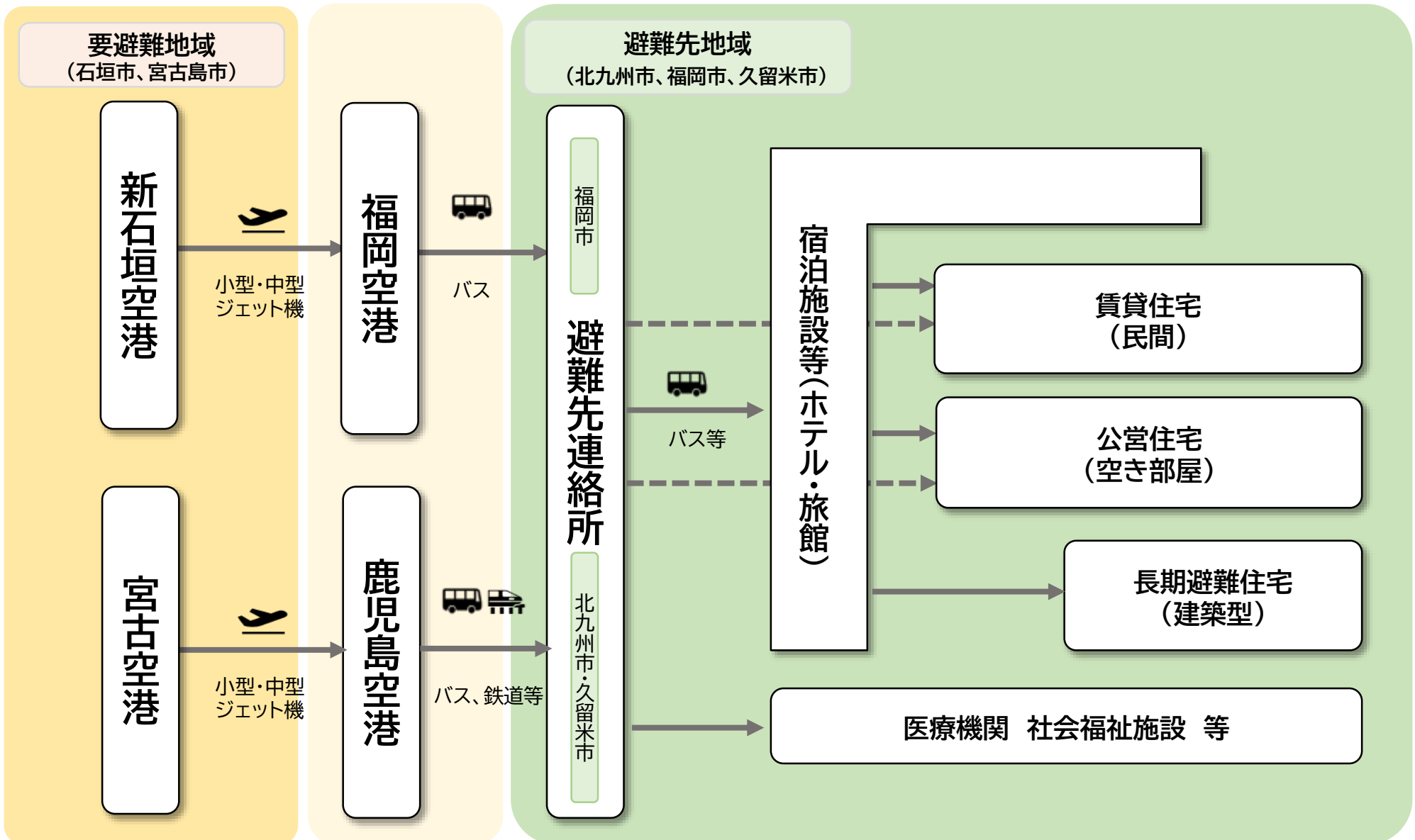
2 避難住民の受入れに係る 実施要領

2 - 1 全般（共通事項）

(1) 全体の流れ

避難スキーム

救援スキーム



(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

福岡県の整理

- ① 避難住民の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の施設に案内するため、避難住民到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- ② 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する必要がある。
 - ・ 避難住民の受入窓口（本人確認、健康状態の確認 等）
 - ・ ホテル・旅館等への輸送までの一時的な宿泊先（冷暖房、シャワー設置）

(2) 収容施設の供与—ホテル・旅館

- ① 受け入れ可能な宿泊施設（室数、所在地等）を把握
 - ② 避難開始前の十分な調整時間の中で、対応可能な施設を確保
 - ③ 可能な限り避難住民が離散しないよう、ホテル・旅館は全棟借り上げにて検討し、収容人数の多いホテルを優先する。
- ※ 避難当初1か月間は、ホテルでの受入れを基本として、県内のホテルが不足する場合は、公営住宅や賃貸住宅を候補とする。

(2) 収容施設の供与—福祉施設

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 受入可能な高齢者入所施設（床数、所在地等）、障がい児者入所施設（人数、所在地等）の把握
- ② 避難開始前の十分な調整時間の中で、事前に調整を完了し、避難開始日から即日入所に対応可能な施設を確保
- ③ 沖縄県側の施設から離散しないように、可能な限りまとめて入所可能な施設を検討

福岡県の整理

- ① 受入可能な県営住宅、市営住宅、職員住宅（室数、所在地等）を把握、受入れ準備の実施
- ② 受入可能な民間賃貸住宅及び公社賃貸住宅（室数、所在地等）を把握、受入れ準備の実施
- ③ 建設型長期避難住宅が提供可能な敷地、提供可能な戸数を把握
- ④ 必要に応じて建設型長期避難住宅の建設
- ⑤ 避難者への健康相談の実施や保健事業等に係る情報の提供
- ⑥ ペットの一時預かりの実施

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設以外

- ① 避難先連絡所からの避難住民受入れについては、ホテル、旅館での受入れを優先する。割り振りについては、事前に避難住民の情報及び受入可能なホテル、旅館の情報から、市が各施設・部屋への割り振りを検討する。
- ② コミュニティ維持の観点から、避難元地区を同一地域に集約し、世帯ごとに同施設に割り振る。
- ③ ホテル等から優先的に受入れ、不足する場合は一時的に避難所での受入れを検討する。その後、ホテル、旅館に空室が発生した場合、又は公営住宅や賃貸住宅等の準備が整った場合に避難所の住民を優先して入所させる。

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設

先行検討：
久留米市と県で共同検討

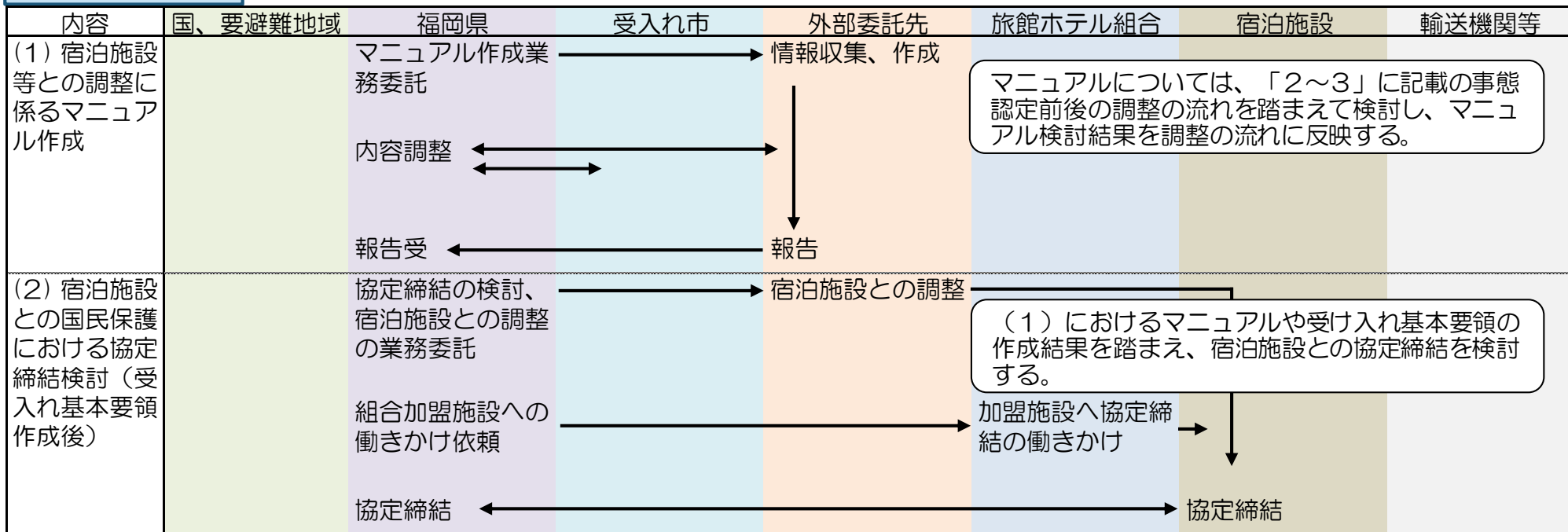
- ① 入院調整等を行うために必要な患者情報を避難元の医療機関から入手した上で、入院調整等を実施する。
- ② 入所調整等が必要な高齢者や障がいのある方について、避難元市町村から情報提供を受けた上で、関係団体及び受入れ市町村と協議して施設の空き状況等を確認し、受入れ可能な入所施設への割り振り調整を行う。
- ③ G－M I S等により県内医療機関の空き病床を把握し、県内での受入れが不可能な場合は隣県と調整し、受入れを要請する。
- ④ 避難元市町村で在宅医療を受けていた者については、避難直後は、医療機関で受入れを行い、在宅医療への移行が可能と判断された者に関しては、在宅医療への移行調整を行う。
- ⑤ 在宅医療の提供可能医療機関等について、医師会等の関係団体を通じて把握を行い、在宅医療の提供を要請する。
- ⑥ 受入れにより人員が不足する場合は、関係団体に協議の上、施設間の職員派遣を依頼する。
- ⑦ 定期的に関係機関、団体との連絡協議会等を開催し、課題の抽出とその解決策を検討する。

(2) 宿泊施設等との調整の流れ

福岡県の整理

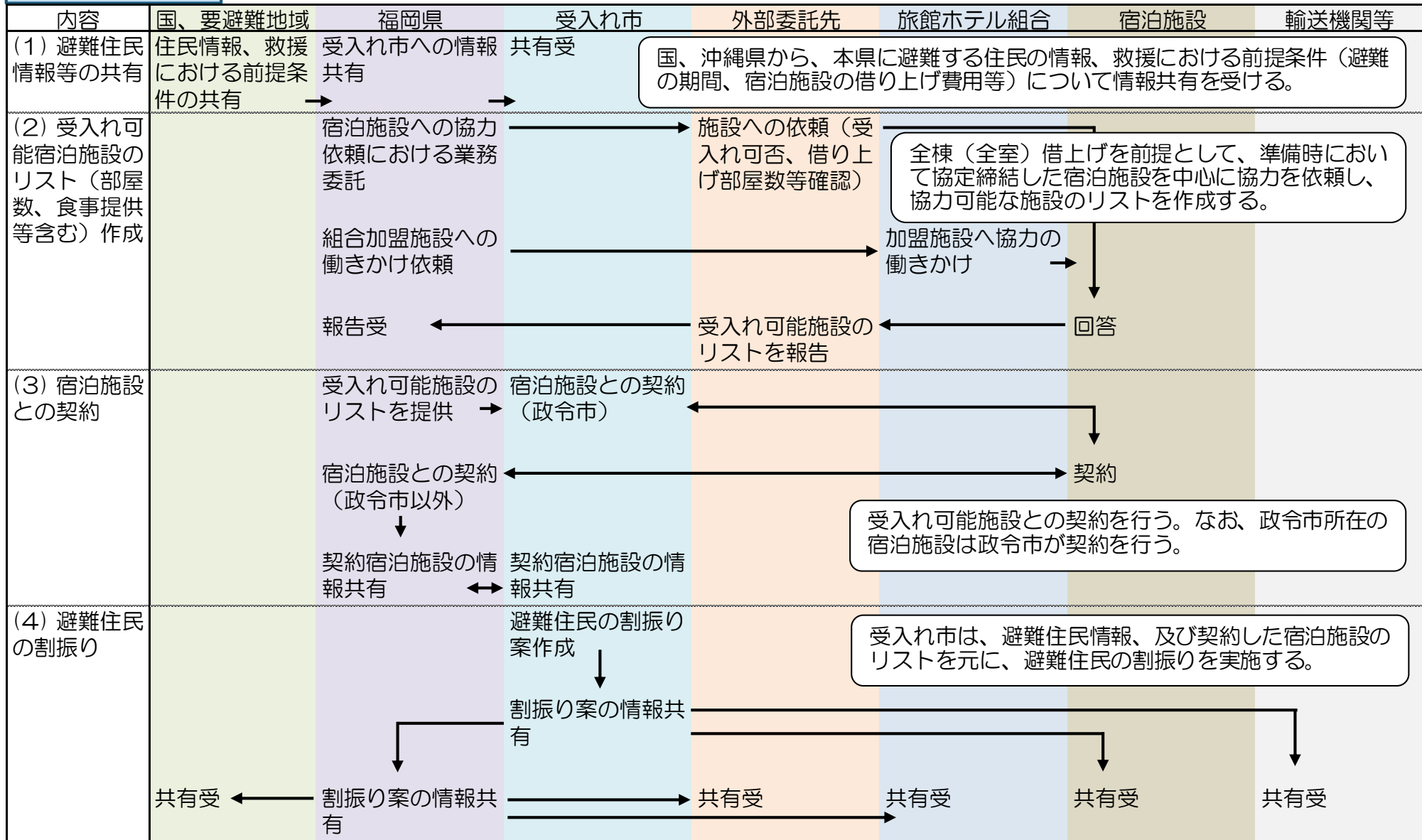
- ① 事態認定前の調整時間において、県が受入れ可能宿泊施設のリスト作成、県と政令市が契約、市が割振りを行う。
- ② 事態認定後、空港から避難先連絡所までの輸送調整については、県が行う。
- ③ 避難先連絡所から宿泊施設までの輸送調整については、受入れ市が行う。
- ④ 宿泊施設との調整等には、膨大な事務量が発生することが想定されることから、必要に応じて外部委託の検討を行う。なお、「宿泊施設等との調整における外部委託」において外部委託（案）を記載する。
- ⑤ 県は宿泊施設との調整について実行性を高めるため、準備時においてマニュアルの作成や協定締結の検討を行う。
- ⑥ 調整の流れ（案）について、以下「1～3」のとおり整理する。

1. 準備時



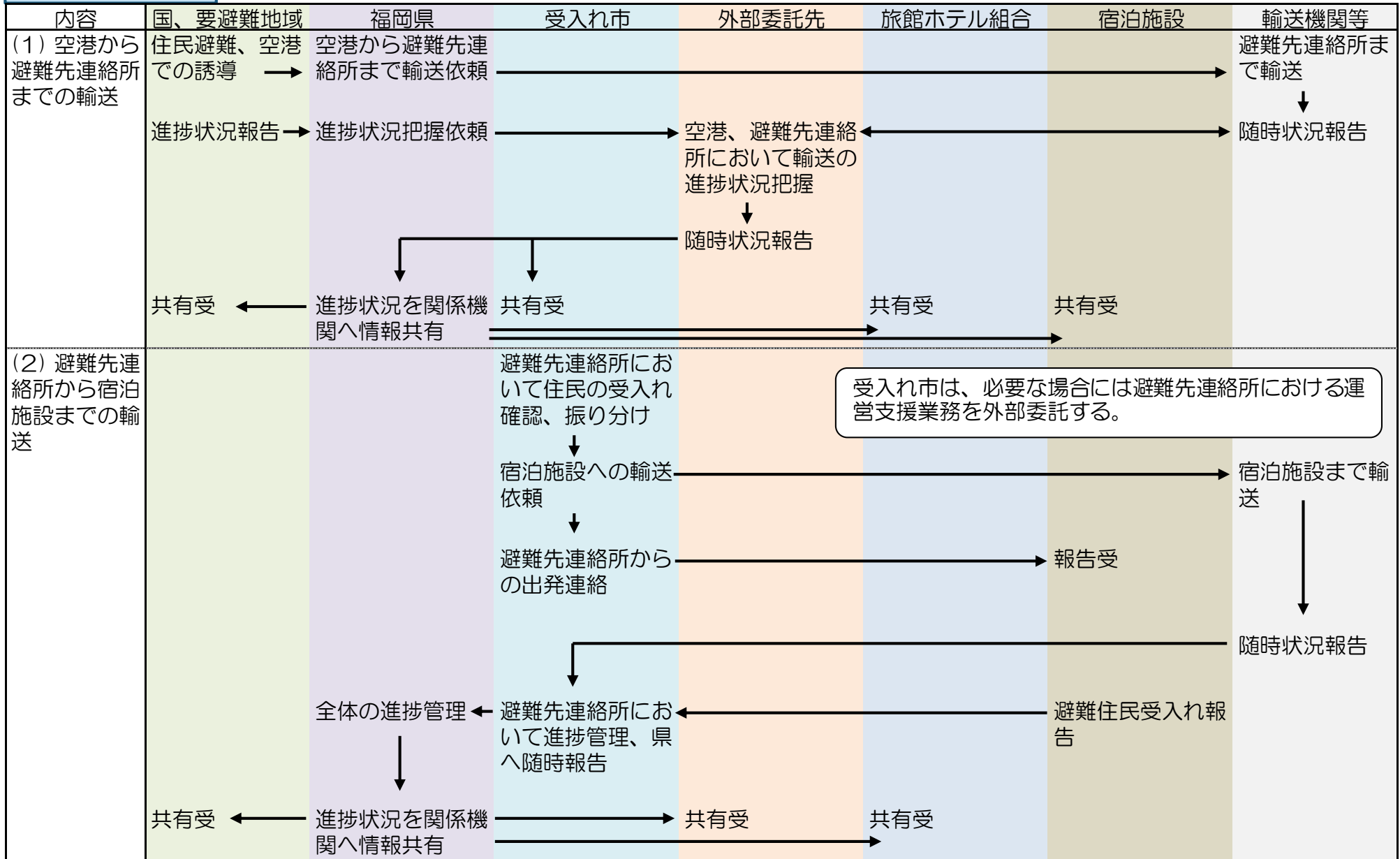
(2) 宿泊施設等との調整の流れ

2. 事態認定前



(2) 宿泊施設等との調整の流れ

3. 事態認定後



(2) 宿泊施設等との調整における外部委託

外部委託の考え方

- ① 外部委託について、前述の調整の流れを踏まえ、例として、以下「1～3」のとおり整理する。
- ② 1（1）において、宿泊施設等との調整の流れを検証し、具体化したマニュアルを作成する。また他の外部委託の内容（業務、成果物、委託先、契約主体）についても検証する。
- ③ 外部委託は国費の対象となる範囲で実施する。

1. 準備時

(1) 宿泊施設等との調整に係るマニュアル作成業務

目的 : 受入れを円滑なものとするため、マニュアル作成、及び宿泊施設等との調整の流れ（案）の検証等を行うことを目的とする。

業務 : ① 宿泊施設等との調整の流れ（案）について、他の事例と比較し検証
② 宿泊施設等との調整において検討している、他の外部委託内容について内容の検討
③ ①②の結果を踏まえ、事態認定前後における宿泊施設等との調整に係るマニュアルを作成

成果物 : 宿泊施設等との調整の流れ、外部委託内容案、宿泊施設等との調整に係るマニュアル

委託先 : 旅行代理店等

契約主体 : 県

(2) 宿泊施設との国民保護における協定締結支援業務（受入れ基本要領作成後に実施）

目的 : 宿泊施設との調整を円滑に行うためには、事前の協定締結が必要であることから、県内に所在する多数の宿泊施設との協定締結について、調整を行うことを目的とする。

業務 : ① 協定案の作成
② 県内宿泊施設との折衝、①について宿泊施設の意向確認
③ ②において協定内容に了解が取れた施設について県へ報告
④ 本県と宿泊施設において協定締結に係る調整

成果物 : 協定案、協定締結宿泊施設リスト

委託先 : 旅行代理店等

契約主体 : 県

(2) 宿泊施設等との調整における外部委託

2. 事態認定前

(1) 宿泊施設への協力依頼支援業務

目的 : 避難住民を受け入れるため、宿泊施設の確保が必要である。避難開始までに、受入れ市に所在する多数の宿泊施設と調整し、受入れ可能な宿泊施設の情報について整理することを目的とする。

業務 : ① 部屋タイプ数、食事提供有無等、避難住民の割振りに必要な項目の整理
② 受入れ市の各宿泊施設（本県との協定締結施設を中心に）に対し、受入れの要請
③ ②において受入れ可とする施設に対し、①で整理した項目内容の聞き取り
④ ③の聞き取り結果について、リストの作成

成果物 : 受入れ可能宿泊施設リスト

委託先 : 旅行代理店

契約主体 : 県

3. 事態認定後

(1) 受入れにおける進捗管理のための事務員の労働者派遣

目的 : 避難開始当初の本県における避難住民の受入れについて、進捗を管理し、関係機関へ共有する必要がある。受入れの進捗確認が必要な地点に人員を派遣し、状況を把握することを目的とする。

業務 : ① 県が指示した進捗確認地点、又は車両に人員を派遣し、県の指示のもと、輸送機関の運行状況や避難住民の到達状況を随時県及び避難先連絡所（市）に報告
② その他トラブルの発生があれば随時県へ報告

委託先 : 人材派遣会社

契約主体 : 県

(2) 避難先連絡所における運営支援のための事務員の労働者派遣（受入れ市において必要な場合）

目的 : 避難住民の円滑な受入れにおいては、避難先連絡所の運用は非常に重要であるため、受入れ市における避難先連絡所の運用において人員不足を補うことを目的とする。

業務 : 車両の誘導、避難住民の誘導、清掃、資材管理等

委託先 : 人材派遣会社

契約主体 : 市

(3) 輸送計画－各空港から受入れ市への輸送

福岡県の整理

◆ <一般の避難住民（要配慮者（妊産婦、乳幼児、外来人工透析患者）を含む。）の輸送>

- ① 福岡・鹿児島空港から各市避難先連絡所までの輸送については、県で手配する。
- ② ①の輸送は、バス（貸切等）または、鉄道による移動を前提とする。
- ③ 避難住民の輸送は、住民数を考慮し、原則として県内全てのバス等会社に要請する。
- ④ 輸送に係る調整については、一般社団法人福岡県バス協会及び一般社団法人福岡県貸切バス協会、一般社団法人福岡県タクシー協会の協力のもと、九州運輸局と県が連携して行う。

※ 輸送手段、経路については、県において検討

◆ <要配慮者の輸送（医療）※ 来年度以降に向けた整理>

- ① 国・沖縄県が検討した避難手段に応じて輸送方法を検討する。

◆ <要配慮者の輸送（介護）※ 来年度以降に向けた整理>

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 避難元市町村に対し、入所が必要な避難住民（要介護等の高齢者）の情報を避難先の県及び受入れ市に提供を求める。
- ② 福岡県老人福祉施設協議会、福岡県介護老人保健施設協会及び北九州高齢者福祉事業協会（3団体）と協力要請し、高齢者施設の福祉車両保有台数を把握する。
- ③ ②の結果をとりまとめた連絡体制表を作成する（定期的に更新）。
- ④ 避難住民（要介護者等の高齢者）の輸送については、収容先施設の福祉車両で輸送し、不足する場合は他施設の車両を確保する。
- ⑤ 定期的に3団体及び受入れ市町村等と協議し、輸送時の課題の抽出とその解決に努める。

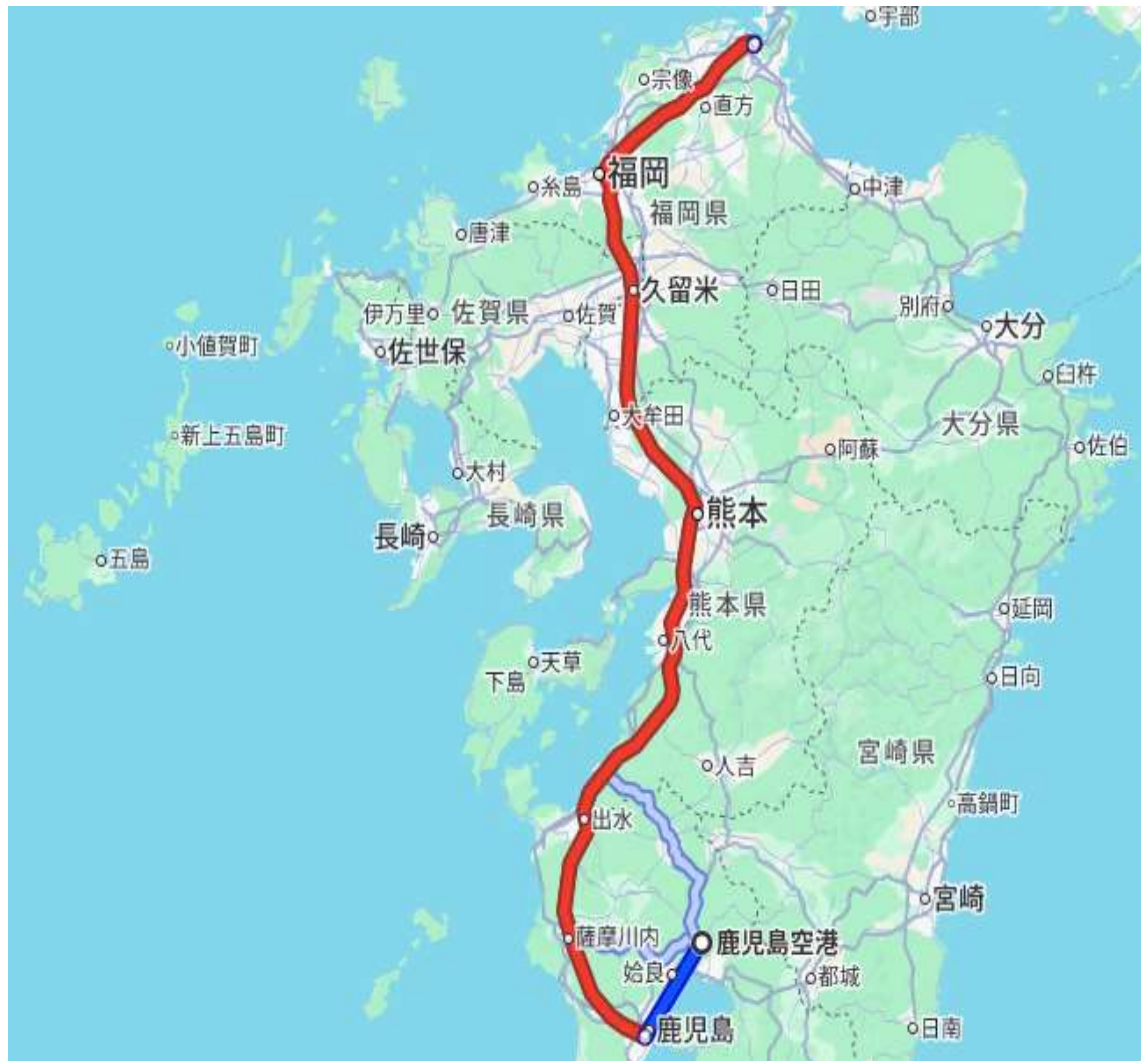
◆ <要配慮者の輸送（障がい）※ 来年度以降に向けた整理>

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 避難元市町村に対し、入所が必要な避難住民（障がい児・者）の情報を避難先の県及び受入れ市に提供を求める。
- ② 福岡県身体障害者施設協議会、福岡県知的障がい者福祉協会及び福岡県精神障害者社会復帰施設協議会（3団体）に協力要請し、障がい者施設の福祉車両保有台数を把握する。
- ③ ②の結果をとりまとめた連絡体制表を作成する。（定期的に更新）
- ④ 避難住民（障がい児・者）は、収容先施設の福祉車両で輸送し、不足する場合は他施設の車両を確保する。
- ⑤ 定期的に3団体及び受入れ市町村等と協議し、輸送時の課題の抽出とその解決に努める。

(3) 鹿児島空港～北九州市（避難先連絡所）までの主要な経路等

経路（新幹線プラン）



鹿児島空港（乗換 60分）



手 段	大型バス（貸切）
所要時間	40分

鹿児島中央駅（乗換 30分）



手 段	新幹線
所要時間	90分

小倉駅



手 段	徒歩
所要時間	15分

避難先連絡所
（西日本総合展示場）

全行程所要時間 235分（3時間55分）

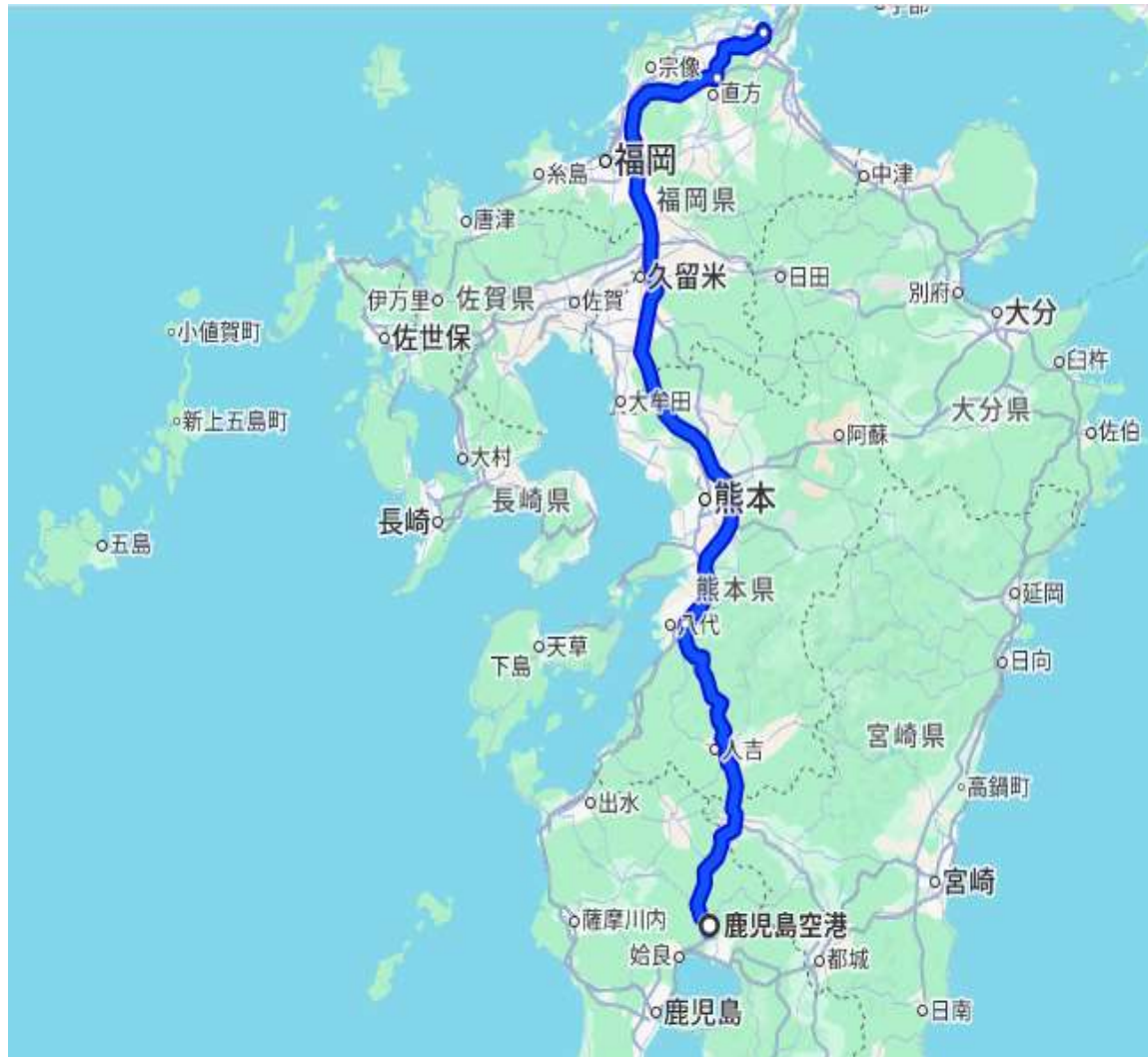
地図：（出典）Google社 Googleマップ

(3) 避難(宮古空港)から北九州市(避難先連絡所)までの一連のタイムテーブル

便名	宮古空港 出発 	鹿児島空港 到着	乗換	鹿児島空港 出発 	鹿児島 中央駅 到着	乗換	便名	鹿児島 中央駅 出発 	小倉駅 到着	移動	避難先連絡所 (西日本総合展示場) 到着 
所要時間	90分		60分	40分		30分	90分			15分	325分 (5時間25分)
6-1 (ANA738) 搭乗 165人	8:35	10:05	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	11:05	11:45	新幹線 (定員546人)	みずほ 501号	12:15	13:45	徒歩	14:00
5-1 (ANA788) 搭乗 335人	9:00	10:30	大型バス (定員45人) 必要台数 8台	11:30	12:10	新幹線 (定員546人)	みずほ 502号	12:40	14:10	徒歩	14:25
5-2 (ANA788) 搭乗 335人	10:25	11:55	大型バス (定員45人) 必要台数 8台	12:55	13:35	新幹線 (定員546人)	みずほ 503号	14:05	15:35	徒歩	15:50
5-3 (ANA788) 搭乗 335人	11:50	13:20	大型バス (定員45人) 必要台数 8台	14:20	15:00	新幹線 (定員546人)	みずほ 504号	15:30	17:00	徒歩	17:15
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
大型バス必要台数 (案)			28								

(3) 鹿児島空港～北九州市（避難先連絡所）までの主要な経路等

経路（バスプラン）



鹿児島空港(乗換 60分)



手 段	大型バス（貸切）
所要時間	240分



避難先連絡所
(西日本総合展示場)

全行程所要時間	300分（5時間00分）
---------	--------------

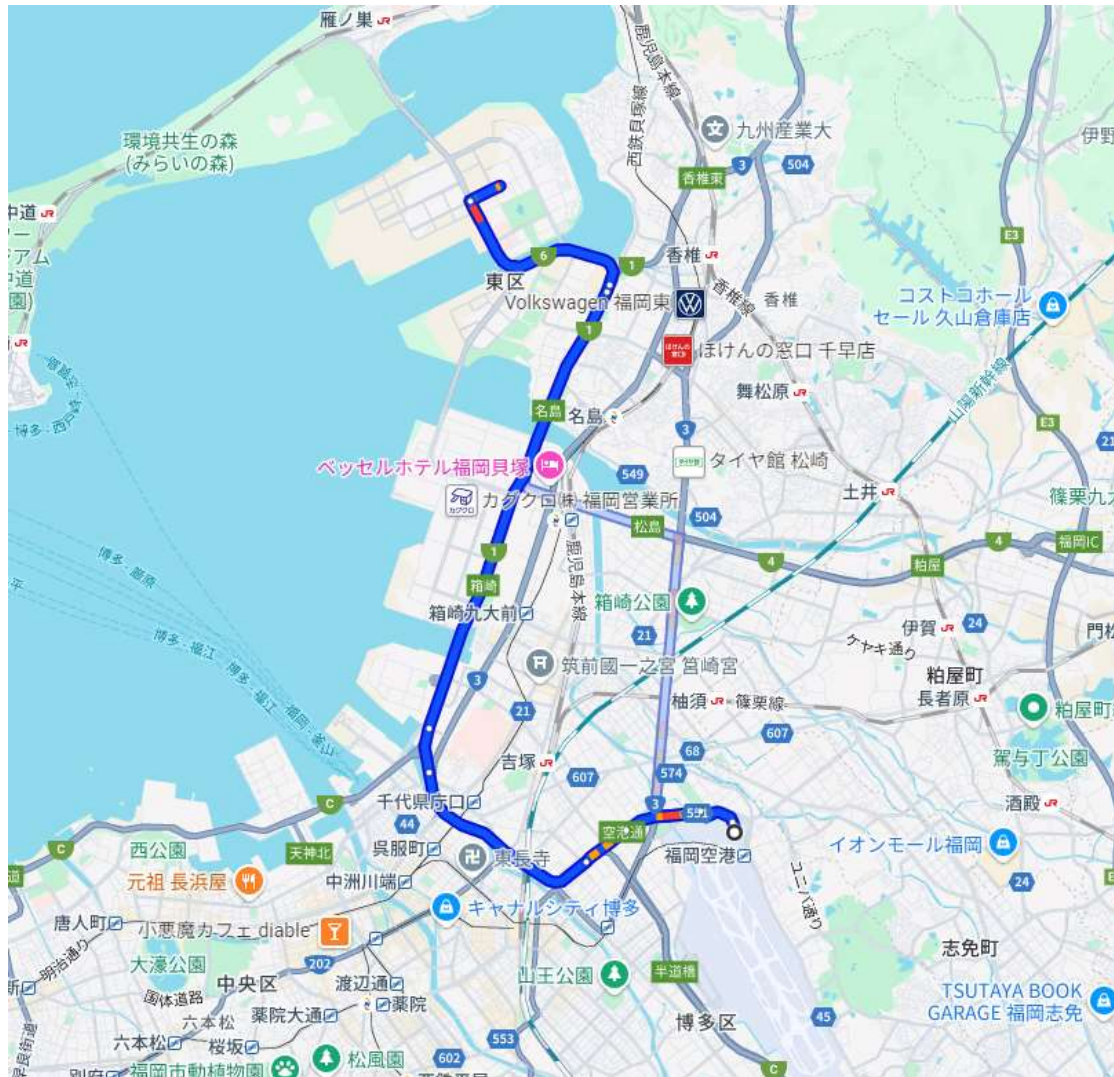
地図：（出典）Google社 Googleマップ

(3) 避難(宮古空港)から北九州市(避難先連絡所)までの一連のタイムテーブル

便名	宮古空港 出発 	鹿児島空港 到着	乗換	鹿児島空港 出発 	避難先連絡所 (西日本総合展示場) 到着 
所要時間	90分		60分	240分	390分 (6時間30分)
6-1 (ANA738) 搭乗 165人	8:35	10:05	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	11:05	14:05
5-1 (ANA788) 搭乗 335人	9:00	10:30	大型バス (定員45人) 必要台数 8台	11:30	14:30
5-2 (ANA788) 搭乗 335人	10:25	11:55	大型バス (定員45人) 必要台数 8台	12:55	15:55
5-3 (ANA788) 搭乗 335人	11:50	13:20	大型バス (定員45人) 必要台数 8台	14:20	17:20
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
大型バス必要台数 (案)			5 2		

(3) 福岡空港～福岡市（避難先連絡所）までの主要な経路等

経路（都市高速道路使用）



福岡空港（乗換 60分）



手段 大型バス（貸切）
所要時間 25分



避難先連絡所
（福岡市総合体育館）

全行程所要時間 85分（1時間25分）

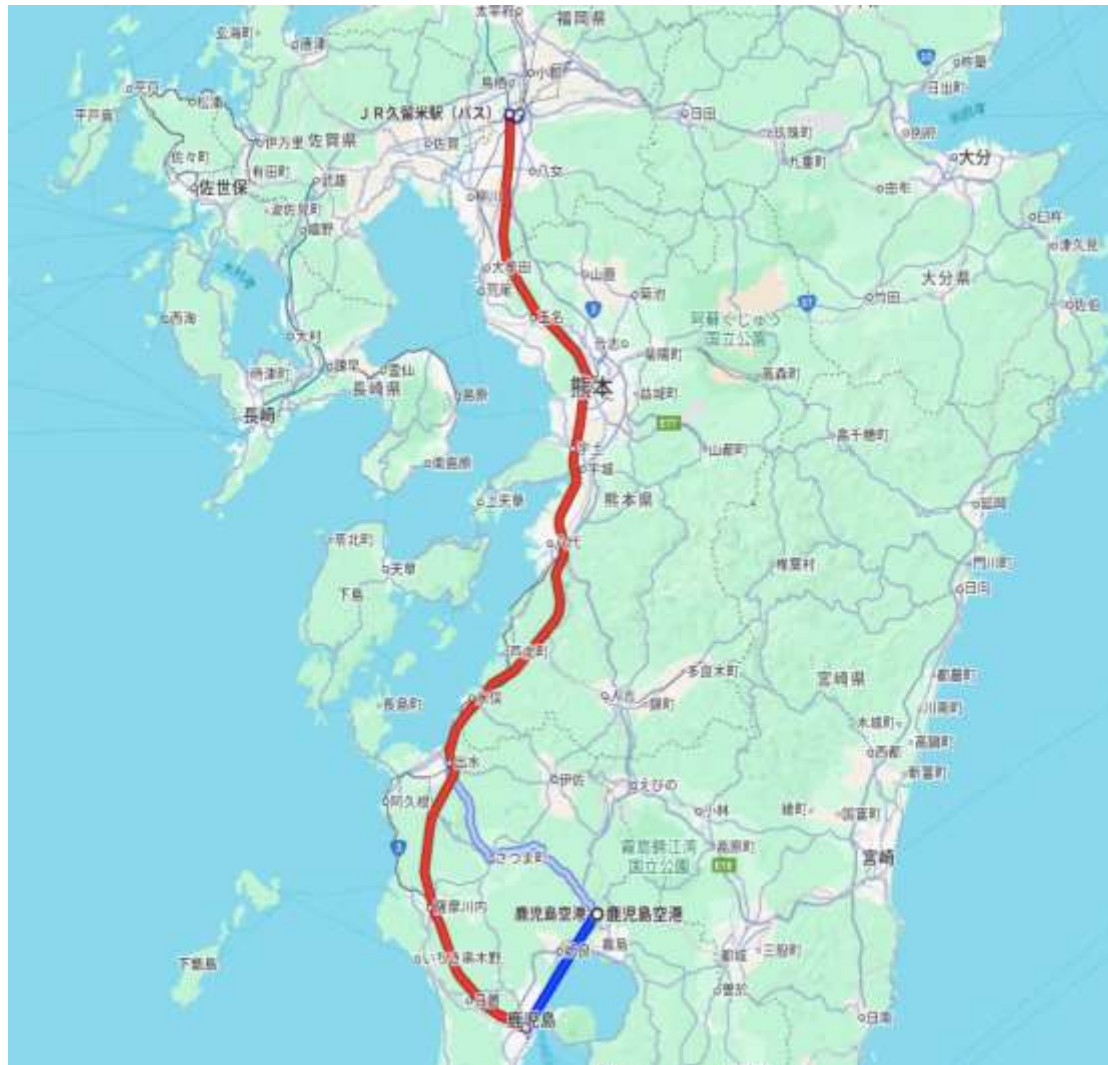
地図：（出典）Google社 Googleマップ

(3) 避難(新石垣空港)から福岡市(避難先連絡所)までの一連のタイムテーブル

便名	新石垣空港 出発 	福岡空港 到着	乗換	福岡空港 出発 	避難先連絡所 (福岡市総合体育館) 到着 
所要時間	120分		60分	25分	205分 (3時間25分)
9 - 1 (JAL738) 搭乗165人	9:20	11:20	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	12:20	12:45
9 - 2 (JAL738) 搭乗165人	10:40	12:40	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	13:40	14:05
9 - 3 (JAL738) 搭乗165人	12:00	14:00	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	15:00	15:25
7 - 4 (JAL738) 搭乗165人	13:10	15:10	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	16:10	16:35
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
大型バス必要台数 (案)			5 2		

(3) 鹿児島空港～久留米市（避難先連絡所）までの主要な経路等

経路（新幹線プラン）



鹿児島空港（乗換 60分）



手 段 大型バス（貸切）
所要時間 40分

鹿児島中央駅（乗換 30分）



手 段 新幹線
所要時間 90分

久留米駅（乗換 30分）



手 段 大型バス（貸切）
所要時間 10分



避難先連絡所
（久留米アリーナ）

全行程所要時間 260分（4時間20分）

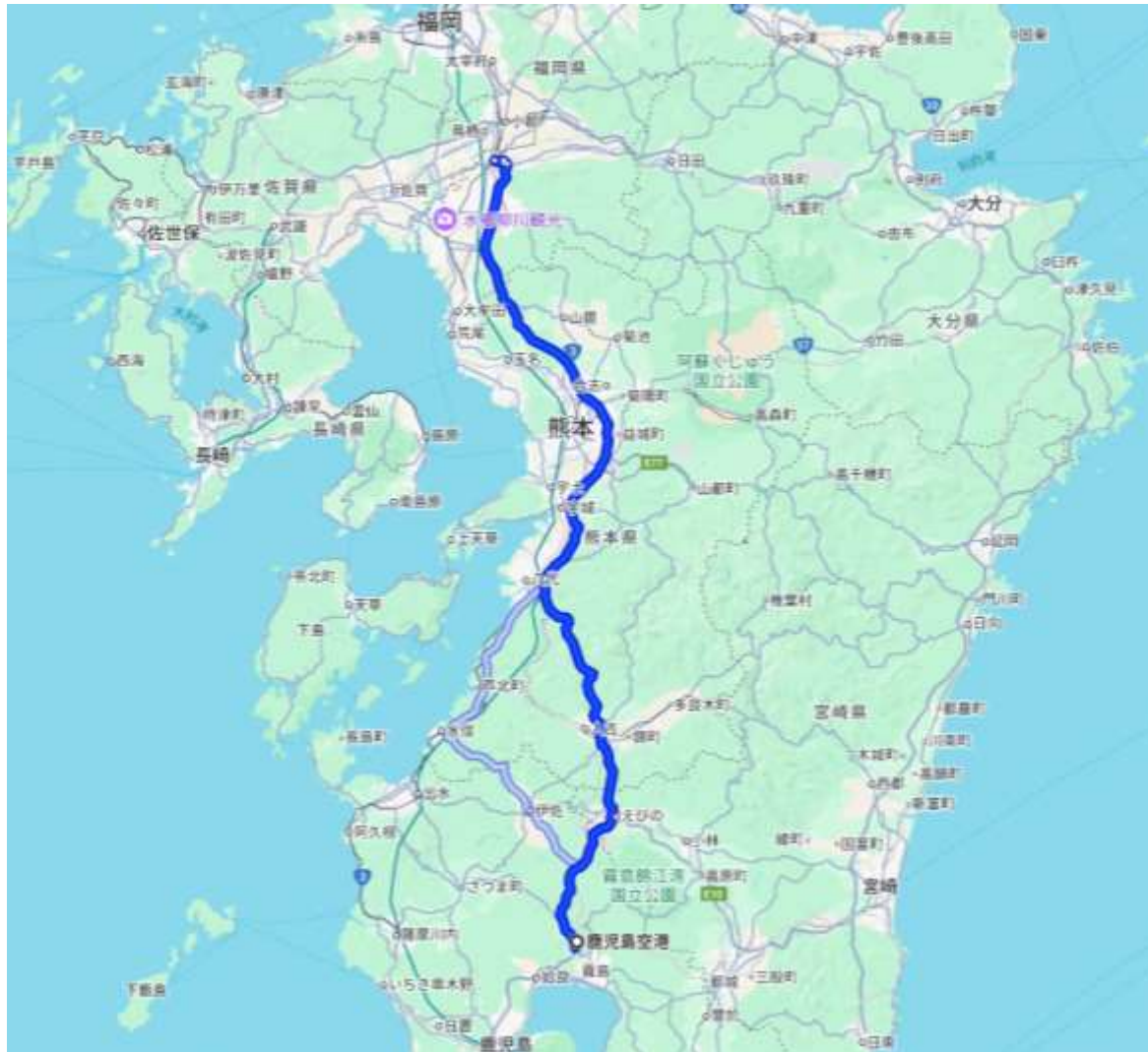
地図：（出典）Google社 Googleマップ

(3) 避難(宮古空港)から久留米市(避難先連絡所)までの一連のタイムテーブル

便名	宮古空港 出発 	鹿児島空港 到着	乗換	鹿児島空港 出発 	鹿児島 中央駅 到着	乗換	便名	鹿児島 中央駅 出発 	久留米駅 到着	乗換	久留米駅 出発 	避難先連絡所 (久留米アリーナ) 到着 
所要時間	90分		60分	40分		30分	90分			30分	10分	350分 (5時間50分)
2-1 (SKY738) 搭乗 177人	10:50	12:20	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	13:20	14:00	新幹線 (定員546人)	みずほ 501号	14:30	16:00	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	16:30	16:40
2-2 (SKY738) 搭乗 177人	12:30	14:00	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	15:00	15:40	新幹線 (定員546人)	みずほ 502号	16:10	17:40	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	18:10	18:20
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・		・ ・ ・
大型バス必要台数 (案)			1 2							1 2		

(3) 鹿児島空港～久留米市（避難先連絡所）までの主要な経路等

経路（バスプラン）



鹿児島空港(乗換 60分)



手段 大型バス（貸切）
所要時間 160分



避難先連絡所
(久留米アリーナ)

全行程所要時間 220分（3時間40分）

地図：（出典）Google社 Googleマップ

(3) 避難(宮古空港)から久留米市(避難先連絡所)までの一連のタイムテーブル

便名	宮古空港 出発 	鹿児島空港 到着	乗換	鹿児島空港 出発 	避難先連絡所 (久留米アリーナ) 到着 
所要時間	90分		60分	160分	310分 (5時間10分)
2-1 (SKY738) 搭乗 177人	10:50	12:20	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	13:20	16:00
2-2 (SKY738) 搭乗 177人	12:30	14:00	大型バス (定員45人) 必要台数 4台	15:00	17:40
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
大型バス必要台数			1 2		

(4) 食品の給与・飲料水の供給

福岡県の整理

<調達>

- ① 避難先連絡所では、食料物資や飲料水を手配する。
- ② 収容施設等では、それぞれの施設内において3食提供する。食堂や調理施設があり対応できる場合は、その活用を検討する。食事の提供設備がない場合、弁当や食料物資を手配する。
- ③ 飲料水は、ペットボトル飲料のほか、避難先連絡所や収容施設等の上水道を利用する。

<輸送方法>

- ① 集積拠点施設（＝避難先連絡所）までの食料物資の輸送については、協定事業者に要請する。ただし、協定事業者が対応困難な場合は、福岡県トラック協会に要請する。
- ② 集積拠点施設（＝避難先連絡所）から収容施設等までの食料物資の輸送については、市と調整の上、実施することとする。

(5) 生活必需品の給与及び貸与

福岡県の整理

- ① 物資の調達については、災害時における物資供給協定を締結している事業者（以下「協定事業者」という。）に要請する。
ただし、在庫不足や協定事業者の被災など、協定事業者だけでは調達が困難な場合は、備蓄物資を供給するものとする。
- ② 物資は物資集積拠点（避難先連絡所）において集約・仕分けを行う。
避難住民への提供は、避難先連絡所でのお渡し又は収容施設（ホテル等）に直接輸送する。
- ③ 物資集積拠点までの輸送については、協定事業者に要請する。
ただし、協定事業者が対応困難な場合は、福岡県トラック協会に要請する。
- ④ 物資集積拠点（避難先連絡所）から収容施設までの物資の輸送方法については、市と調整の上、実施することとする。

(6) 医療の提供及び助産

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 県内は、平素の状況であり、医療機関等も通常どおり運営しているため、医療機関の情報提供（透析、産科、在宅医療を含む）を行い、医療を提供する。
- ② 救急搬送件数の増加を防ぐため、救急電話相談及び小児救急医療電話相談の周知を行う。
- ③ 医療、助産ニーズの増加に対応する医療、医薬品供給体制を確保するため、公益社団法人福岡県医師会及び公益社団法人福岡県薬剤師会等関係機関との連絡、調整を行う。

(7) 通信設備の提供

福岡県の整理

- ① 避難施設・収容施設のリストについては、受入れ市から情報提供を受けるとともにWi-Fi設備の有無を確認
- ② Wi-Fi設備の無い施設について、Wi-Fi整備対象としてリストアップ
- ③ 各施設の収容者数を参考に貸出が必要となるWi-Fi対応端末の数を推計
- ④ 通信事業者とWi-Fi設備を整備する施設、貸出端末数等を調整
- ⑤ 通信事業者と通信設備の提供に関する協定を締結

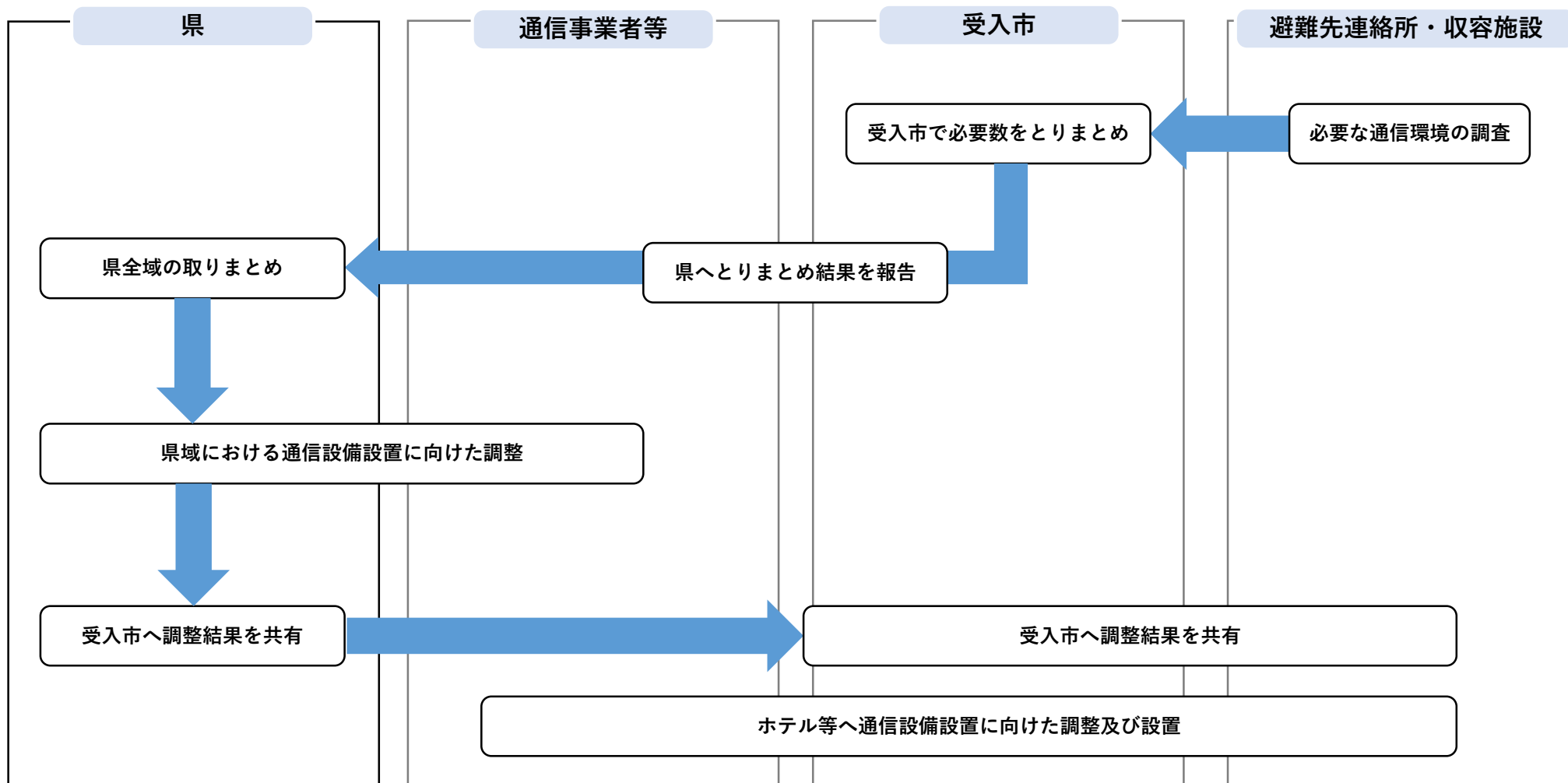
準備

- ① 受入市が必要な通信環境（ニーズ）の把握に係る調査を実施
- ② 受入市が調査結果を県へ報告
- ③ 県が調査結果に基づき、通信事業者等と通信設備の調達及び設置に係る調整を実施
- ④ 県と通信事業者との間で、通信設備の調達及び設置に係る合意（覚書等）を明文化
- ⑤ 県から受入市へ調整結果を共有
- ⑥ 受入市が収容施設と通信設備の設置に係る調整を実施

関係機関

	担当部署
九州総合通信局	防災対策推進室
西日本電信電話 株式会社	九州支店 設備部 災害対策室
株式会社 NTTドコモ 九州支社	ネットワーク部 災害対策室 災害対策担当
KDDI 株式会社	西日本運用センター 西日本エリア担当
ソフトバンク 株式会社	総務本部 総務企画統括部 リスク対策部 リスク渉外課
楽天モバイル 株式会社	BCP管理本部 BCP運用部 災害対応支援課 九州/沖縄BCPリエゾングループ
株式会社 Qtnet	技術統括部計画グループ

(7) 通信設備の提供の流れ



(8) その他の生活支援 — 学用品の給与等

先行検討：久留米市と県で共同検討

福岡県の整理

- ① 福岡県に避難する幼児、児童、生徒及び学生が、避難先での就学機会を確保できるよう、避難元、避難先市町村（教育委員会）や県内の学校設置者と連携する。
- ② 特に義務教育段階においては、確実に学習の継続に努める。
- ③ 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒について、可能な限り同様の支援が受けられるよう、個人情報保護に留意しながら情報共有を図る。
- ④ 避難元の方針として、避難後も沖縄県での教育を継続する場合には、臨時的な学校の移転の可否も併せて検討する。
- ⑤ 円滑に学用品が給与され、家庭の経済状況によることなく教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずるため、県内の学校設置者と連携する。

(8) その他の生活支援 — 福祉サービスの提供

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 福祉サービスが必要な高齢者や障がいのある方について、事前に避難元市町村から情報提供を受けることが出来る体制を構築する。
- ② 事業所等に対して、介護支援専門員又は相談支援専門員及び市町村等を通じて、避難住民に対するサービス提供の受入れを依頼する。
- ③ 事業所等への協力要請や受入れ可能な事業所等の情報を避難先市町村等に情報提供する。

(8) その他の生活支援 — 就労支援

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 半年以上の長期にわたる避難を見据え、福岡県内での就職を希望する方に対する就職支援を行う。
- ② 就職支援を行っている相談窓口の情報が行き届くよう、避難先への周知広報を行う。
- ③ ハローワーク及び県の年代別・対象別就職支援センター等就職支援施設・相談窓口において、就職希望者の経歴や希望などを丁寧に聞き取り、希望に合った職業紹介を行う。

2 - 2 北九州市

(1) 全体の流れ

避難スキーム

救援スキーム

要避難地域
(宮古島市)

避難先地域
(北九州市)

宮古空港

小型・中型
ジェット機

鹿児島空港

バス、鉄道等

避難先連絡所

バス等

宿泊施設等(ホテル・旅館)

賃貸住宅
(民間)

公営住宅
(空き部屋)

長期避難住宅
(建築型)

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

【拠点施設】避難先連絡所における流れについて

全体の流れ

1 避難



宮古島市～
鹿児島空港～
北九州市
(避難先連絡所)

2 待機



到着後、世帯ごと
に受付まで待機

3 受付



受付（本人確認、
書類配布、宿泊先
案内）

3' 宿泊



到着・受付終了が深夜帯
になった場合、避難先連
絡所で一時的に宿泊

4 移動



徒歩（小倉駅周
辺）で宿泊施設へ
移動

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

受付の流れ

○避難開始までに十分な調整時間があり、受付業務を迅速に実施するために、以下の事項を避難開始前に実施しておく必要がある。

- ①避難住民情報の情報共有
 - ・世帯ごとのフライトスケジュール
 - ・世帯情報（住基情報、福祉サービス情報 等）
- ②世帯ごとの宿泊施設等の割り振り
- ③北九州市と宮古島市との世帯情報の共有方法の確立

1

世帯情報確認



提供された避難住民情報による世帯情報の確認

2

本人確認



身分証明書等を使用して本人確認を実施

3

資料等の配付



避難住民に資料等を交付。
※資料については、避難開始前、避難実施中（バス・新幹線）において説明を実施

4

案内



避難先連絡所内の説明
宿泊施設の案内を実施

【配付資料内容】

- ・各宿泊施設への案内
- ・避難生活における留意事項等
- ・北九州市での生活情報
- ・防災情報
- ・保健・福祉関係情報
- ・相談窓口

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

【拠点施設】避難先連絡所における考え方・調整事項

考え方

- 避難住民の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する必要がある。
 - ・ 避難住民の受入窓口（本人確認、健康状態の確認 等）
 - ・ 避難先施設（ホテル・旅館等）への輸送までの一時的な宿泊先（冷暖房・シャワーなど）
※隣接しているミクニワールドスタジアム北九州の利用を想定
 - ・ 宮古島市の行政機能の一時的な移転先（北九州市本庁舎使用不能時の代替施設候補）
 - ・ 交通（特に緊急車両の通行）の妨げにならずに大型バスが停車するスペースを確保できる。
 - ・ 冷暖房設備が完備されており、避難住民数に対応した個人スペースの設置が可能
 - ・ 支援物資の集積所としてのスペース確保が可能
 - ・ 受入手続き後、収容施設への交通の利便性が高い
※小倉駅から徒歩圏内であり、交通の利便性も高い
※住民の避難先として想定するホテル等が小倉駅周辺に多く立地しており、避難住民の生活支援等が容易

(2) 収容施設の供与―避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

避難開始までの調整項目

- ① 施設利用に係る手続き
 - ・ 福岡県、北九州市及び施設管理者が協議し、避難先連絡所としての利用について条件を協定書等で整理し、避難先連絡所として利用可能な状態とする。
- ※避難先連絡所については、「西日本総合展示場」、「北九州メディアドーム」、「穴生ドーム」の3か所を想定している。初期的な計画においては、「西日本総合展示場」を想定して検討している。
- ② 受入れ手続きのスムーズ化
 - ・ 避難先連絡所での滞在時間の短縮、早期の収容施設への輸送を行うために、北九州市と宮古島市において、世帯情報等の情報共有を行う（QRコード及び本人確認書類による受付を想定）。
 - ・ 受付・説明での混雑が予想されるため、できる限り避難先連絡所到着までに、宮古島市及び避難移動時において、避難住民への北九州市での避難生活についての説明等を完了しておく。
- ③ 各自治体・関係機関の役割分担の明確化
 - ・ 避難先連絡所における北九州市、宮古島市、関係機関（警察・消防・医療機関等）の役割を明確にしておく。
- ④ 職員配置体制の確保
 - ・ 定めた役割に基づき、北九州市、宮古島市及び関係機関において、十分な人員の確保を行う。
- ⑤ 行政機能の一時移転
 - ・ 福岡県、北九州市、宮古島市、施設管理者において協議を行い、行政機能の一時移転が行えるように協定書等で整理を行い、利用可能な状態にする
- ⑥ 避難先連絡所の機能とレイアウト
 - ・ 避難先連絡所に求める機能とレイアウトについて、北九州市と宮古島市において、調整を行う。
 - ・ 避難先連絡所へは、北九州市及び宮古島市いずれも責任者を1名必ず配置する。
 - ・ 宿泊スペース等の運営に当たっては、北九州市「大規模災害時の避難所運営マニュアル」に沿って行う。
 - ・ 一時的な宿泊が想定されるため、簡易ベッド、食料・飲料水などの十分な確保を行う。
- ⑦ 保健師等の人員派遣
 - ・ 人員派遣について、北九州市と宮古島市で調整の上、各所管課で十分な人員の確保を行う。
- ⑧ 広報・周知
 - ・ 北九州市及び宮古島市において、HPやSNS等あらゆる情報媒体を利用し、市民への広報・周知を図る。

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

【拠点施設】避難先連絡所（西日本総合展示場新館・本館）について

西日本総合展示場新館 | 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1

WEST JAPAN GENERAL EXHIBITION CENTER ANNEX

西日本総合展示場は、狭小敷地から、屋根付きのペデストリアンデッキ（動く歩道）で結ばれわずか5分、新幹線・モノレール・バスなどに直結され、高層道路ランプも近く、徒歩の利便性を誇ります。上九州国際会議場・ARIAなどに隣接し、ホテル・商業ビルなど一歩になったコンベンションゾーンとしての総合的な機能を発揮します。8000㎡の柱の無いフレキシブルな空間。ニーズに応じて、3分割利用ができる柔軟な設計です。有効天井高は13m、床強度は5t/㎡で、重機物の展示はもちろん、遊入・観山作業も決行的に行えます。さらに可動仕切りで仕切れば会議や大会の懇談会場、分科会場、機器展示会場、ポスターセッション会場、レセプション会場などにも柔軟にアレンジができます。会議室は全部で5室あります。広さは52〜88平方メートル。各室のパーティションをすべて外せるので5室分のスペースを1室として使うこともできます。

新館展示場

会場名	階	面積/㎡	収容人数/人	3/4分割	スクリーン	ロビー
中庭	1F	8,000	10,000	4,500	-	-
2F中庭	2F	5,333	6,000	3,000	-	-
1F中庭	1F	2,667	3,000	1,500	-	-
1F中庭A	1F	85	-	-	-	-
1F中庭B	1F	110	-	-	-	-
1F中庭C	1F	53	-	-	-	-
ユーティリティスペース	1F	207	-	-	-	-
ロビー	1F	472	-	-	-	-
千代田ホール	1F	120	-	-	33	-
千代田ホール2	1F	70	36	24	-	-
千代田ホール3	1F	70	36	24	-	-
千代田ホール4	1F	60	-	-	18	-
千代田ホール5	1F	40	17	18	-	-
千代田ホール6	1F	80	54	36	-	-
千代田ホール7	1F	110	-	-	33	-
千代田ホール8	1F	43	17	18	-	-
千代田ホール9	1F	75	36	24	-	-



新館ARC世界観

新館3階会議室

会場名	階	面積/㎡	収容人数/人	3/4分割	スクリーン
会議室(101〜104)	3F	388	216	168	-
301会議室	3F	80	54	36	-
302会議室	3F	87	54	36	-
303会議室	3F	88	54	36	-
304会議室	3F	82	54	36	-
305会議室	3F	52	-	16	-

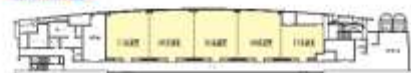


新館3階会議室

会場案内 新館1階



新館3階



西日本総合展示場本館 | 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-7-1

WEST JAPAN GENERAL EXHIBITION CENTER MAIN BUILDING

7,000㎡の柱の無いフレキシブルな空間を誇っています。有効天井高10mで、パーティションで3分割が可能です。展示会だけでなく、イベント、ショーをはじめパーティーなどにご利用頂けます。床の強度は5t/㎡です。また、中庭は、サクラ材の床仕上げで、和室などの展示会のほか、レセプション会場としても活用できます。

本館展示場

会場名	階	面積/㎡	収容人数/人
主会場	1F	7,140	-
大ホール中庭	1F	6,930	-
大ホール	1F	5,920	6,930
2/3	1F	3,680	4,600
1/2	1F	2,760	3,450
1/3	1F	1,840	2,300
中庭	1F	1,410	1,760
小ホール	1F	210	260
展示室(101〜104)	1F	735	-
展示室(105)	1F	80	-
展示室(106)	1F	30	-
展示室(107)	1F	35	-



外観

会場案内 本館1階



本館大ホール

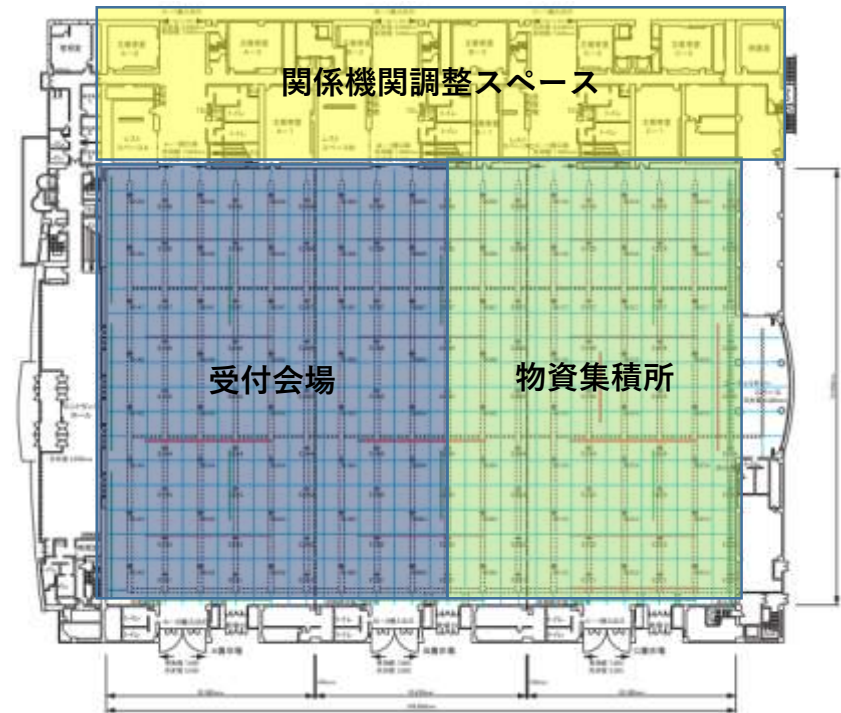


本館中庭

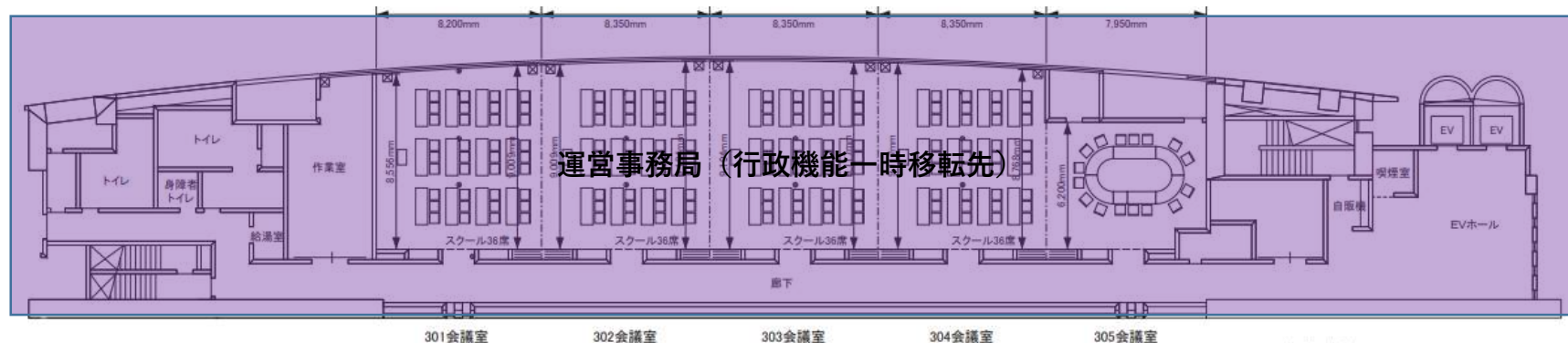
(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

【拠点施設】避難先連絡所のレイアウトについて

【西日本総合展示場（新館1F）】

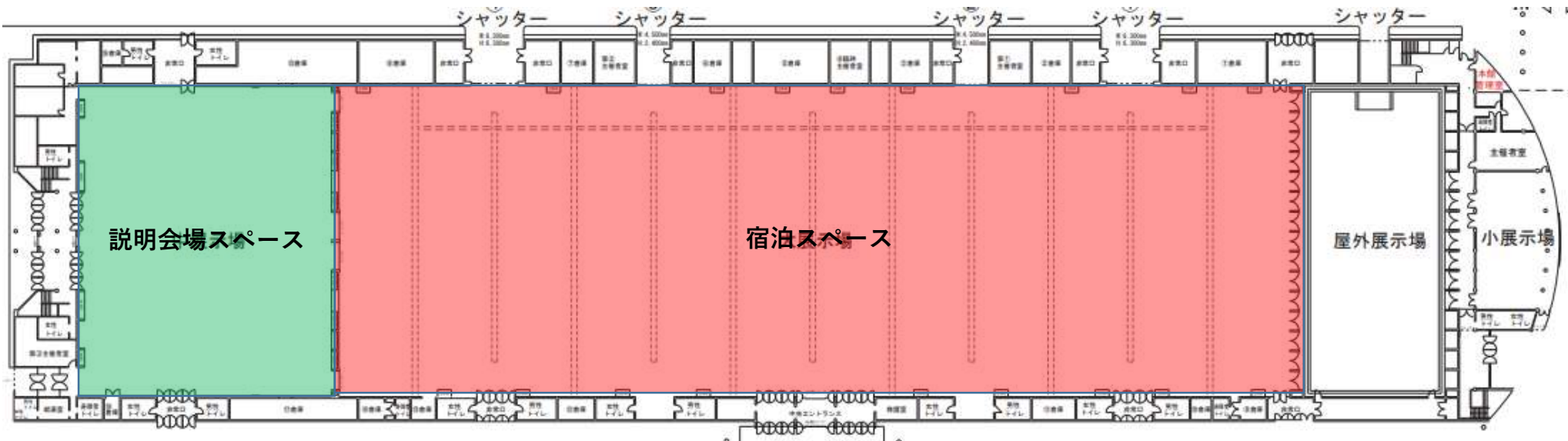


【西日本総合展示場（新館3F）】

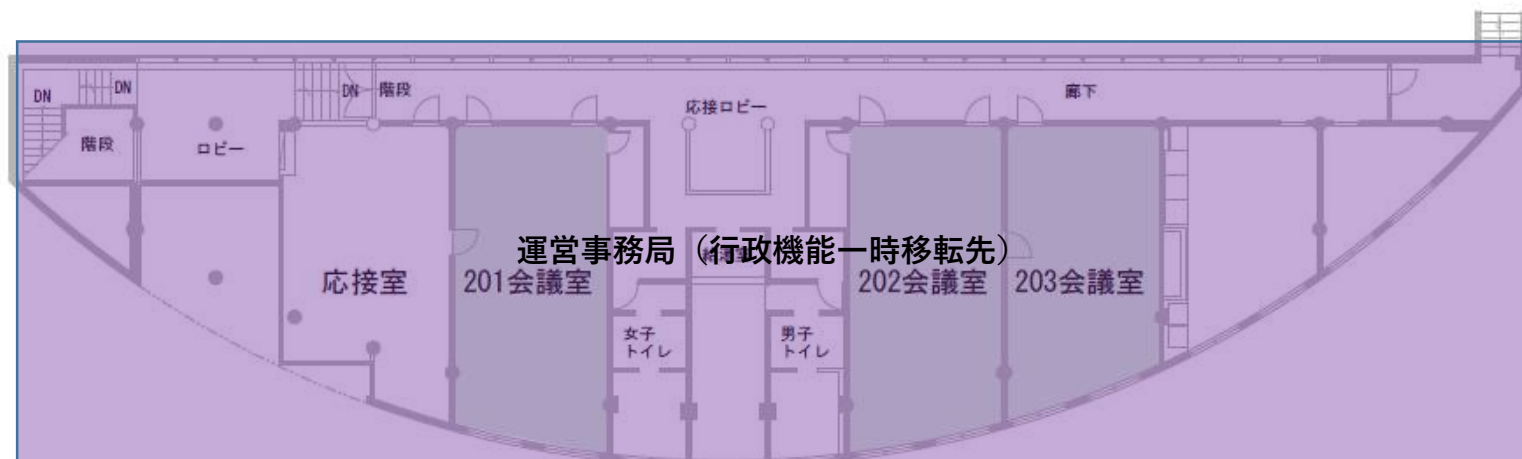


(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

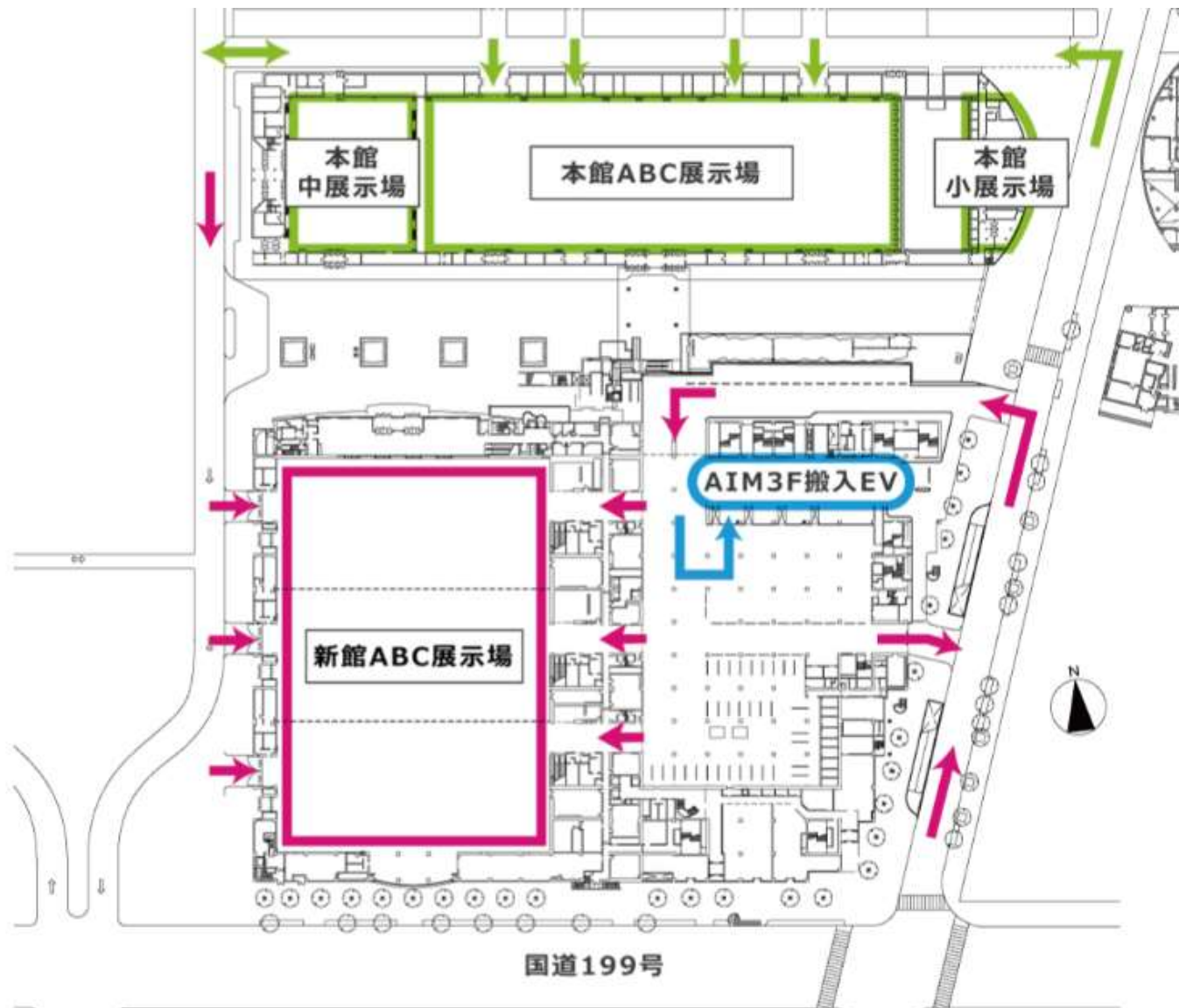
【西日本総合展示場（本館1F）】



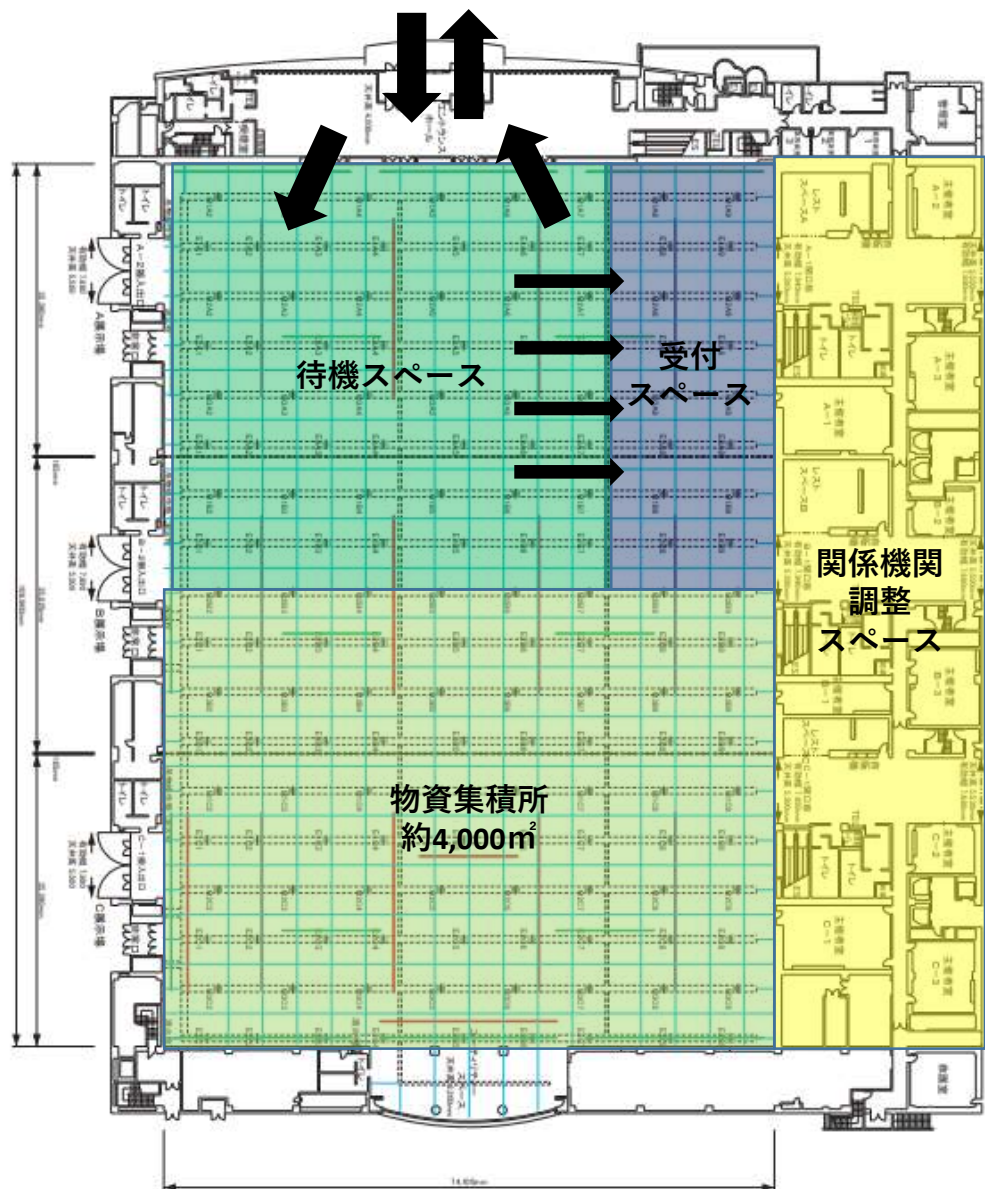
【西日本総合展示場（本館2F）】



(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）



(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）



考え方

- 6日間に分けて宮古島市（南小学校区）の住民：6,780人、3,411世帯が避難を行う。
そのため、1日：約1,130人、約570世帯の到着を想定。
- 到着から収容施設への出発までを1世帯30分(連絡所内移動:10分、受付:20分)を目標とし、滞在時間として想定する。
- 受付時間を8時～22時と想定とする。
- 22時以降に到着したものについては、宿泊スペースにて、寝泊りしてもらい、翌日受付手続きを行うものとする。

待機スペース

- 総合相談、健康相談の設置も行う。
- 最大1,000人待機となっても、1人あたり3m²を確保。

受付スペース

- 1世帯:20分間と考え、14箇所の設置が必要となる。
※1箇所 = 14時間(840分) ÷ 20分 = 42世帯(1日あたりの処理数)

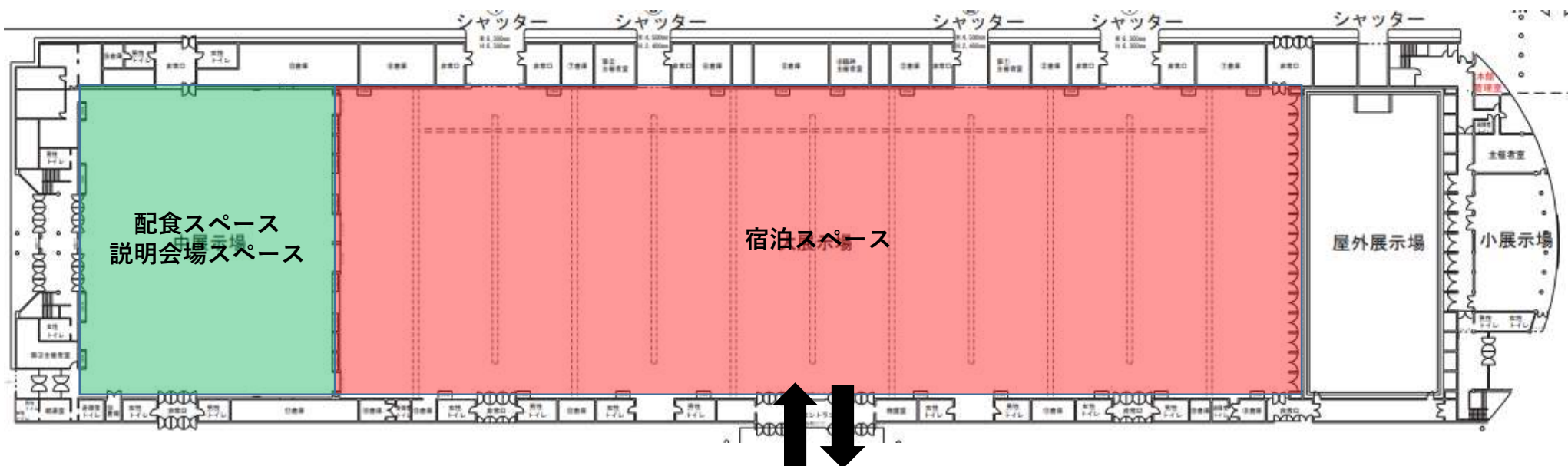
物資集積所

- 生活必需品、食料、飲料水等の物資の搬入、配送を行う。
- 避難住民の受付が完了すれば、スペースを拡張する。

関係機関調整スペース

- 避難先連絡所の関係機関（警察・消防・医療機関等）の待機・業務スペースとして確保。

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）



宿泊スペース

- 1人あたり 3.5m^2 とすると、最大約1,570人の宿泊が可能。
- 17時以降に鹿児島空港へ到着した避難住民については、翌日受付となる可能性がある（バス：鹿児島空港～北九州市:約4時間）。
- フライトスケジュール（後述）から、最大約530人の宿泊が考えられる。
- シャワーについては、ミクニスタジアム北九州への利用を想定。

説明会場スペース

- 原則、避難開始前・避難実施中に説明を完了する想定であるが、説明未実施世帯が発生した場合に対応。
- 事前に未実施世帯について、北九州市と宮古島市において共有し、世帯数に応じて備品・設置人員を決定。

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

【拠点施設】避難先連絡所の必要な備品について

考え方

○避難先連絡所で必要となる備品について、以下の通り、整理するもの。

- ・机・椅子等については、施設備品を使用。不足する場合は、業者からのレンタルを行う。
- ・今後、検討が進むに従い、備品・品目の追加・変更を適宜行うもの。
- ・食料・飲料水等については、「食品の給与・飲料水の供給」の項目で記載。
- ・行政機能の一時移転における備品等については、宮古島市への調整・検討を行い、今後作成を行う。

必要な備品

西日本総合展示場新館

【受付スペース】

品 目	数 量
机	1 4 台
椅子	9 4 脚
PC	1 4 台

※受付1箇所について、机1台、PC1台。
椅子6脚（職員2脚、住民4脚）＋10脚で計算

【待機スペース】

品 目	数 量
机	要検討
椅子	要検討
養生シート	要検討

※最大1時間以内に約1,000人が到着予定。
※総合相談窓口、健康相談窓口を設置予定であるが、
どの程度設置を行うか未定であるため、要検討と記載。

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

必要な備品

西日本総合展示場本館

【説明＆配食スペース】

品 目	数 量
机	要検討
椅子	要検討
電気ポット	要検討
電子レンジ	要検討
使い捨て食器	要検討
割り箸・スプーン・フォーク	要検討

【宿泊スペース】

品 目	数 量
段ボールベッド	530台
間仕切り	530台
毛布	1,060枚
歯ブラシ・歯磨き粉	530個
シャンプー	530回分
ボディソープ	530回分
タオル類	530回分

※最大530人の宿泊を想定。

(2) 収容施設の供与―避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

【拠点施設】避難先連絡所の運営に必要な人員について

考え方

○避難先連絡所の運営に必要な人員について、以下の通り、整理するもの。

- ・宮古島市から住民の避難同行、避難先連絡所運営、総合調整等の役割に応じて職員が派遣されると想定する。
- ・行政機能の一時移転における人員については、宮古島市への調整・検討を行い、来年度以降作成を行う。
- ・初期的な計画作成時点で必要とされる人員を想定しており、今後検討が進むに従い、人員増減の可能性がある。

必要な人員

場所	役割	人数	考え方
受付会場	受付	要検討	1箇所につき2人を想定
	誘導		入口、待機、受付、出口に設置
	総合相談		未定
	健康相談		未定
	統括		北九州市及び宮古島市の防災部署で構成
物資集積所	運営		
説明会場	説明		1箇所につき2人を想定
	配食		未定
宿泊スペース	運営		
その他施設内・外	誘導		主要交差点などに配置

(2) 収容施設の供与

収容施設の種類

ホテル・旅館



病院



福祉施設

介護施設



障がい者施設



公営住宅



- ・ 県営住宅
- ・ 市営住宅
- ・ 公務員宿舎

民間賃貸住宅



建設型長期避難住宅



長期避難住宅

(2) 収容施設の供与—宿泊施設等の確保

考え方

- 避難当初1か月間は、ホテル・旅館での受入れを基本とする。
- 国は避難措置の指示と併せて避難先地域への入域の自粛要請を行うため、避難先となるホテル・旅館等は全室空室となることを想定。
- 初期的な計画においては、南小学校区住民を対象とする。

宿泊施設の確保

- 初期的な計画では、南小学校区住民を対象に割振り要領を作成する。
- 避難開始前の十分な調整時間の中で、避難開始日から即日入居に対応可能な施設を確保。
- 可能な限り避難住民が離散しないよう、ホテル・旅館は全棟借り上げを行う。
- 市内のホテル・旅館が不足する場合は、県が周辺市町村のホテル・旅館を候補とする。
- 北九州市内の宿泊施設を確保することが困難な場合は、県が県内の宿泊施設での避難住民受入を調整する。

(2) ホテル・旅館への割り振り要領（概要）

(1) 住民の割振りの基本的な考え方

- 南小学校区の住民については、コミュニティ維持の観点から、小倉駅近傍のホテルに割振りを行う。
- 以下の考えに基づき、部屋の割振りを行う。

南小学校区

【総数】

人口:6,780人 世帯:3,411世帯

【行政区】

①南西里二区

人口:898人 世帯:483世帯

②大三俵二区

人口:492人 世帯:305世帯

③大原二区

人口:1,694人 世帯:818世帯

④大原三区

人口:197人 世帯:120世帯

⑤馬場

人口:421人 世帯:172世帯

⑥七原

人口:71人 世帯:71世帯

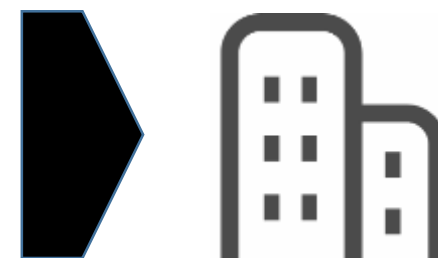
⑦腰原一区

人口:1,722人 世帯:867世帯

⑧腰原二区

人口:1,235人 世帯:575世帯

ホテル
(小倉駅近傍)



部屋の割振りの考え方	世帯人数	部屋の割振り	
	単身世帯	シングル1部屋	
	2人世帯	シングル2部屋	ツイン1部屋
	3人世帯	シングル1部屋、ダブル1部屋	シングル1部屋、ツイン1部屋
	4人世帯	ダブル2部屋	ツイン2部屋
	5人世帯	シングル1部屋、ダブル2部屋	シングル1部屋、ツイン2部屋
	6人世帯	クアッド2部屋	スイート・和室1部屋
	7人世帯	クアッド2部屋	スイート・和室1部屋
	8人世帯	クアッド2部屋	スイート・和室1部屋

(2) ホテル・旅館への割り振り要領 (概要)

(2) 南小学校区の人口及び世帯構成について

○南小学校区の人口及び世帯構成は以下の表のとおり。

コミュニティ名称	行政区	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	各区の世帯数	各区の人口
南小学校		1,734	782	390	293	144	58	8	2	3,411	6,780
	南西里二区	285	92	40	34	20	11	1	0	483	898
	大三俵二区	197	59	30	12	4	2	1	0	305	492
	大原二区	388	203	89	79	41	15	2	1	818	1,694
	大原三区	82	16	9	9	4	0	0	0	120	197
	馬場	65	34	33	19	15	4	2	0	172	421
	七原	71	0	0	0	0	0	0	0	71	71
	腰原一区	422	204	104	76	44	14	2	1	867	1,772
	腰原二区	224	174	85	64	16	12	0	0	575	1,235

(2) ホテル・旅館への割り振り要領（概要）

(3) 南小学校区住民の部屋の割り振り

①南西里二区

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	285	285	-	-
2人	92	122	-	31
3人	40	40	20	20
4人	34	-	34	34
5人	20	20	20	20
合計		467	74	105

②大三俵二区

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	197	197	-	-
2人	59	78	-	20
3人	30	30	15	15
4人	12	-	12	12
5人	4	4	4	4
合計		309	31	51

③大原二区

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	388	388	-	-
2人	203	270	-	68
3人	89	89	44	45
4人	79	-	78	80
5人	41	41	40	42
合計		788	162	235

④大原三区

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	82	82	-	-
2人	16	20	-	6
3人	9	9	4	5
4人	9	-	8	10
5人	4	4	4	4
合計		115	16	25

(2) ホテル・旅館への割り振り要領（概要）

⑤馬場

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	65	65	-	-
2人	34	44	-	12
3人	33	33	16	17
4人	19	-	18	20
5人	15	15	14	16
合計		157	48	65

⑥七原

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	71	71	-	-
合計		71	-	-

⑦腰原一区

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	422	422	-	-
2人	204	270	-	68
3人	104	104	52	52
4人	76	-	76	76
5人	44	44	44	44
合計		840	172	282

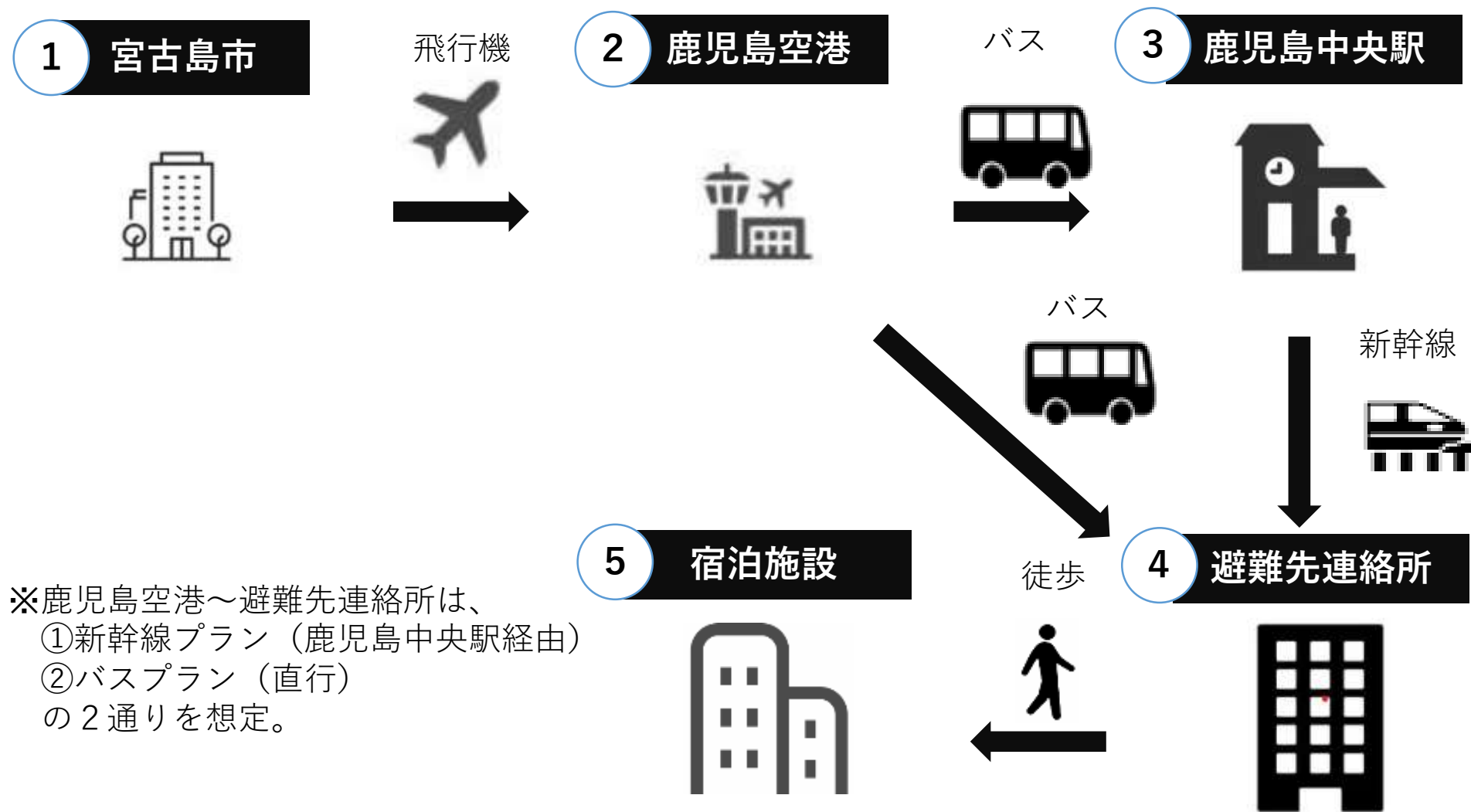
⑧腰原二区

構成	数	シングル	ダブル	ツイン
単身	224	224	-	-
2人	174	232	-	58
3人	85	85	42	43
4人	64	-	64	64
5人	16	16	16	16
合計		557	122	181

※6人以上の世帯については、和室・クアッド・スイートで対応を行う。

(3) 収容施設への輸送

全体の流れ



(3) 輸送計画 鹿児島空港から北九州市（避難先連絡所）

考え方

- 鹿児島空港から北九州市への輸送については、福岡県で手配。
- 鹿児島空港から受入れ先までは、貸切バス（大型バス）又は鉄道（新幹線）による移動とする。

初期的な計画（鹿児島空港⇒北九州市）における検討

福岡県の整理

<移送手段の確保について>

◆鹿児島空港～避難先連絡所（北九州市）間

- ・ 宮古島市 南小学校区の住民6, 780人が6日間に分かれて避難するものとする。
- ・ 貸切バス（大型バス）を鹿児島空港への到着に合わせて運行（鹿児島空港～避難先連絡所又は鹿児島空港～鹿児島中央駅）。

国・沖縄県で検討中の事項

<移送手段の確保について>

◆鹿児島空港～避難先連絡所（北九州市）間

- ・ 各バスには添乗員（避難元自治体職員等）を配置。
- ・ 要配慮者には支援者（家族、医療従事者等）が同行。

(3) 避難先連絡所から収容施設への輸送

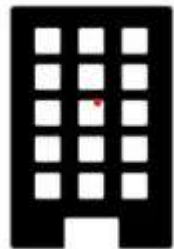
考え方

- 避難先連絡所から宿泊施設への移動は、徒歩で行うことを想定（要配慮者については、来年度以降検討）。
- 徒歩20分以上かかる宿泊施設については、バスでの輸送を想定（5カ所）。

輸送の流れ

- 避難先連絡所から収容施設までの輸送の流れは以下のとおり行うもの。
- 宿泊施設までの主要交差点などには、掲示または誘導員の設置を行う。
- バスでの輸送は、最大5台で想定。バスは常駐するのではなく事前に割振りを行い、徒歩20分以上の宿泊施設への避難住民が到着する時間帯を見計らい、集中的に利用を行う。

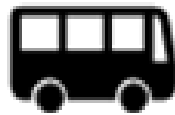
避難先連絡所



徒歩



バス



宿泊施設



(4) 食品の給与・飲料水の供給

考え方

- 以下の①～②を踏まえ、避難先連絡所における食料の給与は、パン・カップラーメン・レトルト食品等により実施する。
 - ① 避難先連絡所で提供する食品に関して、弁当といった品質管理の難しいものは、食中毒等の発生の可能性があり、衛生的な観点から好ましくない。
 - ② 避難先連絡所の滞留者は流動的であり、弁当等の業者による仕込みが必要な食事の提供は困難である。
- 必要に応じて、国又は県に対し、避難先連絡所で必要となる食品・飲料水の供給を要請する。

【来年度以降の検討事項】
- 市備蓄物資を使用した場合、市の備蓄分の補充については、国民保護法に基づき、国がその費用を負担する。

全体の流れ

1 避難先連絡所へ 輸送



【事業者】
避難先連絡所へ物資を
輸送し、配付体制を整備
する。

2 提供



【北九州市】
避難先連絡所で避難住民へ
提供する。

長期保存が可能な食糧を想定。
例：長期保存パン、カップラーメン

(4) 宿泊施設における食品の給与・飲料水の供給

考え方

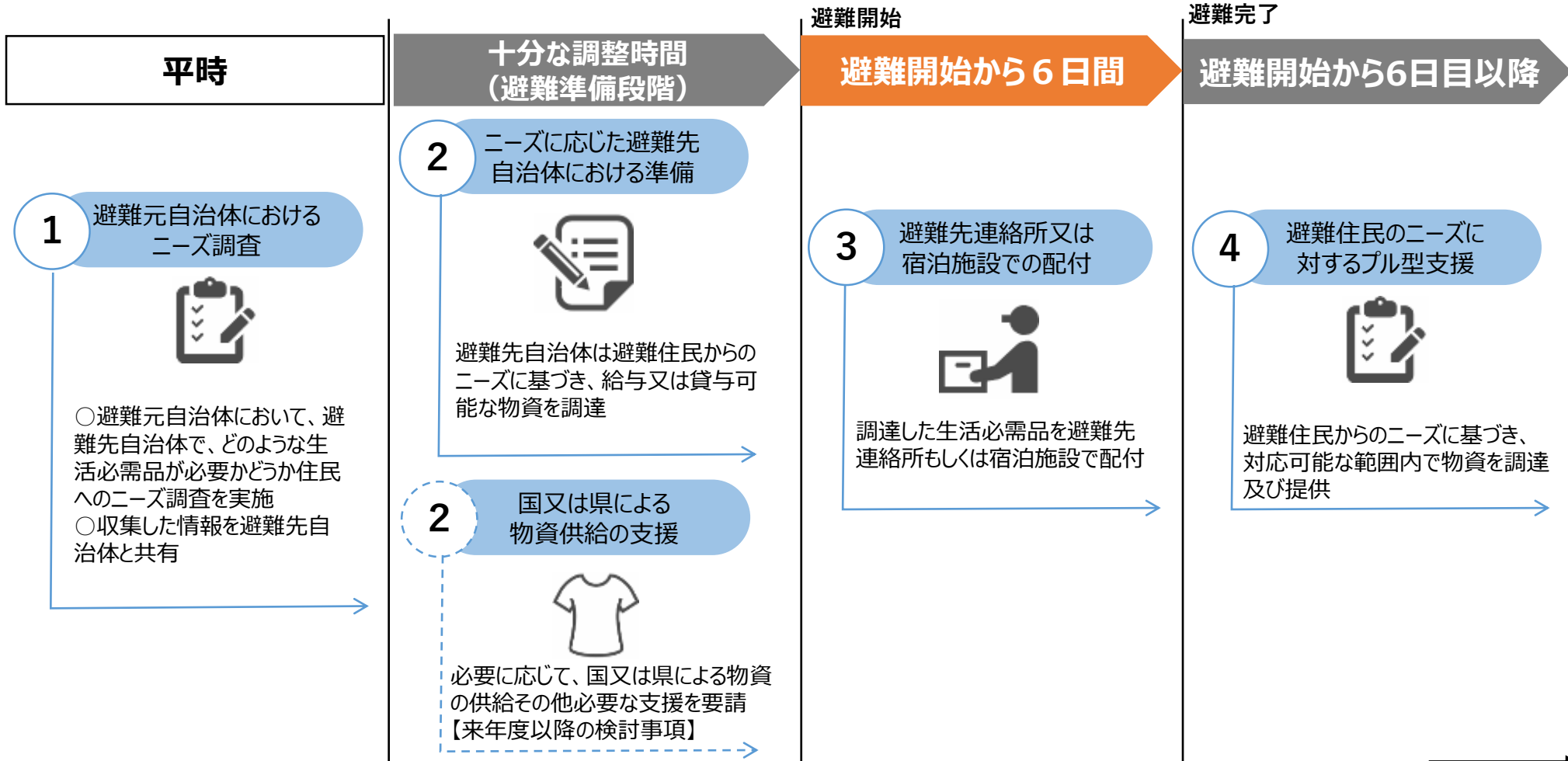
- 原則、宿泊施設で3食提供。食堂や調理施設があり対応できるホテル等は活用する。
- 食事の提供設備がない場合、ホテル等が別途手配し、配送等で対応。なお、ホテル等が対応できない場合、北九州市が対応する。
- 食物アレルギー、離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な対応が必要な方については、可能な限り、提供を行う。

食事の提供方法	準備	提供方法
宿泊施設による提供	■ホテル等に対し、以下の対応が可能か確認する。 ・毎食3食提供可能か。 ・食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に別途対応できるか。 ※対応できない場合は、市で別途対応を検討。	■食事の提供については、ホテル等と調整の上、当該施設機能に応じて対応を検討する。 ・食堂がある場合→食堂で定刻に提供 ・食堂がない場合→指定された場所、時間で配付する。
弁当事業者による提供	■原則、ホテル等が手配する。 - 手配にあたって留意が必要な事項は以下のとおり ・提供対応可能な人数であるか（毎食の最大食数の提示） ・毎日3食提供可能か ・宿泊施設が配送可能なエリアにあるか ・食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に対応できるか。	

(5) 生活必需品の給与及び貸与

避難住民への生活必需品の給与の考え方（案）

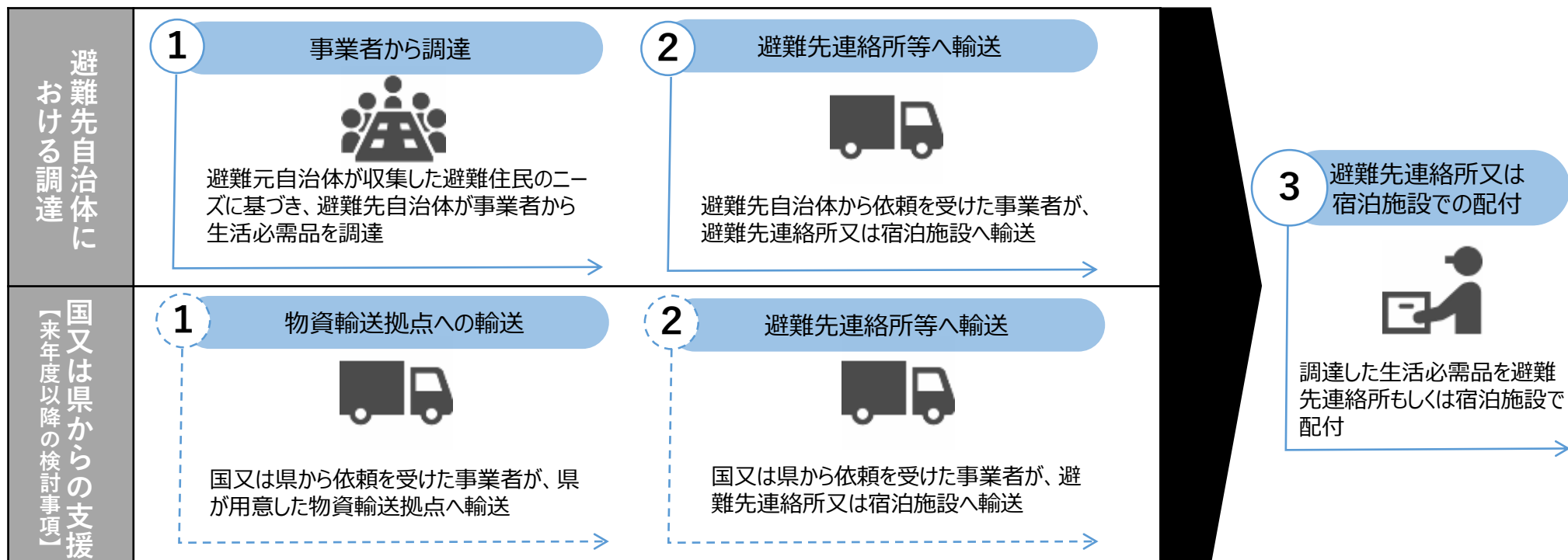
○ 避難開始までに十分な調整時間がある想定のため、下図のとおり、避難元自治体及び国、県と協力して生活必需品を調達及び配付を行う。



(5) ニーズに応じた避難先自治体における調達及び国又は県による支援について

考え方

- 避難元自治体が収集した避難住民のニーズに基づき、避難先自治体において、事業者から生活必需品を調達する。なお、国又は県による物資供給の支援で賄うことができる生活必需品は、避難先自治体における調達の対象外とする。
- 必要に応じて、国又は県に対し、先島諸島からの避難住民に必要となる物資の供給を求める。【来年度以降の検討事項】

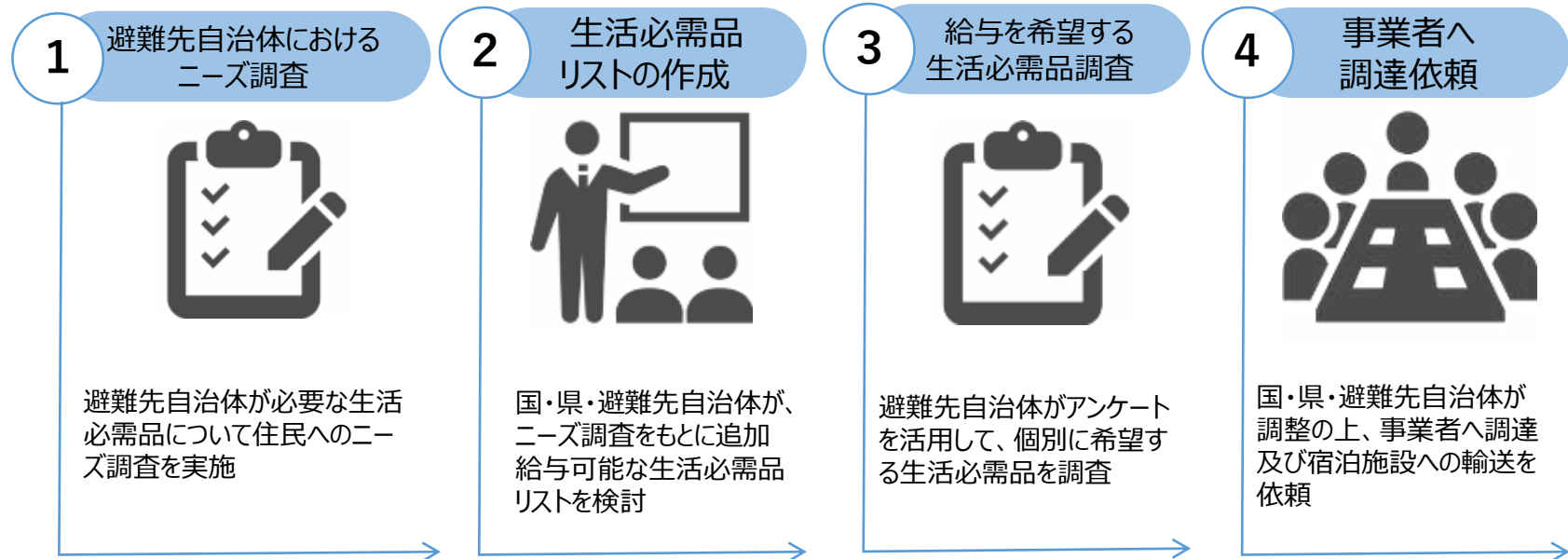


(5) 避難住民のニーズに対するプル型支援について

考え方

避難先自治体において、避難生活開始後、当初想定されていなかった避難住民からの生活必需品ニーズに対し、国・県・避難先自治体において対応する。

緊急性の高い物資については、国・県・避難先自治体で調整の上、対応する。



(6) 医療の提供及び助産

考え方

○北九州市は平素の状況であり、医療機関等も通常通り運営されているため、医療機関への外来受診により、医療を提供する。

避難先連絡所及び宿泊施設等における保健師等による健康相談及び医師による巡回診療の必要性

○避難先連絡所において、避難途中で健康状態が悪化した等の状況が考えられるため、保健師等による健康相談は実施する必要がある。
○宿泊施設等は一般的な避難所と異なり、生活環境は整っているため、車中泊での発生が多いとされるエコノミークラス症候群等の身体的な影響は少ないと考えられるが、宿泊施設等に健康状態に配慮が必要な避難者が宿泊している場合、必要により保健師等による巡回相談を実施する。

○北九州市内の医療機関は平素の状態であることから、医師による巡回診療は実施せず、外来受診にて、医療を提供する。

	避難先連絡所	宿泊施設等
保健師等による健康相談	○	△
医師による巡回診療	×	×

凡例 ○：必要 ×：必要なし △：状況によって必要

(6) 医療の提供及び助産

- 北九州市に避難後の医療の提供の概要は以下のとおり。
- それぞれの詳細な対応は後述のスライドを参照。

避難先連絡所

医療機関リスト
の提供



保健師等による
健康相談



※避難先連絡所は、全避難民受付終了後、閉鎖予定

宿泊施設
へ移動

医療機関

外来受診



健診等の受診



その他

健康相談
ダイヤル



宿泊施設等

保健師等による
巡回相談



緊急時は119番通報

避難先連絡所

医療機関リストの提供



北九州市内の医療施設一覧を避難住民へ提供する。
※健康相談ダイヤルや健診等についても、併せて情報提供する。

保健師等による健康相談



健康状態に不安がある避難住民向けに保健師等による健康相談窓口を設置する。

(6) 医療の提供及び助産

医療機関

外来受診



北九州市内の医療機関で
外来受診

健診等の受診



北九州市が実施する健診等を
受診。
※宮古島市の健診の受診体制に
ついて確認が必要

その他

健康相談 ダイヤル



福岡県、北九州市、
その他団体が実施して
いる健康相談ダイヤル
等を活用する。

宿泊施設等

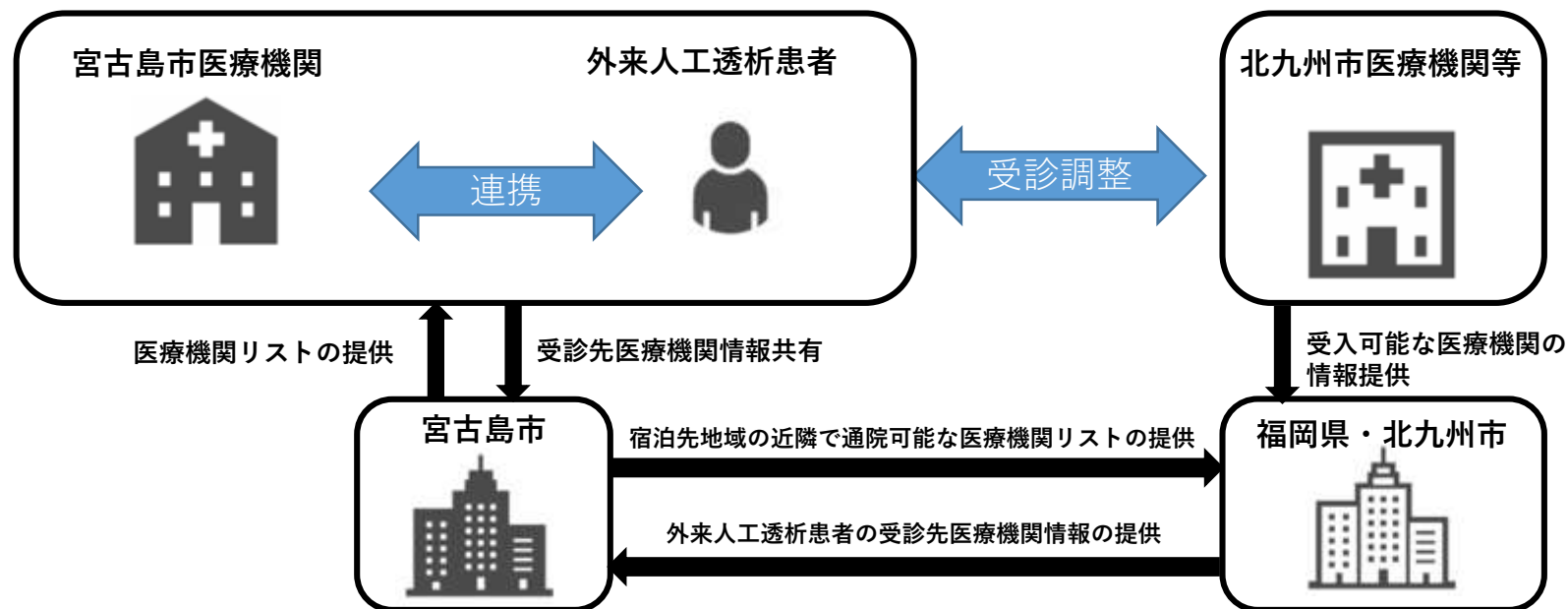
保健師等による 巡回相談



母子巡回相談等を
必要に応じ実施。

(6) 外来人工透析患者への医療の提供について

国から避難措置の指示が行われた後、宮古島市医療機関及び外来人工透析患者が連携して北九州市医療機関等との受診調整が必要である。以下図のとおり、宿泊先地域の近隣で通院可能な医療機関リストを作成及び提供を行うことで、円滑な受診調整を行う。



※急を要する場合は、福岡県・北九州市・宮古島市が連携して受診調整を行う。

(6) 助産について

考え方

市で実施している妊産婦・乳幼児への支援制度を活用し、市民と同様の支援を行うもの。

医療機関

市内の産婦人科病院・医院等における妊婦健康診査等の実施

妊婦

産婦・乳幼児

北九州市

- ・母子健康手帳の交付
- ※母子健康手帳を所有しない妊婦に限る。
- ・妊婦健康診査の費用助成
- ・出産育児一時金の支給 等

- ・産婦健康診査の費用助成
- ・乳幼児健康診査の費用助成
- ・母子保健訪問の実施 等

2 - 3 福岡市

(1) 全体の流れ

避難スキーム

救援スキーム

要避難地域
(石垣市)

避難先地域
(福岡市)

新石垣空港

小型・中型
ジェット機

福岡空港

バス

避難先連絡所

バス等

宿泊施設等(ホテル・旅館)

賃貸住宅
(民間)

公営住宅
(空き部屋)

長期避難住宅
(建築型)

(2) 収容施設の供与―避難所の確保（避難先連絡所（仮称）の選定について）

福岡市における避難先連絡所について

考え方

○避難住民の受入れに関して、ホテル等の安心して生活ができる施設へ可能な限り速やかに案内するため、避難住民が福岡空港に到着後、本人確認や救援に関する説明等を行う場所として、避難先連絡所を設置する。

○検討にあたっては、福岡空港～避難先連絡所～宿泊施設の移動は貸切バスを利用することを想定する。

○また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテル等の施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えた体制を確立するため、以下の条件に合致する「福岡市総合体育館」を避難先連絡所とする。全館借上げを基本とし、費用は、国が全額負担する。（施設情報については、次ページを参照）

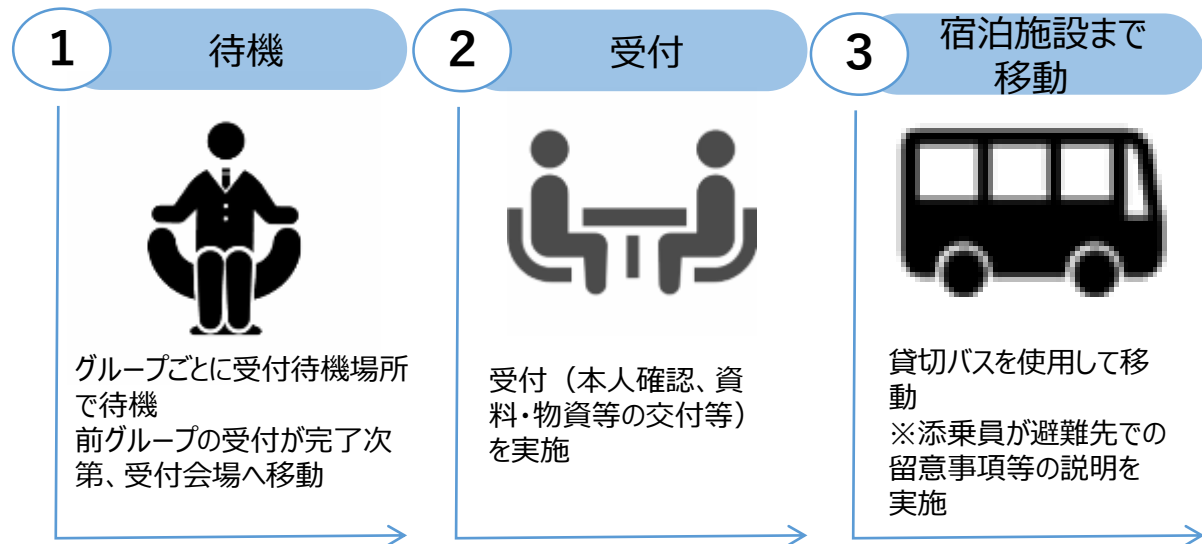
【避難先連絡所に求める条件】

- ① 避難住民の受入窓口（本人確認、健康状態の確認等）のスペースがある施設
- ② 一時的な宿泊先となるスペースの確保が可能で冷暖房、シャワーが設置されている施設
- ③ 市所管施設で、避難先連絡所として、調整が可能な施設

受付の基本的な流れ

○飛行機の1便を1グループとして、以下のとおり受付を実施する。

○避難先連絡所に到着してから宿泊施設まで移動を開始するまでの時間を20分程度と想定する。

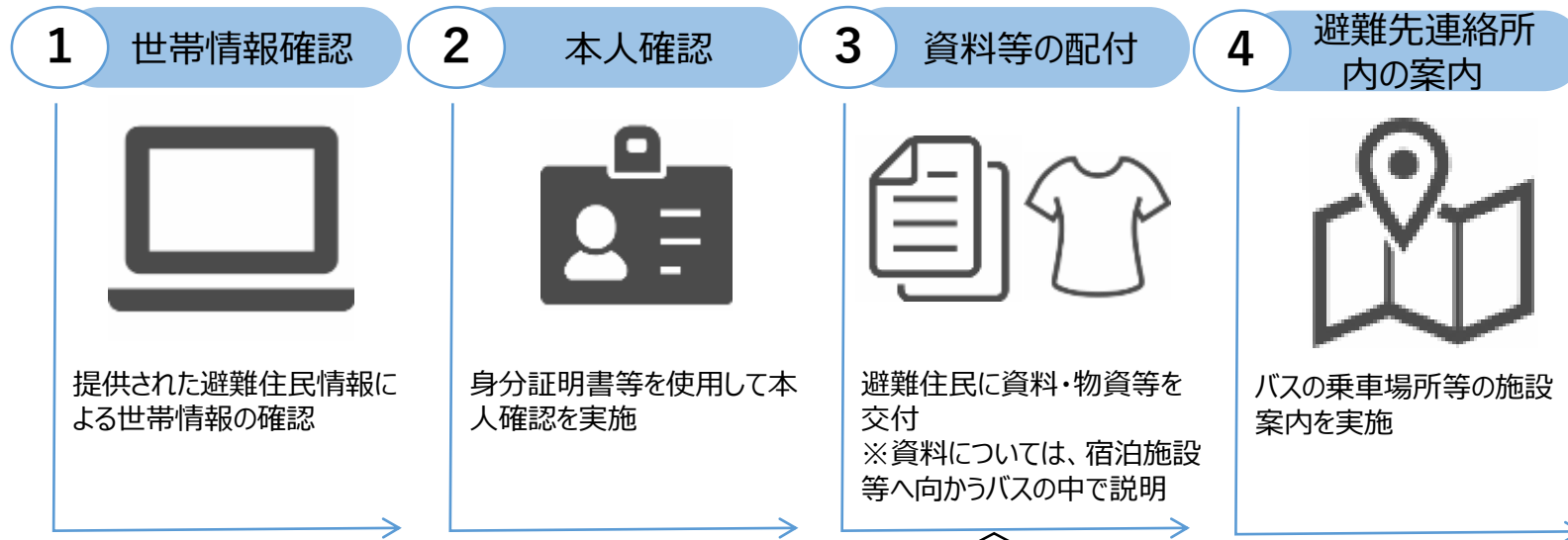


(2) 受付方法について

受付方法（案）について

- 避難開始までに十分な調整時間があることを想定する。
- 受付業務を迅速に実施するために、以下の事項を避難開始前に実施しておく必要がある。

- ①避難住民情報の提供
 - ・世帯ごとのフライトスケジュール
 - ・世帯情報（世帯構成、男女の別 等）
- ②世帯ごとの宿泊施設等の割り振り
- ③避難元自治体とのデータ共有方法の確立



【配付資料内容】

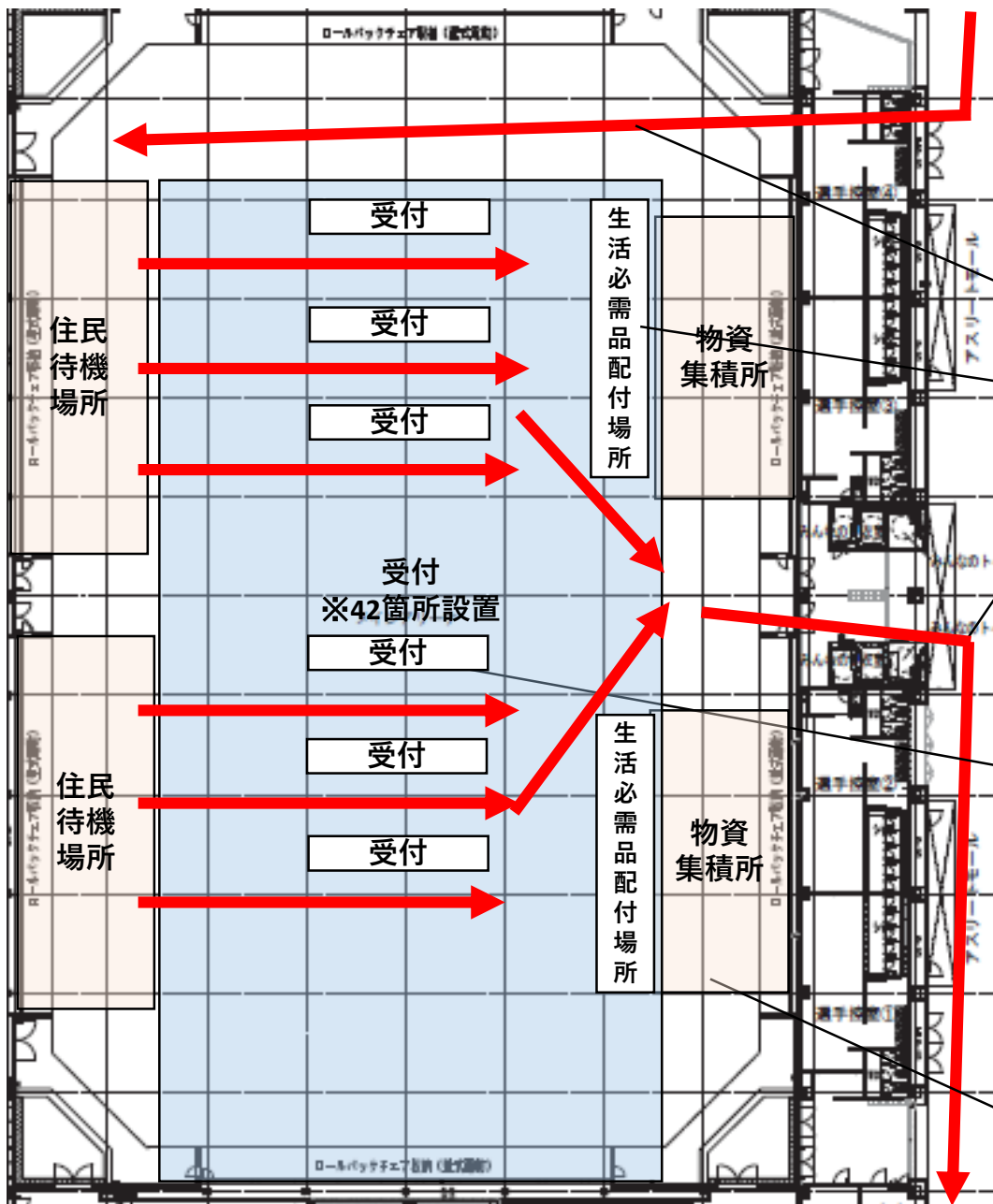
- ・各宿泊施設への案内
- ・避難生活における留意事項等
- ・福岡市での生活情報
- ・防災情報
- ・保健・福祉関係情報
- ・相談窓口

(2) 収容施設の供与ー避難所の確保 (避難先連絡所 (仮称) の選定について)

福岡市総合体育館 (照葉積水ハウスアリーナ)

所在地	福岡市東区香椎照葉6丁目1番1号	
建築構造	鉄骨造	
敷地面積	40,268m ²	
建築面積	16,317m ²	
延べ床面積	25,585m ²	
駐車場	500台	
博多駅・天神エリアまでの所要時間	福岡高速1号香椎線を使用して約30分	

(2) 【避難先連絡所】避難住民受付会場レイアウト及び動線



考え方

○1便あたり最大335人搭乗するため、受付会場内に335人が待機できるように会場レイアウトを検討するもの。

○ロールバックチェアを展開し、待機場所とする。

(約600人着席可能)

※前グループの受付がある程度進んだ後、マイク等で1階への移動を呼びかける。

バス降車後、メインアリーナ北口から施設に入る。

生活必需品（必要とする者が限定される物資）を配付する。

受付完了後、バスへ移動する。

※休憩又は食事を摂る避難住民は、配食スペース兼避難住民休憩所へ案内する。

【受付の設置数の考え方】

○登野城校区の平均世帯人数は約2人

○1便あたり、最大335人搭乗することから、1便あたりの平均世帯数は約168世帯と想定

○受付に1世帯あたり 5 分かかると想定

※受付方法については、避難先連絡所における課題に記載の内容に基づき、国に対し、検討を要請するもの。

○上記条件に基づき、避難先連絡所に到着から20分以内に、グループの世帯全てを受付完了するために、**受付を42箇所**設置する。

○配慮が必要な方に対する受付を分けるなど、効率的な受付方法を今後検討する。

配付する生活必需品及び書類等を集積する。

(2) 【避難先連絡所】避難住民受付会場レイアウト及び動線

必要な備品

- 現時点で受付会場に必要と思われる備品について一覧にしたもの。
- 机椅子等については、施設備品を使用し、不足する場合は、業者からのレンタル等を行う。
- 今後、検討が進むに従い、品目の追加及び数量の変更を行うもの。

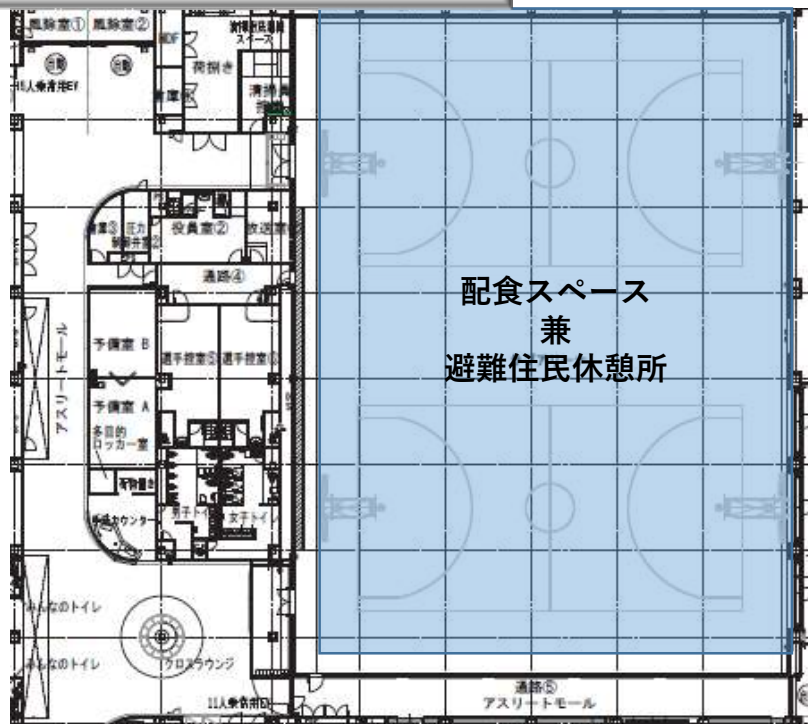
【受付会場】

品 目	数 量
机	50台
椅子	100脚
PC	30台
養生用シート	必要数

※受付1か所あたり、机1台、椅子2脚が必要と仮定。

(2) 【避難先連絡所】配食スペース兼避難住民休憩所レイアウト

福岡市総合体育館 1Fサブアリーナ



考え方

- 輸送バスの運行状況等によっては、避難先連絡所に待機する必要があるため、その際に利用可能な配食スペース兼避難先住民休憩所を設置するもの。
- 避難先での留意事項等は、バスで移動する際に説明予定であるが、宿泊施設が確保できず、移動ができない場合等は、避難先連絡住民休憩所を使用して説明を行う。
- 避難先連絡所における食品の給与・飲料水の供給の考え方は、後述のスライド「食品の給与・飲料水の供給」を参照

必要な備品

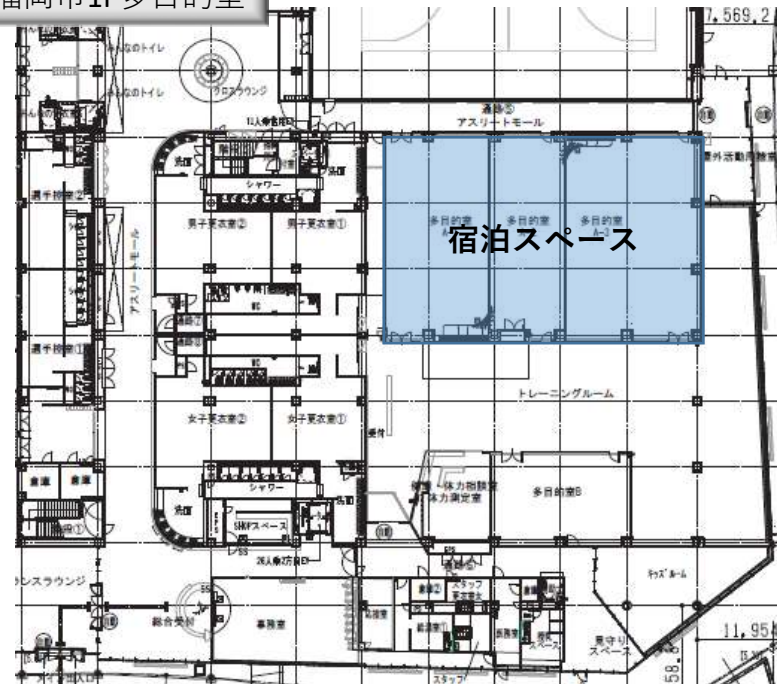
- 必要な備品は以下のとおり。

品 目	数 量
机	必要数
椅子	必要数
電気ポット	必要数
電子レンジ	必要数
使い捨て食器	必要数
割り箸・スプーン・フォーク	必要数
電気ポット	必要数
養生シート	必要数

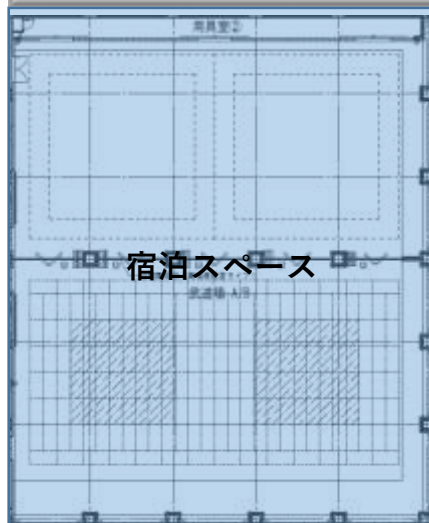
※何食分の準備をするかどうかで数量が変わるため、数量については必要数と記載。

(2) 【避難先連絡所】 宿泊施設スペースレイアウト

福岡市1F多目的室



福岡市総合体育館 2F武道場



考え方

○宿泊予定のエリア（例：博多駅付近、天神付近）の宿泊施設が確保できない場合、以下の優先順位で一時宿泊を行うもの。

①避難先連絡所近辺のホテル等（約810人宿泊可）への宿泊

②避難先連絡所に用意した宿泊スペース（多目的室（600㎡））を使用
なお、不足する場合は、武道場（1,080㎡）を使用

※避難住民一人あたり4㎡で計算すると、約420人宿泊可

○ホテル及び宿泊スペースで最大約1,230人の宿泊が可能

○世帯ごとの事情に配慮したゾーン分けについて、今後検討を進めていく。

必要な備品

○420人の宿泊を想定した場合、必要な備品は以下のとおり。

品 目	数 量
段ボールベッド	420台
間仕切り	420台
エア枕	420個
毛布	1000枚
シーツ	1680枚
マットレス	420枚
歯ブラシセット	840個
シャンプー・ボディソープ	840回分
タオル類	840回分

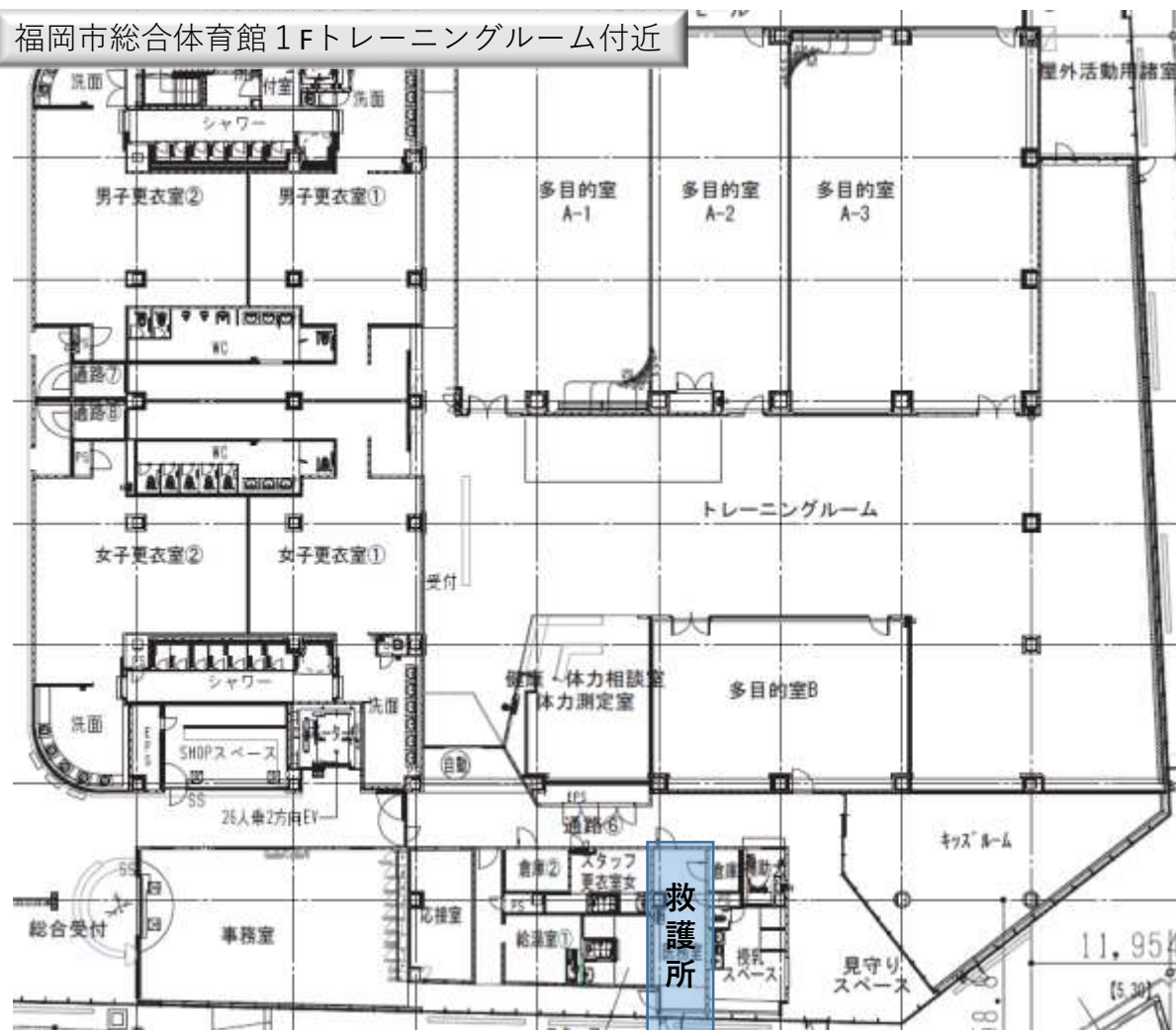
※備品の調達については、後述の備品の調達を参照

※毛布については、保温性を考慮し、2枚計算

※消費量に応じて、追加調達

考え方

- 福岡市総合体育館 1Fトレーニングルーム付近



(2) 避難先連絡所運営に必要な人員

考え方

- 避難先連絡所運営に必要な職員を整理する。
- 石垣市から住民及び避難元自治体との調整要員として、職員が数名派遣されると想定する。

人員概算について

- 初期的な計画作成時点で必要と思われる役割は以下のとおり。
- 令和7年度以降、具体的に必要な人数を検討していく。

場所	役割	人数	備考
受付会場	受付	検討中	受付1か所につき2名で計算
	誘導		入口・出口・1階フロア・2階フロアに配置予定
	総務		避難先連絡所全体の運営を担当
宿泊スペース	運営		サブアリーナ、武道場に4名ずつ配置
配食スペース	運営		
救護所	看護師等		現時点では未定
その他施設内・外	誘導		施設内での誘導及び駐車場での誘導を担当
輸送バス	宿泊施設までの誘導 避難生活における留意 事項等の説明		バス1台あたり2名乗車（バス40台での運用を計画）

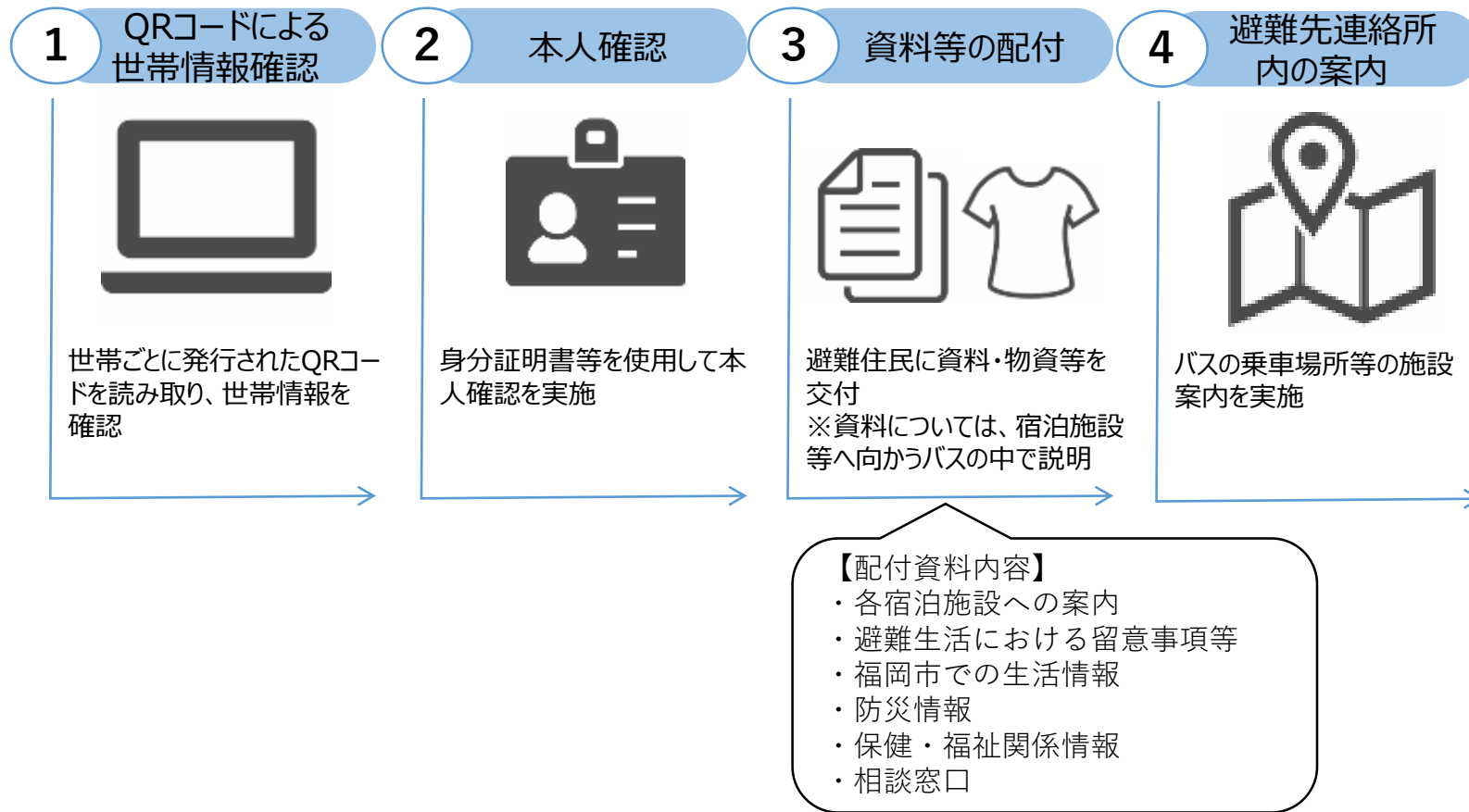
(2) 避難先連絡所に関する課題～受付方法について

受付方法（案）について

○避難住民の負担を考え、受付にかかる時間を短縮するための方法について、検討する必要がある。

○受付の効率化を図るうえで、避難元自治体における避難者情報の収集及び避難先自治体への提供やデータベースの一元管理が必要となる。考え方については、「3 今後の検討～国への問題提起、提案」を参照

○以下のとおり、素案を検討したため、国において、検討を要請する。



(2) 収容施設の供与—宿泊施設等の確保

考え方

- 避難当初1か月間は、ホテルでの受入れを基本として、市内のホテルが不足する場合は、公営住宅や民間賃貸を考慮
- 初期的な計画においては、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に加入している宿泊施設を調整して使用
 - ※組合未加入の宿泊施設の調整については、令和7年度以降検討予定
- 国は避難措置の指示と併せて避難先地域への入域の自粛要請を行うため、避難先となるホテル・旅館等は全室空室となることを想定
- 初期的な計画においては、石垣市登野城校区住民を対象

(1) 宿泊施設の確保

- 初期的な計画では、石垣市登野城校区住民を対象に割振り要領を作成する。詳細は後述のスライドのとおり。
- 福岡市内の宿泊施設を確保することが困難な場合は、県が県内の宿泊施設での避難住民受入を調整

(2) 公共住宅等

- 県内のホテル等が不足する場合の受入れ先の候補
 - 【対応方針】
 - 国から自治体への接触が開始されてから、長期避難を想定し、公営住宅（県営住宅・市営住宅）の提供可能数を確認
 - 県内のホテル等が不足し、公営住宅を提供する場合、基本的には福岡市内の公営住宅（県営住宅・市営住宅）を優先的に確保
 - 地域の実情に応じて、公営住宅以外にも、民間賃貸住宅を借上げ提供することも検討

(2) 福岡市における避難住民（登野城小学校区）の受入れ時の割振り要領（概要）

(1) 住民の割振りの基本的な考え方

- 登野城校区の住民については、コミュニティ維持の観点から、博多駅近傍のホテルに割振りを行う。
- 以下の考え方にに基づき、部屋の割振りを行う。

登野城小学校区

人口：8,734人

大川

人口：3,584人

登野城

人口：5,150人

ホテル (博多駅近傍)



部屋の割振りの基本的な考え方

- 以下の考え方にに基づき、部屋を割り振るもの。なお、割振りについては、世帯の状況など応じ、柔軟に対応する予定である。
- 具体的な割振りは次ページを参照

世帯人数	部屋の割振り（仮）	
単身世帯	シングル1部屋	ダブル1部屋
2人世帯	ダブル2部屋	ツイン1部屋
3人世帯	トリプル1部屋	
4人世帯	ツイン2部屋	
5人世帯	ツイン1部屋、トリプル1部屋	

世帯人数	部屋の割振り（仮）
6人世帯	トリプル2部屋
7人世帯	トリプル1部屋、ツイン2部屋
8人世帯	ツイン4部屋
9人世帯	トリプル3部屋

(2) 福岡市における避難住民（登野城小学校区）の受入れ時の割振り要領（概要）

(2) 登野城校区の人口及び世帯構成について

○登野城校区の人口及び世帯構成は以下の表のとおり。

小学校区で記載	大字	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	12人世帯	各区の世帯数	各区の人口
登野城小学校		2,338	1,076	477	342	202	49	12	6	1			4,503	8,734
	大川	1,000	437	192	130	84	20	7	2	1			1,873	3,584
	登野城	1,338	639	285	212	118	29	5	4				2,630	5,150

(3) 登野城校区住民の部屋の割振り

○前ページの部屋割りの考えに従った割振りで、登野城校区からの全ての避難住民を博多駅近傍のホテルへ割振ることが可能（※空室100%で想定）

大川						登野城					
世帯構成	世帯数	部屋タイプ				世帯構成	世帯数	部屋タイプ			
		シングル	ダブル	ツイン	トリプル			シングル	ダブル	ツイン	トリプル
単身	1,000	500	500	—	—	単身	1,338	800	538	—	—
2人	437	—	588	143	—	2人	639	—	878	200	—
3人	192	—	—	—	192	3人	285	—	55	55	230
4人	130	—	—	260	—	4人	212	—	—	424	—
5人	84	—	—	84	84	5人	118	—	—	118	118
6人	20	—	—	—	40	6人	29	—	—	—	58
7人	7	—	21	14	—	7人	5	—	—	10	5
8人	2	—	—	8	—	8人	4	—	—	16	—
9人	1	—	—	—	3	9人	—	—	—	—	—

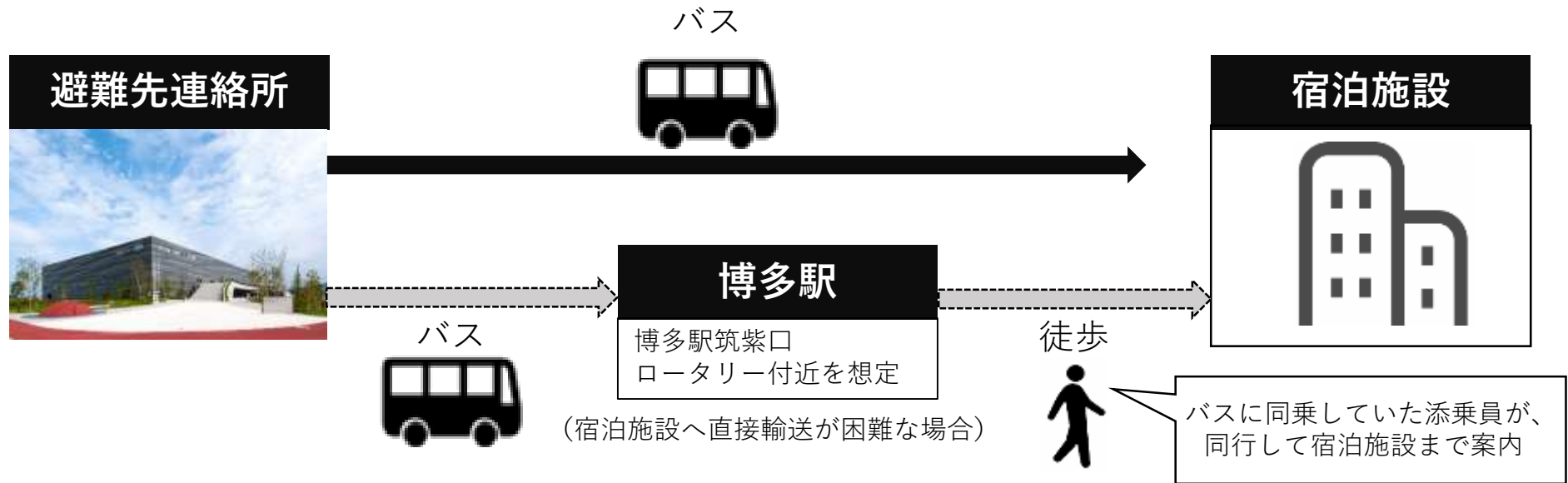
(3) 収容施設への輸送

考え方

- 避難先連絡所から宿泊施設への輸送は、貸切バスの使用を想定
- 福岡市内における輸送力の調整は県と連携して行う。
- 初期的な計画では、登野城校区の住民を対象とするため、「福岡市総合体育館」から「博多駅エリア」までの輸送について検討する。

輸送の流れ

- 避難先連絡所から宿泊施設までの輸送の流れは以下のとおり行う。
- 避難先連絡所から宿泊施設へ直接輸送することを原則とする。
- バスには、避難上の留意事項の説明と宿泊施設までの誘導を実施するため、添乗員2名を乗車させる。



(3) 輸送計画について

考え方

- 大型バス 1 台あたりの定員を45人として設定し、大型バス 4 台を 1 ユニットとして、ユニット単位で運用する。
- 同じ飛行機に搭乗していた避難住民を 1 グループとして、輸送を行う。
 ※ANA738及びJAL738(定員165人)は大型バス 1 ユニットで輸送
 ※ANA788(定員335人)は大型バス 2 ユニットで輸送
- 空港到着から避難先連絡所までの移動時間を60分、避難先連絡所での受付からバス出発までの時間を20分、バスが博多駅又は宿泊施設を経由し、避難先連絡所に戻ってくるまでを90分と想定する。なお、バスは15分ごとに運行する。
- 初期的計画においては、避難開始 1 日目の輸送計画を作成する。

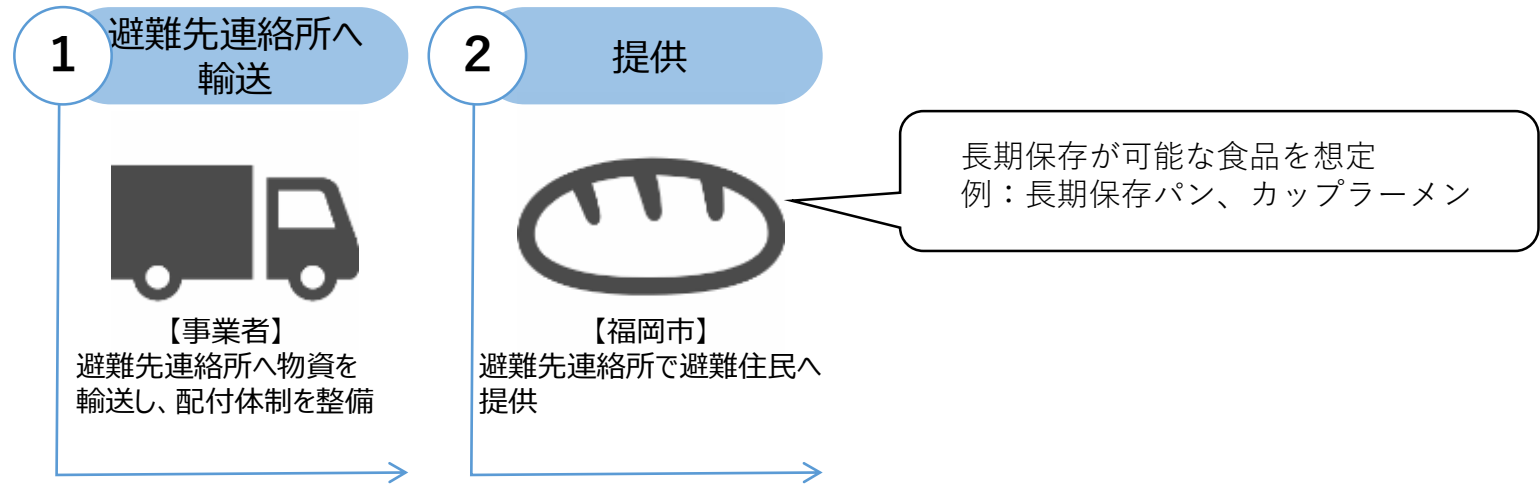
便 名	9-1	9-2	9-3	7-4	9-4	5-4	7-5	9-5	5-5	8-5	6-6	7-6	9-6	5-6	8-6	6-7	7-7	9-7	5-7	8-7	6-8	5-8
機 体	J738	J738	J738	J738	J738	A738	J738	J738	A738	A788	A788	J738	J738	A738	A788	A788	J738	J738	A738	A788	A788	A738
住 民	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
連絡所出発 バス 出発時刻	13:05	14:25	15:45	16:55	17:05	17:15	18:15	18:25	18:35	18:50	19:30	19:35	19:45	19:55	20:10	20:50	20:55	21:05	21:15	21:30	22:10	22:35
13:15	A																					
14:30		B																				
15:45			A																			
17:00				B																		
17:15					C	D																
18:15							A															
18:30								E														
18:45									B													
19:00										C、D												
19:30											F、G											
19:45												H	I									
20:00														A								
20:15															E、J							
21:00																B、C	D					
21:15																		F	G			
21:30																				H		
22:15																					A	
22:45																						B

※ 輸送計画上は、10ユニット（合計40台）で運用可能であるが、不測の事態に対応するため、予備 1 ユニットを入れた**合計44台**が必要と算定

(4) 食品の給与・飲料水の供給

考え方

- 以下の①～②を踏まえ、避難先連絡所における食料の給与は、パン・カップラーメン・レトルト食品等により実施する。
 - ① 避難先連絡所で提供する食品に関して、弁当といった品質管理の難しいものは、食中毒等の発生の可能性があり、衛生的な観点から好ましくない。
 - ② 避難先連絡所の滞留者は流動的であり、弁当等の業者による仕込みが必要な食事の提供は困難である。
- 必要に応じて、国又は県に対し、避難先連絡所で必要となる食品・飲料水の供給を要請する。【来年度以降の検討事項】
- 市備蓄物資を使用した場合、市の備蓄分の補充については、国民保護法に基づき、国がその費用を負担する。



(4) 宿泊施設における食品の給与について

考え方

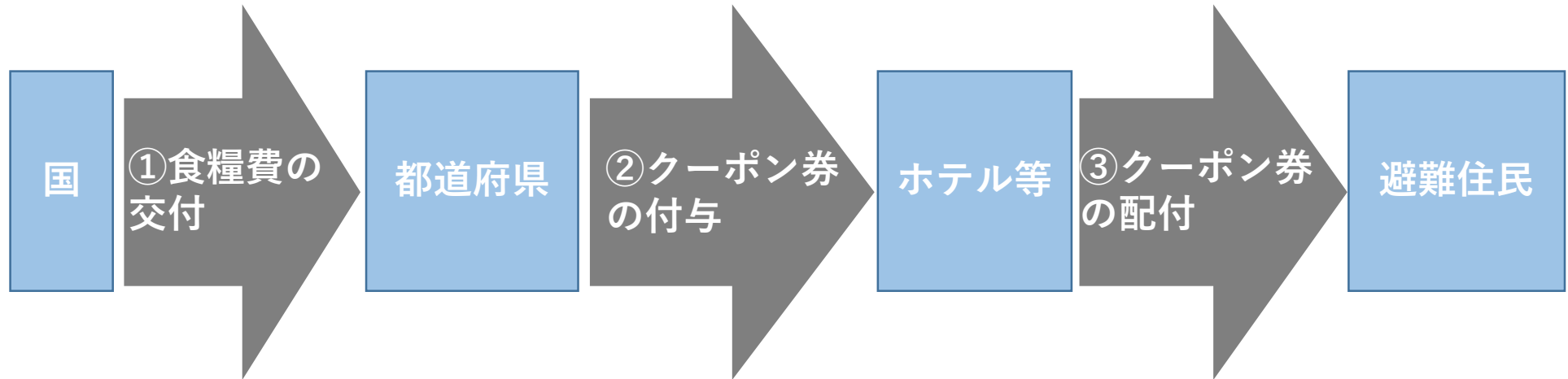
- 原則、宿泊施設で3食提供する。食堂や調理施設があり対応できるホテル等を活用する。
- 食事の提供設備がない場合、ホテル等が別途手配し、弁当事業者からの配送等に対応する。なお、ホテル等が対応できない場合については、市が対応する。
- 食物アレルギー、離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な対応が必要な方に対する提供方法について検討を進める。

食事の提供方法	準備	提供方法
宿泊施設による提供	■ホテル等に対し、以下の対応が可能か確認する。 ・毎日3食提供可能か。 ・食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に別途対応できるか。 ※対応できない場合は、市で別途対応を検討	■食事の提供については、ホテル等と調整の上、当該施設機能に応じて対応を検討する。 ・食堂がある場合→食堂で定刻に提供 ・食堂がない場合→指定された場所・時間で配付する。
弁当事業者による提供	■原則、ホテル等が手配する。 - 手配にあたって留意が必要な事項は以下のとおり ・提供対応可能な人数であるか（毎食の最大食数の提示） ・毎日3食提供可能か ・宿泊施設が配送可能なエリアにあるか ・食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に対応できるか。	

(4) ホテル等周辺飲食店における食品の給与について

考え方

○クーポン券を使用して飲食店の利用を検討する。具体的な利用までの流れは以下のとおり。【来年度以降の検討事項】



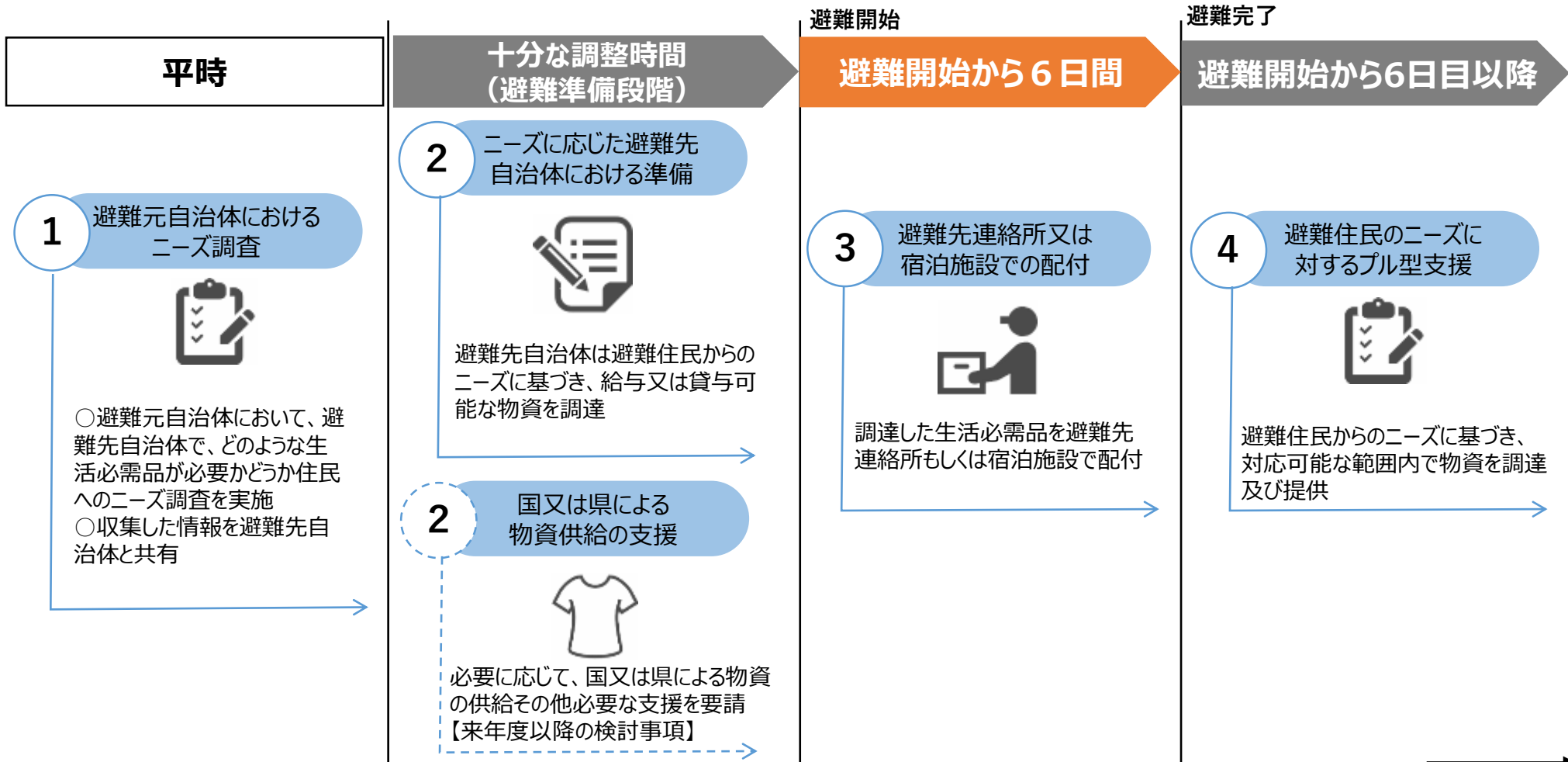
給与内容

- ホテル等周辺の協力飲食店のみ使用可能とする。
- 食費の限度額（1日あたり1230円）では、飲食店の利用は困難なため、国において、特別基準を設定することを国に要望する。

(5) 生活必需品の給与及び貸与

避難住民への生活必需品の給与の考え方（案）

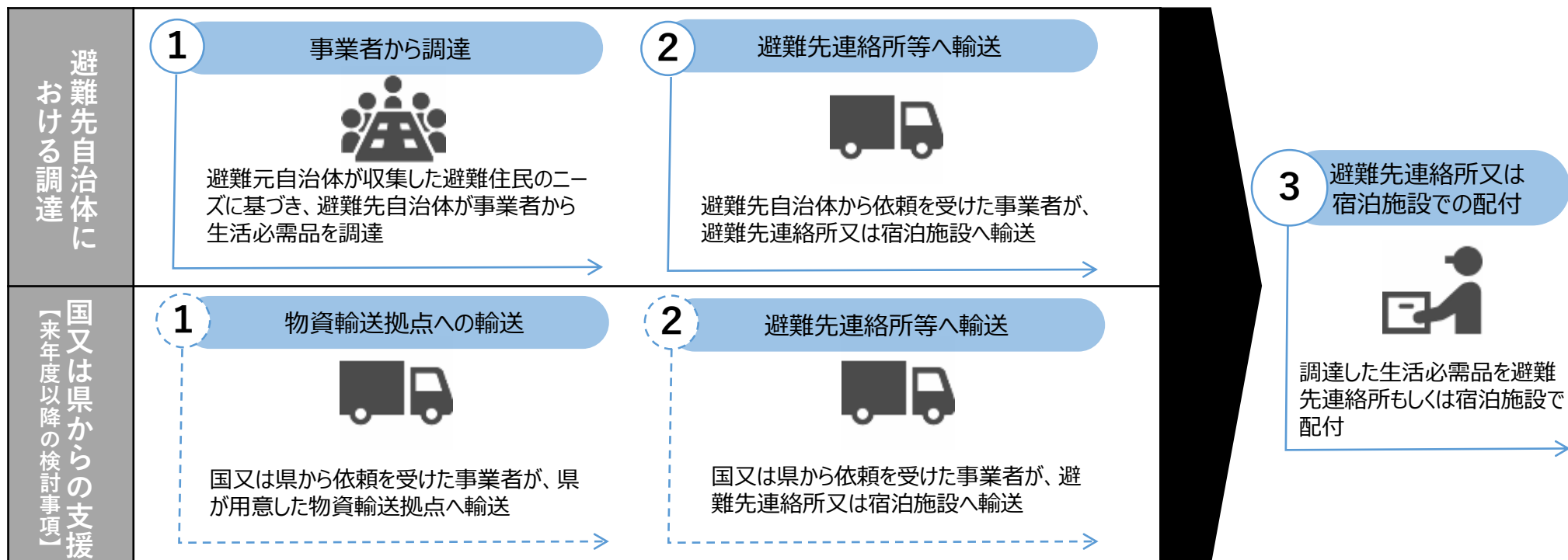
○ 避難開始までに十分な調整時間がある想定のため、下図のとおり、避難元自治体及び国、県と協力して生活必需品を調達及び配付を行う。



(5) ニーズに応じた避難先自治体における調達及び国又は県による支援について

考え方

- 避難元自治体が収集した避難住民のニーズに基づき、避難先自治体において、事業者から生活必需品を調達する。なお、国又は県による物資供給の支援で賄うことができる生活必需品は、避難先自治体における調達の対象外とする。
- 必要に応じて、国又は県に対し、先島諸島からの避難住民に必要となる物資の供給を求める。【来年度以降の検討事項】

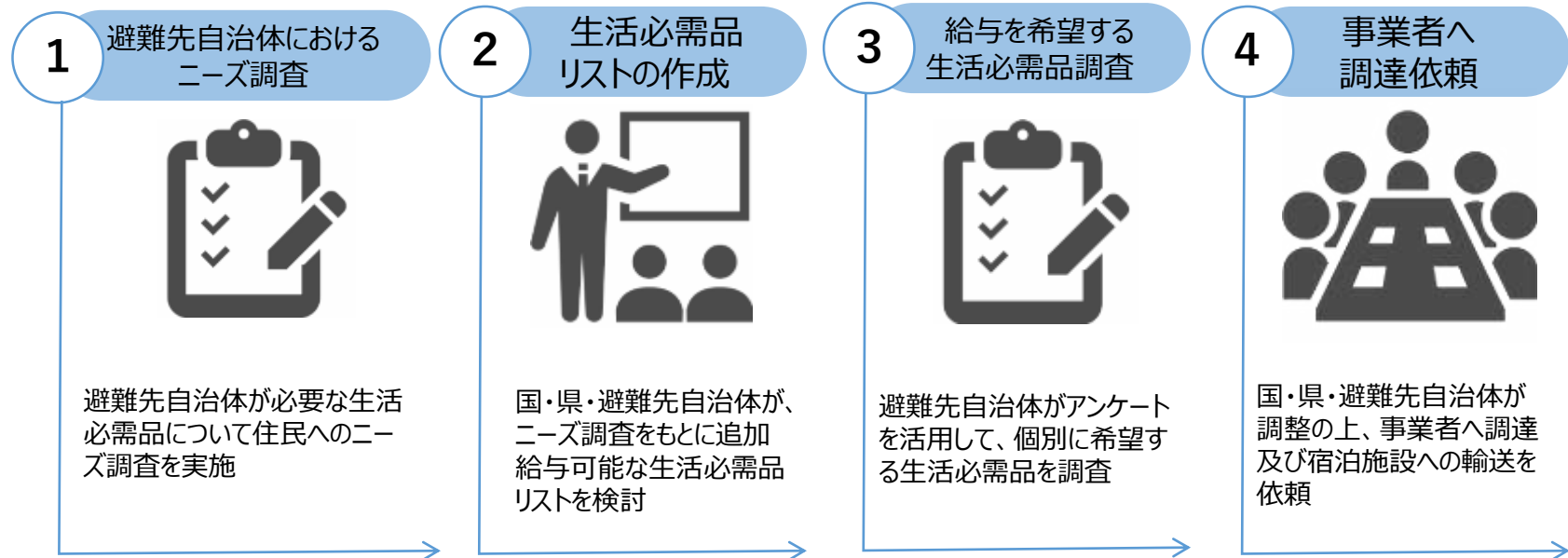


(5) 避難住民のニーズに対するプル型支援について

考え方

避難先自治体において、避難生活開始後、当初想定されていなかった避難住民からの生活必需品ニーズに対し、国・県・避難先自治体において対応する。

緊急性の高い物資については、国・県・避難先自治体で調整の上、対応する。



(6) 医療の提供及び助産

考え方

○福岡市は平素の状況であり、医療機関等も通常通り運営されているため、医療機関の外来受診を原則として以下のとおり、医療を提供する。

避難先連絡所

医療機関リスト の提供



※避難先連絡所は、全避難民受付終了後、閉鎖予定

宿泊施設
へ移動

受診

外来受診



健診等の受診



相談

健康相談 ダイヤル



支援

保健師等による 個別支援



緊急時は119番通報

(6) 医療の提供について

受診

外来受診



福岡市内の医療機関で
外来受診

健診等の受診



避難住民が福岡市内の病院で
健診を受診
※石垣市の健診の受診体制に
ついて確認が必要

案内

相談

健康相談 ダイヤル



福岡県、福岡市、その
他団体が実施している
健康相談ダイヤル等を
活用及び避難住民専用
コールセンターの設置

案内

支援

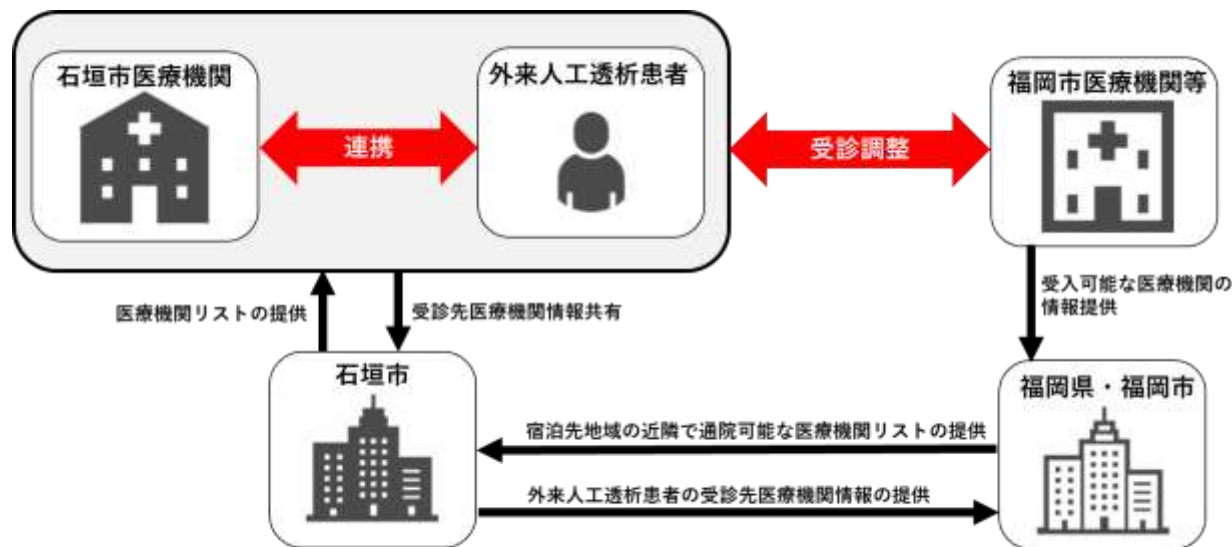
保健師等による 個別支援



妊産婦等への支援を必
要に応じ実施

(6) 外来人工透析患者への医療の提供について

国から避難措置の指示が行われた後、石垣市の医療機関及び外来人工透析患者が連携して福岡市の医療機関等との受診調整が必要である。下図のとおり、宿泊先地域の近隣で通院可能な医療機関リストを作成及び提供により、円滑な受診調整を行う。



※急を要する場合は、福岡県・福岡市・石垣市が連携して受診調整を行う。

(6) 助産について

考え方

市で実施している妊産婦・乳幼児への支援制度を活用し、市民と同様の支援を行う。

医療 機関

市内の産婦人科病院・医院等における妊婦健康診査等の実施

妊婦

産婦・乳幼児

福岡市

- ・母子健康手帳の交付
- ※母子健康手帳を所有しない妊婦に限る。
- ・妊婦健康診査の費用助成
- ・出産育児一時金の支給 等

- ・産婦健康診査の費用助成
- ・乳幼児健康診査の費用助成
- ・母子保健訪問の実施 等

2 - 4 久留米市

(1) 全体の流れ

避難スキーム

救援スキーム

要避難地域
(宮古島市)

避難先地域
(久留米市)

宮古空港

小型・中型
ジェット機

鹿児島空港

バス、鉄道等

避難先連絡所

バス等

宿泊施設等(ホテル・旅館)

賃貸住宅
(民間)

公営住宅
(空き部屋)

長期避難住宅
(建築型)

医療機関 社会福祉施設 等

(2) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

考え方

- ◆ 避難住民の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、避難住民到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- ◆ 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する必要がある。
 - ・ 避難住民の受入窓口（本人確認、健康状態の確認 等）
 - ・ 避難先施設（ホテル・旅館等）への輸送までの一時的な宿泊先
 - ・ 避難元自治体の役場機能の一時的な移転先
 - ・ 避難住民のコミュニティ維持等を目的に「つどいの場」としての機能
 - ・ 冷暖房設備が完備されており、避難住民数に対応した個人スペースの設置が可能
 - ・ 長期避難住宅等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすい など

本計画（宮古島市⇒久留米市）における検討

福岡県の整理

- ◆ 久留米市での受入れにおいては、以下の要素を加味し、久留米総合スポーツセンター内の「久留米アリーナ」を避難先連絡所として選定。
（主な理由）
 - ・ 冷暖房が完備され、一時的な宿泊先として、1日の避難住民（約400名）の個人スペースの設置が可能な広さであること。
 - ・ 避難元自治体の役場機能の移転先として、一定のスペースや通信回線を含む機器の設置が可能であること
 - ・ 住民の避難先として想定するホテル等から近距離にあり、避難住民の生活支援等を行いやすいこと

準備

- ① 久留米アリーナの利用に係る手続きは県と久留米市が指定管理者と調整の上で行う。
- ② 会場設営及び運営は久留米市の災害時等における避難所に係る要領に沿って久留米市が主体的となって福岡県、宮古島市と協力して行う。
- ③ 受付等をスムーズに行うために、県、久留米市及び宮古島市は避難住民の情報共有を行う。
- ④ 県、久留米市及び宮古島市は事前に決められた人員を確保する。
- ⑤ 保健師等の人員派遣については、各所管課で十分な余裕をもって手続きを行う。
- ⑥ 福岡県及び久留米市は市民及び利用申請者に対し、避難住民の受入れや、久留米アリーナの利用が制限されることなどを事前に周知する。
- ⑦ 避難住民への情報提供体制の構築。

【拠点施設】久留米市における避難先連絡所について

名 称：久留米総合スポーツセンター（福岡県久留米市東櫛原町170-1）
建築構造：RC + S 造 地上2階（久留米アリーナ）
敷地面積：260,645.52㎡
建築面積：14,798.32㎡（久留米アリーナ）
延床面積：18,815.73㎡（久留米アリーナ）
駐車場：109台（久留米アリーナ）



受入に関する調整項目（詳細は次頁以降に整理）

- ① 施設利用に係る手続き
 - ・ あらかじめ県、久留米市及び指定管理者が協議し、避難先連絡所としての利用について条件を協定書等で整理する。
 - ・ 受入に際しては、協定書に基づき、指定管理者と連携して、避難先連絡所として利用可能な状態とする。
 - ・ 夜間における施設管理等で指定管理者に通常営業時以上の業務を行わせる場合には、事前に調整し、協定書等で整理する。
- ② 職員配置体制（役割分担）
 - ・ 各所管課ごとの役割と配置人員を計画し、久留米市を主体とし、福岡県と宮古島市が連携して運営する。
- ③ 受入れに係る手続き
 - ・ 避難先連絡所にて受入れ手続きを行い、全体に対して今後のスケジュールや注意事項等の説明を行えるスペースを確保する。
 - ・ 円滑な受入れのため、できる限り避難先連絡所到着までに宮古島市において避難住民への情報提供を行う。
- ④ 役場機能の移転
 - ・ 一定の執務スペースの確保や通信回線を含む機器の設置が可能であること。
- ⑤ 各種窓口の設置
 - ・ 受入窓口（退所の管理も含む。）
 - ・ ワンストップ相談窓口（行政相談、健康相談等）
- ⑥ 物資集積拠点
 - ・ 一定のスペース及び搬出入を考慮した集積所の確保に努める。
- ⑦ 女性、要配慮者等スペース
 - ・ 性別ごとの着替え、授乳、配慮別スペースの確保に努める。
- ⑧ ペット保管
 - ・ 避難住民数に応じたペットの受入スペースの確保について検討。
 - ・ ペット可の長期避難住宅の確保に努める。
 - 〔
 - ・ 避難先連絡所で受け入れたペットの管理は原則として避難住民本人が行う
 - ・ 災害ボランティアや動物病院などによる一時預かりも検討〕※ 来年度以降、避難元市も含めて検討
- ⑨ 警備
 - ・ 警備の範囲、民間委託等の方法等の検討
- ⑩ 市民への周知
 - ・ 一般市民の利用制限等に関する周知方法について検討
- ⑪ 避難住民の入退所管理手段
 - ・ 円滑な入退所管理の方法（マイナンバーの活用等）について検討

(2) 受付方法について

受付方法（素案）について

○ 避難開始までに十分な調整時間があり、受付業務を迅速に実施するために、以下の事項を避難開始前に実施しておく必要がある。

①避難住民情報の提供

- ・世帯ごとのフライトスケジュール
- ・世帯情報（世帯構成、男女の別 等）

②世帯ごとの宿泊施設等の割り振り

③避難元自治体とのデータ共有方法の確立

1 世帯情報確認



提供された避難住民情報による世帯情報の確認

2 本人確認



身分証明書等を使用して本人確認を実施

3 資料等の配付



避難住民に資料等を交付。
※資料については、宿泊施設等へ向かうバスの中で説明

4 避難先連絡所内の案内

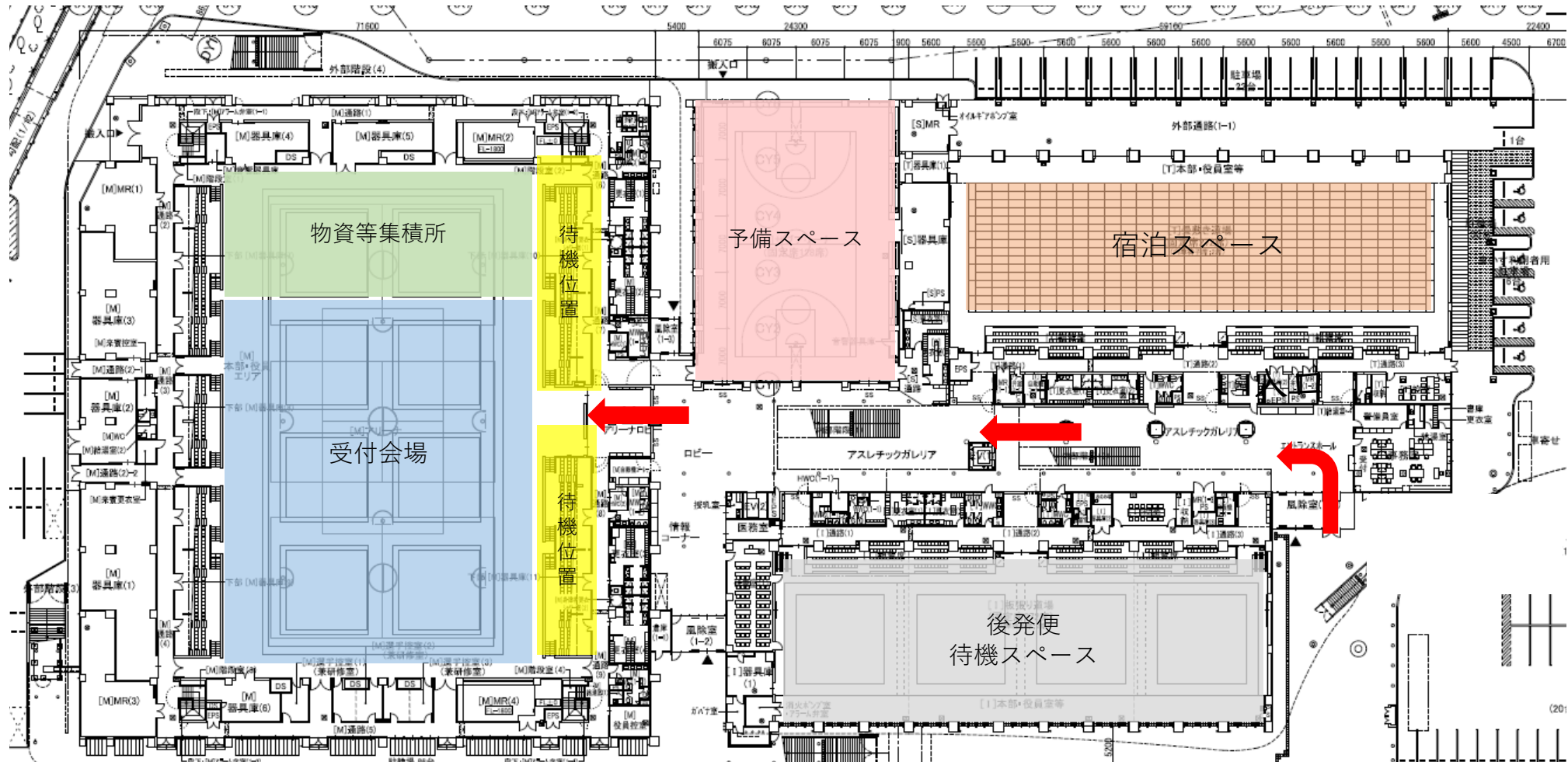


バスの乗車場所等の施設案内を実施

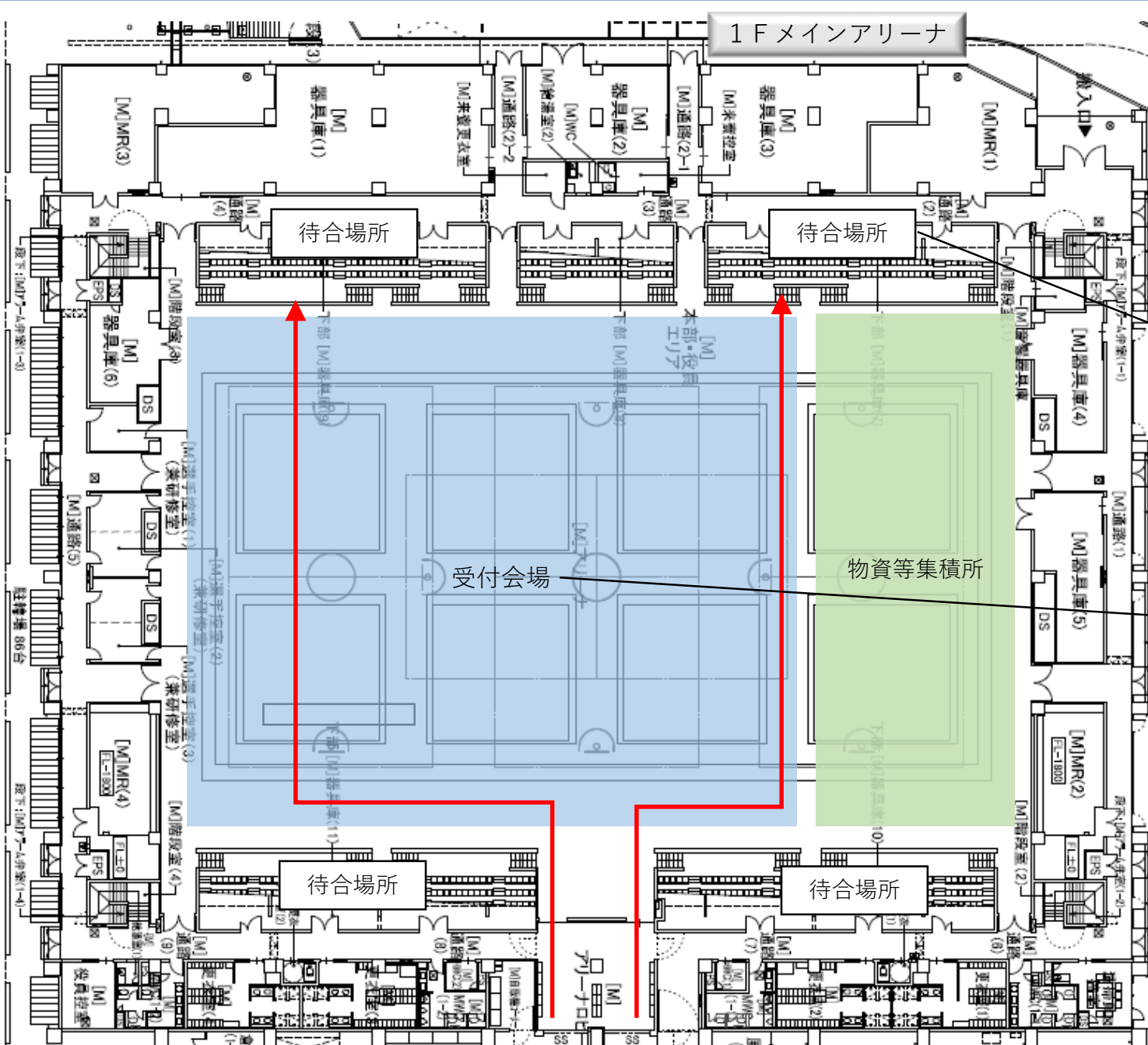
【配付資料内容】

- ・各宿泊施設への案内
- ・避難生活における留意事項等
- ・久留米市での生活情報
- ・防災情報
- ・保健・福祉関係情報
- ・相談窓口

(2) 【拠点施設】避難先連絡所における動線



(2) 【拠点施設】避難先連絡所レイアウト及び動線



考え方

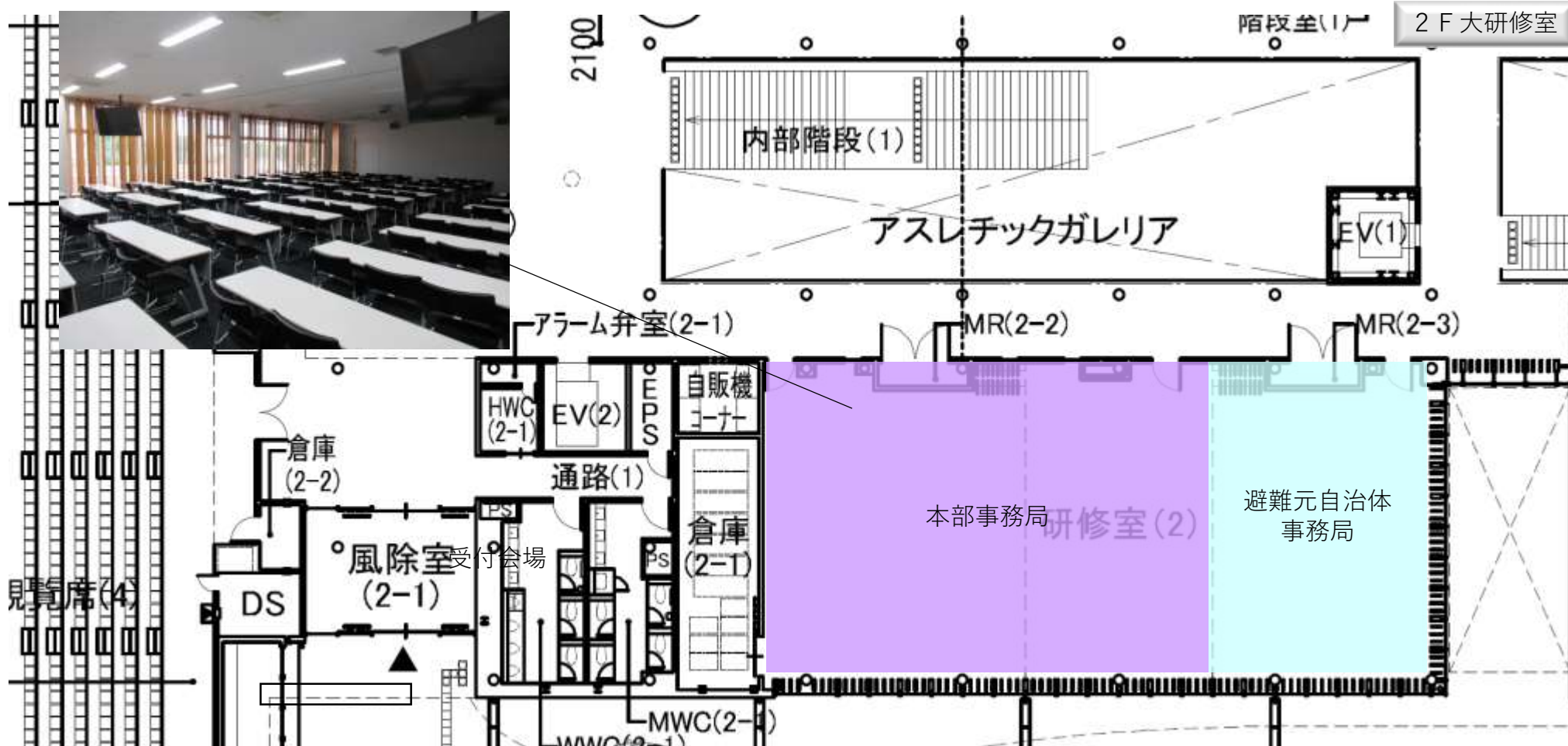
- 1便あたり最大165人搭乗するため、受付会場内に165人が滞留できるように会場レイアウトを検討するもの。
- 前グループの受付が完了する前に、次グループが避難先連絡所に到着した場合、受付会場観覧席も北側と南側で分ける。

受付完了後、バスへ移動する。
※物資及び食事が必要な人は観覧席でとってもらう。

【受付の設置数の考え方】

- 平良第一校区の平均世帯人数は約2人
- 1便あたり、最大165人搭乗することから、1便あたりの平均世帯数は約83世帯と想定
- 受付に1世帯あたり5分かかると想定
- ※受付方法については、避難先連絡所における課題に記載の内容に基づき、国に対し、検討を要請するもの。
- 上記条件に基づき、避難先連絡所に到着から30分以内に、グループの世帯全てを受付完了するには、**14箇所受付**を設置しなければならない。
- 配慮が必要な方に対する受付を分けるなど、効率的な受付方法を今後検討する。

(2) 【拠点施設】避難先連絡所レイアウト及び動線



考え方

○ 2 階大研修室を本部事務局、避難元自治体事務局スペースとして確保。

(2) 【拠点施設】避難先連絡所の必要備品の調達について

【拠点施設】避難先連絡所（仮）の必要備品の調達について

考え方

- 避難先連絡所で必要となる備品について、以下の通り、整理するもの。
- ・ 机・椅子等については、施設備品を使用。不足する場合は、業者からのレンタルを行う。
- ・ 食料、飲料水、生活必需品については、それぞれ後述のスライドにて検討する。
- ・ 今後、検討が進むに従い、備品・品目の追加・変更を適宜行う。
- ・ 行政機能の一時移転における備品等については、宮古島市への調整・検討を行い、今後作成を行う。

必要な備品

【受付会場】

品 目	数 量
机	20台
椅子	80脚
PC	15台

【宿泊スペース】

品 目	数 量
ベッド（簡易ベッド等）	90台
パーティション	90張
毛布	180枚

【説明会場】

品 目	数 量
机	4台
椅子	8脚
PC	4台

(2) 【拠点施設】避難先連絡所の運営に必要な人員について

【拠点施設】避難先連絡所（仮）の運営に必要な人員について

考え方

- 避難先連絡所の運営に必要な人員について、以下の通り、整理するもの。
- ・ 宮古島市から住民の避難誘導・調整要員として、職員が派遣されると想定する。
- ・ 必要な人員について、各所管課のみでなく、人事担当課を通じ、全庁的に確保を行うことができると想定する。
- ・ 行政機能の一時移転における人員については、宮古島市への調整・検討を行い、今後作成を行う。
- ・ 初期的な計画作成時点で必要とされる人員を想定しており、今後検討が進むに従い、人員増減の可能性がある。
- ・ 配慮が必要な方について、充分な対応がとれる体制を構築する。

必要な人員

場所	役割	人数	考え方
受付会場	受付	28人	受付1か所につき2人で計算
	誘導	15人	入口・出口・観覧席・受付・バス乗り口に配置予定
	総合相談	2人	
	健康相談	4人	1か所につき2人
	配食	4人	
	運営総括	5人	
物資集積所	運営総括	3人	
説明会場	説明	3人	
宿泊スペース	運営	3人	
その他施設内・外	誘導	4人	

(2) 収容施設の供与ーホテル・旅館

福岡県の整理

- ① 受け入れ可能な宿泊施設（室数、所在地等）を把握
- ② 避難開始前の十分な調整時間の中で、避難開始日から即日入居に対応可能な施設を確保
- ③ 可能な限り避難住民が離散しないよう、ホテル・旅館は全棟借り上げにて検討し、収容人数の多いビジネスホテルを優先する。

準備

- ① 福岡県、久留米市が、市内のホテルをリストアップする。
- ② 福岡県、久留米市はリストをもとに各ホテルに協力依頼。
- ③ 福岡県、久留米市は協力いただけるホテルについて、部屋のタイプ、料金、Wi-Fiの有無を確認

(2) 収容施設の供与—福祉施設

福岡県の整理

先行検討：久留米市と県で共同検討

- ① 受入可能な高齢者入所施設（床数、所在地等）、障がい児者入所施設（人数、所在地等）の把握
- ② 避難開始前の十分な調整時間の中で、事前に調整を完了し、避難開始日から即日入所に対応可能な施設を確保
- ③ 沖縄県側の施設から離散しないように、可能な限りまとめて入所可能な施設を検討

準備

- ① 県介護保険課又は障がい福祉課は、受入可能な施設の把握に当たり、避難元市（施設）から提供された入所者一覧表に基づき、入所者の人数・状態に応じた施設及び床数を把握し、避難先市へ情報提供する。
- ② 避難先市は管内の施設の空き状況及び受入の有無を把握する。
- ③ 県介護保険課又は障がい福祉課は、県内の避難先近隣市町村の施設の空き状況及び受入の有無を把握する。
- ④ 避難先市は、管内施設にて受入施設を確保する。
- ⑤ 県介護保険課又は障がい福祉課は、避難先市での確保が難しい場合、関係機関と協力し県内の近隣市町村の施設を確保する。

高齢者施設はR6.4.1現在（介護医療院はR6.10.1現在）、障がい児者施設はR6.10.1現在

対象者	収容先の施設（サービス）種別	対象者の状況	施設数	定員	入所者数	差引	入所率（%）
高齢者	特別養護老人ホーム	要介護3以上（担送、護送有）	29	1,097	1,018	79	92.8
高齢者	介護老人保健施設	要介護1～5（ " ）	8	700	594	106	84.9
高齢者	介護医療院	重篤な要介護者（ " ）	3	170	119	51	70.0
高齢者	養護老人ホーム	日常生活に不安がある程度（独歩可）	1	125	114	11	91.2
高齢者	軽費老人ホーム	"	8	320	308	12	96.3
障がい者	障がい者支援施設	障害支援区分4以上（50歳以上は区分3）	12	519			
障がい者	共同生活援助事業所	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助が必要な障がい者	58	1,174			
障がい児	医療型障がい児入所施設	保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療が必要な障がい児	1	150			

(2) 収容施設の供与－長期避難住宅等の確保

先行検討：久留米市と県で共同検討

福岡県の整理

- ① 受入可能な県営住宅及び職員住宅（室数、所在地等）を把握、受入れ準備の実施
- ② 受入可能な民間賃貸住宅及び公社賃貸住宅（室数、所在地等）を把握、受入れ準備の実施
- ③ 長期避難住宅が提供可能な敷地、提供可能な戸数を把握
- ④ 長期避難住宅の建設
- ⑤ 避難者への健康相談の実施や保健事業等に係る情報の提供
- ⑥ 避難者のペットの一時預かりの実施

公営住宅等

- ① 県営住宅課は、県営住宅について、管理代行業務を行っている福岡県住宅供給公社を通じて、速やかに受入可能な県営住宅の所在地、戸数、部屋のタイプ、を把握し、県防災危機管理局と情報共有する。また、必要に応じて修繕工事を実施する。
- ② 県総務事務厚生課は、職員住宅について、管理委託業者を通じて、速やかに受入可能な職員住宅の所在地、戸数、部屋のタイプを把握し、県防災危機管理局と情報共有する。また、必要に応じて修繕工事を実施する。

賃貸住宅

- ① 県住宅計画課は、内閣府と協議して、賃貸住宅の供与に係る実施要綱等の案を作成し、県防災危機管理局に提供
- ② 県防災危機管理局は、実施要綱等を制定し、関係市及び関係機関（県住宅供給公社、（公社）福岡県宅地建物取引業協会、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会、（公社）全日本不動産協会福岡県本部）に周知
- ③ 県住宅計画課は、関係機関に、賃貸住宅の供与について協力要請
- ④ （公社）福岡県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会福岡県本部は、不動産事業者を通じて、民間賃貸住宅オーナーに協力依頼
- ⑤ 関係機関は、受入可能な賃貸住宅のリスト（所在地、部屋のタイプ、料金）を作成し、県住宅計画課に情報提供
- ⑥ 県住宅計画課は、受入可能な民間賃貸住宅及び公社賃貸住宅のリストを、県防災危機管理局に情報共有
- ⑦ 県防災危機管理局は、受入可能な民間賃貸住宅及び公社賃貸住宅のリストを、関係市と情報共有

(2) 収容施設の供与－長期避難住宅等の確保

先行検討：久留米市と県で共同検討

公営住宅等・賃貸住宅

○ 公営住宅、賃貸住宅の調査時点での空き戸数を整理

調査時点：県営住宅・県職員住宅はR6.11月現在、市営住宅・公社賃貸住宅・民間賃貸住宅はR6.10月現在

住宅区分	部屋タイプ	収容 人数	1か月の調整時間がある場合		3か月の調整時間がある場合	
			戸数	収容人数計	戸数	収容人数計
県営住宅	2DK	2	3	6	13	26
	3DK	4	2	8	36	144
	3LDK	4	1	4	1	4
	小計		6	18	50	174
県職員住宅	1K	1	1	1	4	4
	3DK	4	5	20	7	28
	小計		6	21	11	32
市営住宅	2LDK	3	5	15	5	15
	3K,3DK	3	0	0	30	90
	小計		5	15	35	105
市職員住宅	所有なし	0	0	0	0	0
公社賃貸住宅	1DK	1	0	0	2	2
	2DK	3	0	0	6	18
	2LDK	3	0	0	5	15
	3DK	3	5	15	6	18
	小計		5	15	19	53

(2) 収容施設の供与－長期避難住宅等の確保

先行検討：久留米市と県で共同検討

公営住宅等・賃貸住宅

住宅区分	部屋タイプ	収容 人数	1か月の調整時間がある場合		3か月の調整時間がある場合	
			戸数	収容人数計	戸数	収容人数計
民間賃貸住宅	1R	1	107	107	180	180
	1K、1SK	1	220	220	339	339
	1DK、1SDK	1	64	64	102	102
	1LDK、1SLDK	3	84	252	176	528
	2K	3	18	54	30	90
	2DK、2SDK	3	59	177	112	336
	2LDK、2SLDK	3	102	306	165	495
	3K、3SK	3	4	12	6	18
	3DK、3SDK	3	60	180	96	288
	3LDK、3SLDK	5	54	270	110	550
	4DK、4SLDK	5	7	35	7	35
	4LDK、4SLDK	5	4	20	16	80
	5DK、5SDK	5	1	5	4	20
	5LDK	5	1	5	6	30
	6DK	5	1	5	4	20
	9LDK	5	0	0	1	5
	小計		786	1,712	1,354	3,116
合 計			808	1,781	1,469	3,480

(2) 収容施設の供与－長期避難住宅等の確保

先行検討：久留米市と県で共同検討

長期避難住宅等

- ① 県財産活用課は、売却予定、貸付、接道等の状況を踏まえ、長期避難住宅が建設可能と考えられる未利用県有地(1,000㎡以上の土地)を把握し、県営住宅課へ情報提供する。
- ② 県営住宅課は、県財産活用課から提供された県有地に建設可能な長期避難住宅の戸数および提供までに必要となる期間について、関係機関から情報を収集し、県財産活用課および県防災危機管理局と情報共有する。
- ③ 市は、割振り結果から長期避難住宅の建設数を決定、県防災危機管理局へ必要な建設戸数を示し依頼する。
- ④ 県営住宅課は、県防災危機管理局からの指示で建設戸数を確定し、関係機関と連携して、長期避難住宅を建設する。

ペット受入れ

- ① 県生活衛生課、久留米市は、一時預かり先になりうる施設に対し協力依頼を行う。
- ② 協力いただける施設について、預かり条件（ペットの大きさ・種類・頭数）を確認する。
- ③ 県生活衛生課は、避難元市（施設）から提供された情報に基づき、ペットの一時預かりのニーズを把握し、久留米市と情報共有する。
- ④ ボランティア、県獣医師会等に協力を呼びかけ、受付等の業務のためのスタッフを募る。
- ⑤ 長期避難者ととともに避難してくるペットを受け付け、健康状態を確認、避難先で、一時預かり先が調整できるまで長期避難者に世話をしてもらう。
- ⑥ 避難先から、割り振り計画に従って各一時預かり施設に移送する。
(預かりが長期にわたるときは、九重にある九州災害時動物救援センターへの受入れを依頼)
- ⑦ 県生活衛生課、久留米市は、譲渡の支援を行う。
 - ・ ペットを手放さざるを得ないと飼い主が決断した場合は、譲渡の支援を行う。

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設以外

福岡県の整理

- ① 避難先連絡所からの避難住民受入れについては、まずホテル、旅館で実施する。割り振りについては、事前に避難住民の情報及び受入可能なホテル、旅館の情報から、市が各部屋への割り振りを検討する。
- ② ホテル等から優先的に受入れ、不足する場合は避難所における受入れを検討する。その後、ホテル、旅館に空室が発生した場合、又は公営住宅や長期避難住宅、賃貸住宅の準備が整った場合に避難所住民を優先して入所させる。
- ③ 避難元の地区ごとに避難先を集約し、在宅の要配慮者がいる世帯については、1施設に集約する。

準備

- ① 市は、避難住民の情報や、市内において受入れ可能なホテル・旅館・長期避難住宅等の情報を、県〇〇課や市の担当課より把握
- ② 市がそれぞれの施設への入所割り振りリストを作成、優先順位は以下のとおり
初期：ホテル・旅館、公営住宅、賃貸住宅
長期避難住宅設置後：長期避難住宅、公営住宅、ホテル・旅館、賃貸住宅
- ③ 上記の施設に入れない避難住民は、一旦避難所へ割り振り、施設に空きが発生次第、優先的に空施設に割り振る。
- ④ 割り振りにおいては、避難生活への影響を最小限とするため、可能な限り地区・校区／家族単位で調整
- ⑤ また、在宅の要配慮者については、1施設に集約する。
※ 避難元では在宅の要配慮者であって、避難先では入院又は入所となる場合は、別途割り振り

提供方法

- ① 市は、入所割り振りリストを、避難元自治体、福岡県、各施設の責任者に共有する。
- ② 市は、避難先連絡所において、入所割り振りリストを基に、避難住民を各施設へ輸送する。

(2) 久留米市における避難住民（平良第一小学校区）の受入れ時の割り振り要領（概要）

(1) 住民の割振りの基本的な考え方

- 避難先連絡所から宿泊施設までの移動は、貸切バスを使用する。詳細は、後述のスライドのとおり。
- 平良第一小学校区の住民については、コミュニティ維持の観点から、できる限り西鉄久留米駅近傍のホテルに割振りを行う。
- 以下の考え方にに基づき、部屋の割振りを行う。

平良第一小学校区

人口：2,466人

大三俵一区	252人
上角	477人
前比屋	337人
大原一区	1,118人
出口	282人

ホテル・旅館



部屋の割振りの基本的な考え方

- 以下の考え方にに基づき、部屋を割り振るもの。なお、基本的な考え方であり、世帯の状況などにより、部屋の割振りを行う可能性はあり。
- 具体的な割振りは次ページを参照。

世帯人数	部屋の割振り（仮）	
単身世帯	シングル×1	ダブル×1
2人世帯	ダブル×2	ツイン×1
3人世帯	トリプル×1	ツイン×1、 シングル×1
4人世帯	ツイン×2	ツイン×1、 シングル×2

世帯人数	部屋の割振り（仮）	
5人世帯	ツイン×1、 トリプル×1	ツイン×3
6人世帯	トリプル2	ツイン×3
7人世帯	トリプル1、 ツイン2	ツイン×3、 シングル×1
8人世帯	ツイン4	ツイン×4、 シングル×1

(2) 久留米市における避難住民（平良第一小学校区）の受入れ時の割り振り要領（概要）

(2) 平良第一小学校区の人口及び世帯構成について

○平良第一小学校区の人口及び世帯構成は以下の表のとおり。

小学校区	大字	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	各区の世帯数	各区の人口
平良第一小学校		803	298	126	80	49	17	2	1	0	1,376	2,466
	大三俵一区	89	44	9	1	4	2	0	0	0	152	252
	上角	179	58	22	15	10	1	0	0	0	285	477
	前比屋	127	31	11	12	11	2	0	0	0	194	337
	大原一区	317	127	75	39	18	9	2	1	0	588	1,118
	出口	91	38	9	10	6	3	0	0	0	157	282

(3) 平良第一小学校区住民の部屋の割り振り①

○前ページの部屋割りの考えに従い、大三俵一区、上角、前比屋、大原一区、出口の住民を割り振ったところ、全ての避難住民を久留米市内のホテルへ割り振ることが可能。

大三俵一区						
世帯構成	世帯数	部屋タイプ				
		シングル	ダブル	ツイン	トリプル	フォース
単身	89	89	—	—	—	—
2人	44	—	44	—	—	—
3人	9	9	—	18	—	—
4人	4	—	—	—	—	4
5人	4	—	—	4	4	—
6人	2	—	—	2	—	2
7人	0	—	—	—	—	—
8人	0	—	—	—	—	—

上角						
世帯構成	世帯数	部屋タイプ				
		シングル	ダブル	ツイン	トリプル	フォース
単身	179	179	—	—	—	—
2人	58	—	58	—	—	—
3人	22	66	—	—	—	—
4人	15	—	—	14	—	8
5人	10	10	—	20	—	—
6人	1	—	—	1	—	1
7人	0	—	—	—	—	—
8人	0	—	—	—	—	—

(2) 久留米市における避難住民（平良第一小学校区）の受入れ時の割り振り要領（概要）

(3) 平良第一小学校区住民の部屋の割振り②

前比屋						
世帯構成	世帯数	部屋タイプ				
		シングル	ダブル	ツイン	トリプル	フォース
単身	127	127	—	—	—	—
2人	31	—	31	—	—	—
3人	11	33	—	—	—	—
4人	12	—	—	24	—	—
5人	11	11	—	22	—	—
6人	2	—	—	2	—	2
7人	0	—	—	—	—	—
8人	0	—	—	—	—	—

出口						
世帯構成	世帯数	部屋タイプ				
		シングル	ダブル	ツイン	トリプル	フォース
単身	91	91	—	—	—	—
2人	38	—	—	38	—	—
3人	9	27	—	—	—	—
4人	10	40	—	—	—	—
5人	6	—	—	6	6	—
6人	3	—	—	3	—	3
7人	0	—	—	—	—	—
8人	0	—	—	—	—	—

大原一区						
世帯構成	世帯数	部屋タイプ				
		シングル	ダブル	ツイン	トリプル	フォース
単身	317	317	—	—	—	—
2人	127	—	87	40	—	—
3人	75	225	—	—	—	—
4人	39	51	—	35	—	—
5人	18	36	—	36	—	—
6人	9	—	—	9	—	9
7人	2	—	—	—	2	2
8人	1	—	—	—	—	2

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設

先行検討：久留米市と県で共同検討

目標

- ① 入院、在宅医療、施設入所等が必要な避難住民の把握
- ② 入院、入所調整の流れの整理
- ③ 県内の医療機関、入所施設等の空き状況の把握
- ④ 受入れ先施設等での人員の確保（人員が不足する場合）

考え方

- ① 入院調整等を行うために必要な患者情報を避難元の医療機関から入手した上で、入院調整等を実施する。
- ② 入所調整等が必要な高齢者や障がいのある方について、避難元市町村から情報提供を受けた上で、関係団体及受入れ市町村と協議して施設の空き状況等を確認し、受入れ可能な入所施設への割り振り調整を行う。
- ③ G－M I S等により県内医療機関の空き病床を把握し、県内での受入れが不可能な場合は隣県と調整し、受入れを要請する。
- ④ 避難元市町村で在宅医療を受けていた者については、避難直後は、医療機関で受入れを行い、在宅医療への移行が可能と判断された者に関しては、在宅医療への移行調整を行う。
- ⑤ 在宅医療の提供可能医療機関等について、医師会等の関係団体を通じて把握を行い、在宅医療の提供を要請する。
- ⑥ 受入れにより人員が不足する場合は、関係団体に協議の上、施設間の職員派遣を依頼する。
- ⑦ 定期的に関係機関、団体との連絡協議会等を開催し、課題の抽出とその解決策を検討する。

準備

◆ 入院、在宅医療（訪問診療・訪問看護・訪問歯科・訪問薬剤・訪問リハビリ・訪問栄養）、施設入所等を必要とする避難住民の把握（事前対応）

- ① 宮古島市が事前に作成する入院、在宅医療、施設入所等を必要とする避難住民の情報は、福岡県が沖縄県から提供を受け、久留米市と共有する（更新頻度：2か月ごと）。なお、避難後の要配慮者の把握は、久留米市において行う。
- ② 避難元のコミュニティ内に久留米市が受入れ対象となる入所施設等は所在していないが、利用する可能性のある入所施設について、以下のとおり整理する。

区分	サービス名称	避難先における利用スキーム
介護	特別養護老人ホーム	受入れ市からの要請に対して関係団体が受入れ可能な入所施設を調整
〃	養護老人ホーム	〃
〃	軽費老人ホーム	〃
〃	介護老人保健施設	〃
障がい	共同生活援助（グループホーム）	受入れ市からの要請に対して関係団体が受入れ可能な施設を調整
〃	障がい者支援施設	〃
〃	障がい児入所施設	〃

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設

先行検討：久留米市と県で共同検討

準備

◆ 入院（入所）可能な医療機関及び施設の空き状況、在宅医療の提供体制等の把握（事前対応）

（医療機関、在宅医療）

- ① 久留米市は、久留米市内の医療機関における受入れ、在宅医療の提供が可能かを判断するため、G－M I Sや医師会等の関係団体への照会等により、医療機関の空き状況及び在宅医療の提供体制を把握する。
- ② 県は、久留米市内の医療機関及び施設のみでの受入れ、在宅医療の提供が難しい場合、県内の医療機関等での受入れ等が可能かを判断するため、県内における状況を把握し、市と連携して受入調整を行う。

（高齢者施設）

- ① 久留米市は、高齢者施設への入所を必要とする避難住民の情報を基に、関係機関と協力して、市内の高齢者施設の空き状況等を把握する。
- ② 県は、久留米市内の高齢者施設のみでの受入れが難しい場合、関係機関と協力して、県内の他の高齢者施設の空き状況等を把握し、市と連携して受入調整を行う。

（障がい者福祉施設等）

- ① 久留米市は、市内の短期入所事業所（併設型及び単独型）の定員を把握する。
- ② 県は、久留米市内の短期入所事業所のみでの受入れが難しい場合、県内の他の短期入所事業所の定員を把握し、市と連携して受入調整を行う。

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設

提供方法

先行検討：久留米市と県で共同検討

◆ 入院、在宅医療、施設入所等を必要とする避難住民の割り振り

(医療機関、在宅医療)

- ① 久留米市は、宮古島市が作成する入院、在宅医療を必要とする避難住民の情報及び市内の医療機関及び在宅医療の提供体制を基に、割り振り案を作成する。
- ② 久留米市内の医療機関等のみでの受入れ等が難しい場合は、その避難者等の情報を県の担当課に連絡し、県は原則、近隣市町村の医療機関等で受入れ等が可能となるよう調整する。

(高齢者施設)

- ① 久留米市は、宮古島市が作成する高齢者施設への入所を必要とする避難住民の情報を基に、割り振り案を作成し、関係機関と協力して施設入所を調整する。
- ② 久留米市内の入所施設のみでの受入れが難しい場合は、その避難者等の情報を県の担当課に連絡し、県は、関係機関と協力して、県内の他の入所施設における受入れが可能となるよう調整する。

(障がい者福祉施設等)

- ① 久留米市は、宮古島市が作成する障がい者福祉施設等への入所を必要とする避難住民の情報を基に割り振り案を作成し、関係機関と協力して、市内の短期入所事業所への受入れを調整する。
- ② 久留米市内の障がい者福祉施設等のみでの受入れが難しい場合、久留米市は、その避難者等の情報を県の担当課に連絡し、県は、関係機関と協力して、県内の他の短期入所事業所における受入れが可能となるよう調整する。

(共通)

- ① 直近の情報提供以降に割り振り調整等が必要となった避難者については、本県に到着するまでの間に、久留米市は、宮古島市との連絡調整を行い、割り振り案を作成する

(2) 避難住民等の受入れ時の割り振り要領（概要）※病院、福祉施設

先行検討：久留米市と県で共同検討

関係機関	担当部署
福岡県老人福祉施設協議会	事務局 (福岡県社会福祉協議会施設課内)
公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会	-
公益社団法人北九州市高齢者福祉事業協会	-
福岡県身体障害者施設協議会	事務局 (福岡県社会福祉協議会施設課内)
福岡県知的障がい者福祉協会	事務局 (福岡県社会福祉協議会施設課内)
福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	事務局 (福岡県社会福祉協議会施設課内)
公益社団法人福岡県医師会	地域医療課

(3) 収容施設への輸送

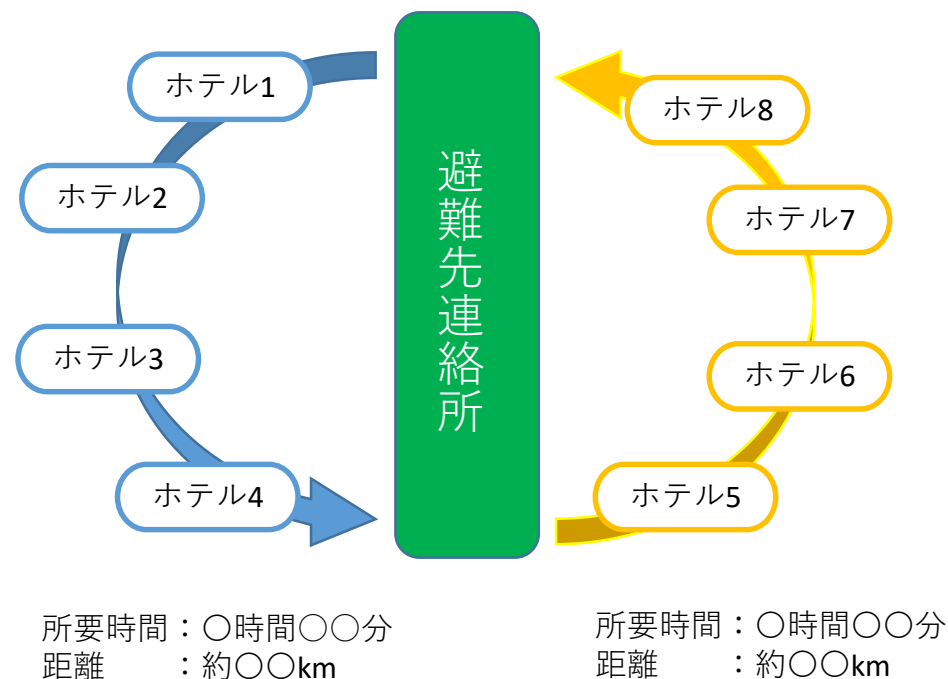
運行案

- 久留米アリーナを起点、終点として、各収容施設（宿泊施設等）を循環するバスを運行
- 中型バス（正座席23～29名）を16台使用
※補助席は使用せず、到着人数（400名）に合わせて16台で運行
- 循環バスは、避難住民が久留米アリーナに到着して90分後（本人確認などの諸手続き後）を目安に出発
- 〇〇時〇〇分に久留米アリーナに到着する避難住民については、翌日便にて対応
- 宮古島からの避難住民の受入れが完了（単純計算で6日）後も避難住民の移動手段として循環バスの運行を継続。
ただし、便数についてはニーズに応じて決定

調整事項等

- ①循環バスの運行に係る体制
→バス事業者による運行管理等の調整
→久留米市又は宮古島市職員の配置（連絡調整）
- ②運行に係る許認可
→九州運輸局等との調整（許可等の申請手続き等）
- ③運行期間
→1か月
※利用状況に応じて月単位で運行期間を更新
※運行区間も適宜見直す

バス等運行イメージ

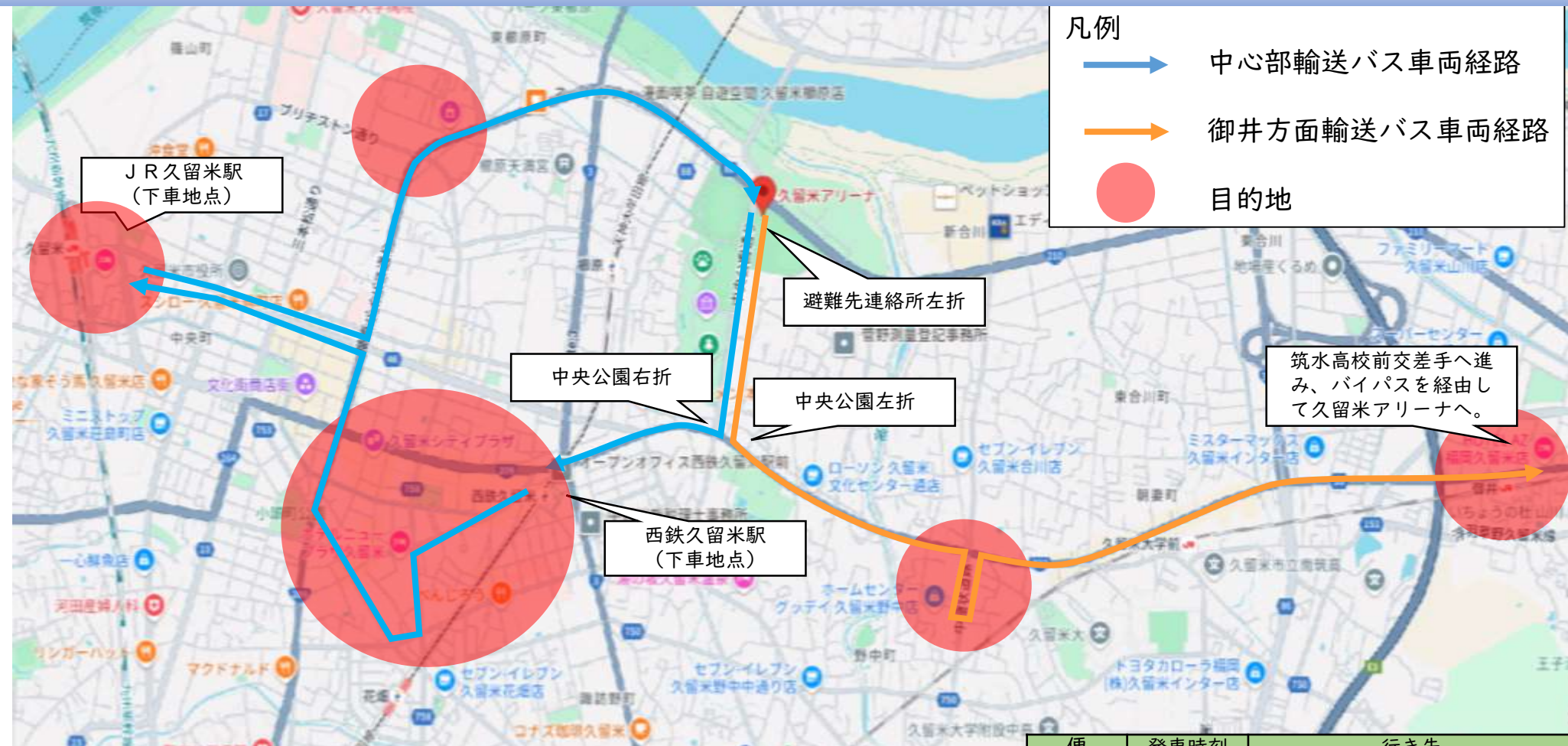


コミュニティバス及び路線バスの利用

- 長期間の避難生活においては、買い物や通院、金融機関等での手続きなどが必要になることが想定されるため、避難住民のニーズに対応する移動手段を提供する。
- 宿泊施設と避難先連絡所間の循環バスとは別に、コミュニティバスや一般路線バスなど、避難住民ニーズに柔軟に対応できる移動手段とする。
- 当該バスの利用にあたっては、市民への影響を最小限にするため、バス事業者等との事前協議において、避難住民の利用ルール等を検討する。



(3) 避難先連絡所（久留米アリーナ）から収容施設までの輸送経路図①



※バス車両の巡回輸送要領について

- ・1便目については、市内中心部（青線）西鉄久留米駅周辺の宿泊施設に入る避難者を輸送する。（混雑防止）
- ・2便以降の輸送車両については、西鉄久留米駅以降の宿泊施設への輸送とする。御井方面は、1便のみでの運行を基準とする。

便	発車時刻	行き先
第1便	13:30	西鉄久留米駅
第2便	14:00	西鉄久留米駅～花畑方面
第3便	14:30	JR久留米駅～櫛原方面
第4便	15:00	西鉄久留米駅
第5便	15:30	西鉄久留米駅～花畑方面
第6便	16:00	JR久留米駅～櫛原方面
備考	・発車時刻は、あくまで予定時刻である。 ・1便が戻るまで最大2時間を見積る。	

(3) 避難先連絡所（久留米アリーナ）から収容施設までの輸送経路図②



※バス車両の巡回輸送要領について

・家族の避難者専用とするため、2便の運行を基準とする。

便	発車時刻	行き先
第2便	14:00	
第4便	16:00	
備考	・発車時刻は、あくまで予定時刻である。 ・1便が戻るまで2時間を見積る。 ・市内中心部が不足した場合、1便のみで運行を行う。	

関係機関	担当部署
九州運輸局	総務部安全防災・危機管理課
九州旅客鉄道(株)	総務部危機管理室
西日本旅客鉄道(株)	—
(一社) 福岡県バス協会	—
(一社) 福岡県貸切バス協会	—
(一社) 福岡県タクシー協会	—

(4) 食品の給与・飲料水の供給

提供方法

◆ 食料・飲料水の供給イメージ

- 避難先連絡所（久留米アリーナ）※避難先連絡所の滞在期間は1日程度と想定

提供物

- ① 食料物資 パックご飯、缶詰、カップ麺、レトルト食品（カレー、シチュー、パスタ）、インスタント食品（スープ、味噌汁等）、ゼリー飲料、菓子パン、介護食、アレルギー食、お菓子類（チョコ、クッキー）
- ② 飲料水 ペットボトル飲料

- 収容施設等（市内ホテル・旅館を想定）

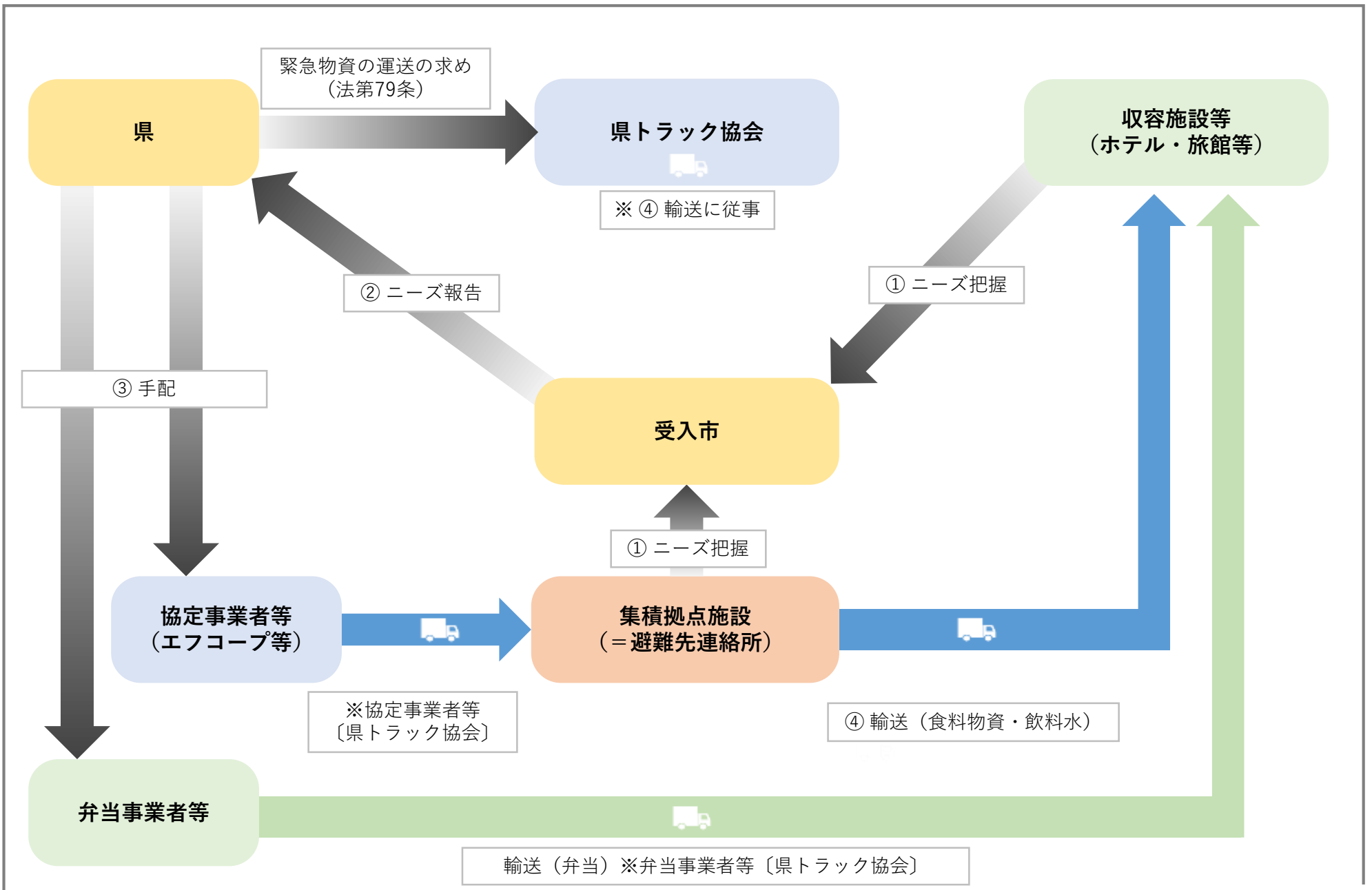
提供物

- ① 食事 収容施設等で3食提供（※3食提供できない場合、弁当や食料物資で対応する。）
- ② 飲料水 ペットボトル飲料

◆ ニーズの把握（受入市）

- 受入市が、必要数を把握し、県へ報告する。
- 避難者の家族構成や食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることができない食材などがある方を把握する。

(4) 食品の給与・飲料水の供給の流れ



(4) 食品の給与・飲料水の供給

関係機関	担当部署
九州農政局福岡県拠点	地方参事官室
福岡県農業協同組合中央会	農政広報部
公益社団法人福岡県トラック協会	業務一課
エフコープ生活協同組合	総務部総務課
水道事業者（市町村、一部事務組合）	－

(5) 生活必需品の給与及び貸与

福岡県の整理

- ① 物資調達のスキームや事業者の選定等について調整する猶予があるものとし、物資の調達については、災害時における物資供給協定を締結している事業者（以下「協定事業者」という。）に要請する。
ただし、在庫不足や協定事業者の被災など、協定事業者だけでは調達が困難な場合は、備蓄物資を供給するものとする。
- ② 物資は物資集積拠点（避難先連絡所）である久留米アリーナにおいて集約・仕分けを行う。
避難住民への提供は、避難先連絡所でのお渡し又は収容施設（ホテル等）に直接輸送する。
- ③ 久留米アリーナまでの輸送については、協定事業者に要請する。
ただし、協定事業者が対応困難な場合は、福岡県トラック協会に要請する。
- ④ 久留米アリーナから収容施設までの物資の輸送方法については、久留米市と調整の上、実施することとする。

提供方法

◆ 提供する生活必需品

実情に応じ、以下の品目の範囲内において現物をもって行う。

○ 被服、寝具及び身の回り品 ○ 日用品 ○ 炊事用具及び食器 ○ 光熱材料

◆ ニーズの把握

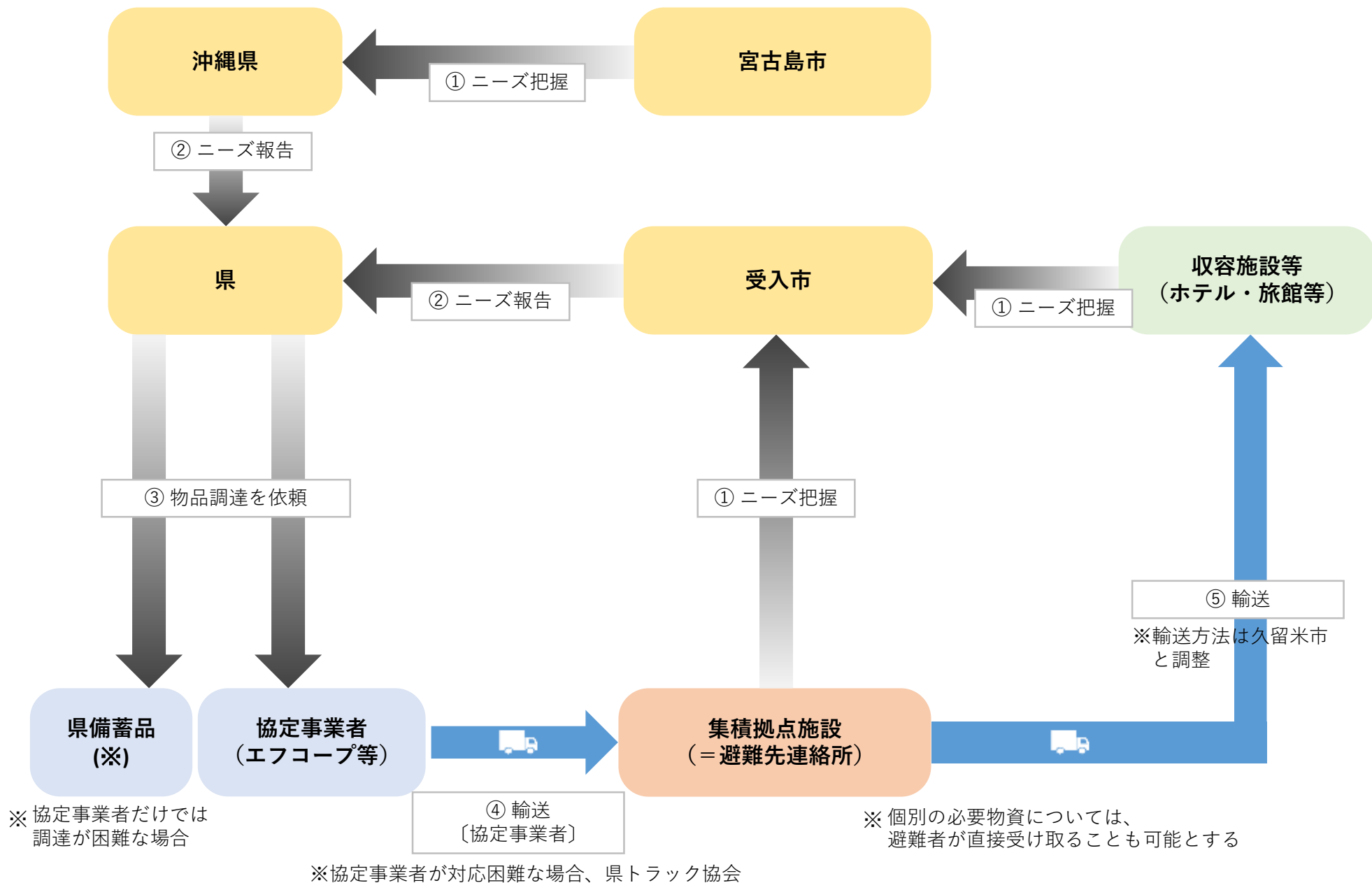
○ 避難前

- ① 宮古島市において、住民から避難先で必要となる物品について、調査。沖縄県に報告。
- ② 宮古島市から報告されたリストを福岡県に送付。

○ 避難後

- ① 久留米市において、避難者に対し必要な物品を調査。
- ② 福岡県に報告。

（５）生活必需品の給与又は貸与の流れ



(6) 医療の提供及び助産

先行検討：久留米市と県で共同検討

福岡県の整理

- ① ふくおか医療情報ネット及び地域在宅医療支援センターの相談窓口等により、県内の医療機関の情報提供（透析、産科、在宅医療を含む）を行う。
- ② 医療情報ネット（ナビイ）等により、避難先周辺の医療機関、薬局の情報提供を行うとともに、医薬品に関する相談窓口（くすりなんでもテレホン）の周知を行う。
- ③ 救急搬送件数の増加を防ぐため、救急電話相談（＃ 7 1 1 9）及び小児救急医療電話相談（＃ 8 0 0 0）の周知を行う。
- ④ 医療、助産ニーズの増加に対応する医療、医薬品供給体制を確保するため、公益社団法人福岡県医師会及び公益社団法人福岡県薬剤師会との連絡、調整を行う。
- ⑤ 定期的に関係機関、団体との連絡協議会等を開催し、課題の抽出とその解決策を検討する。

準備

◆ 医療の提供及び助産を必要とする避難住民の把握（事前対応）

- ① 宮古島市が事前に作成する要配慮者名簿は、福岡県が沖縄県から提供を受け、久留米市と共有する（更新頻度：2か月に1回）。なお、避難後の要配慮者の把握は、久留米市において行う。
- ② 要配慮者名簿には、在宅医療を受ける者について、在宅医療の提供場所（※）毎の年齢（小児、成人、高齢者の別）の記載を求める。
※ 自宅、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム

◆ 医療提供先への協力依頼（事前対応）

- ① 久留米市は、事前に共有した要配慮者名簿等に基づき、避難住民の受入に伴う医療・助産ニーズの増加に対応するため、医師会、薬剤師会等の関係団体に、医療・助産の提供体制の確保に係る協力を依頼する。

◆ 避難住民受入れ後の提供体制の確保

- ① 受入調整班において、近隣市町村の医療機関も含めて、入院患者等の割振りを行うが、それでもなお、提供体制が不足する場合は、医師会に対して協力を依頼する。
- ② 避難元で在宅医療を受けていた者について、医療機関での受入れ後、病状等を確認し、在宅医療への移行の可否を判断した上で、在宅医療への移行が可能な者については、受入れ先の確保や在宅医療・介護サービスの調整等、在宅医療への移行調整を行う。在宅医療の提供については、医師会、薬剤師会等の関係団体に協力を依頼する。

(6) 医療の提供及び助産

先行検討：久留米市と県で共同検討

提供方法

- ① 保健所を通じて、ふくおか医療情報ネットの周知を行う。
- ② 高齢者等のふくおか医療情報ネットによる検索が困難な避難住民に対しては、保健所が医療機関の案内等を行う。
- ③ 透析等患者の通院先案内については、保健所から案内を行う。

関係機関	担当部署
県医師会	地域医療課
県薬剤師会	-

(6) 医療の提供及び助産の流れ

先行検討：久留米市と県で共同検討

福岡県広域災害・救急医療情報システム

福岡県医療機関情報案内

ふくおか医療情報ネット

お知らせ

- 2024年06月18日 救急車を呼ぶと病院へ行く？ 迷ったときは7119
- 2024年06月18日 新規開設の医療機関へ医療機関紹介のご案内
- 2022年06月22日 全国救急受診アプリ「Q急」のご案内

(キーワード検索)

全ての内科 産科 小児科 婦人科 皮膚科

AND検索 OR検索 検索

お医者さんを探す

かんたん検索

救急電話相談

子どもの救急電話相談

音声FAX 医療機関案内

マイホーム登録

かかりつけ医一覧

いざという時のお立ち寄り情報

災害時に必要な情報はこちら!

かしこい医療機関のかかり方

くすりなんでもテレホン

ご質問をお電話で受け付けています

TEL 092-271-1585

受付時間 月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:00

医療情報ネット (ナビイ)

トップ > 福岡県

福岡県の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探す

医療機関を探す

薬局を探す

キーワードで探す

例) 市区町村名 内科

検索

急いで探す 現在診療中の医療機関を科目と場所から検索

じっくり探す 設備や対応内容などの医療機関情報から検索

診療科目で探す

場所で探す

他の項目で探す

対応することができる外国語から探す

お気に入り病院等 お気に入り登録した医療機関などの一覧

お気に入り病院等

比較候補一覧

(7) その他の生活支援—学用品の給与等

先行検討：久留米市と県で共同検討

福岡県の整理

- ① 福岡県に避難する幼児、児童、生徒及び学生が、避難先での就学機会を確保できるよう、避難元、避難先市町村（教育委員会）や県内の学校設置者と連携する。
- ② 特に義務教育段階においては、確実に学習の継続に努める。
- ③ 特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒について、可能な限り同様の支援が受けられるよう、個人情報保護に留意しながら情報共有を図る。
- ④ 避難元の方針として、避難後も沖縄県での教育を継続する場合には、臨時的な学校の移転の可否も併せて検討する。
- ⑤ 円滑に学用品が給与され、家庭の経済状況によることなく教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずるため、県内の学校設置者と連携する。

準備

◆ 避難元の状況及び方針確認

- ① 沖縄県を通じて、宮古島市に、避難する幼児・児童・生徒・学生の人数、学習の継続に係る方針を確認
- ② 宮古島市内の沖縄県立学校に関しては、沖縄県教育委員会に、学習の継続に係る方針を確認
- ③ 特別支援学校（学級）に在籍しているなど、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒については、障がいの種別等についても可能な限り確認

◆ 避難先の状況確認

- ① 久留米市から通園・通学可能な幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校、大学等の設置者に対して、空き教室等のキャパシティや、制度上の受入（転学・転園）可否とその手続きを確認（公立・私立全て）
- ② 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒については、その障がい種別等に対応した受入が久留米市で可能か確認

◆ 円滑な受入のための手順を調整し課題を抽出

- ① 宮古島市住民の学校段階や通学希望、教育委員会の方針を踏まえた課題を抽出した上で、その解決策を検討し、受入に対応できるよう備える

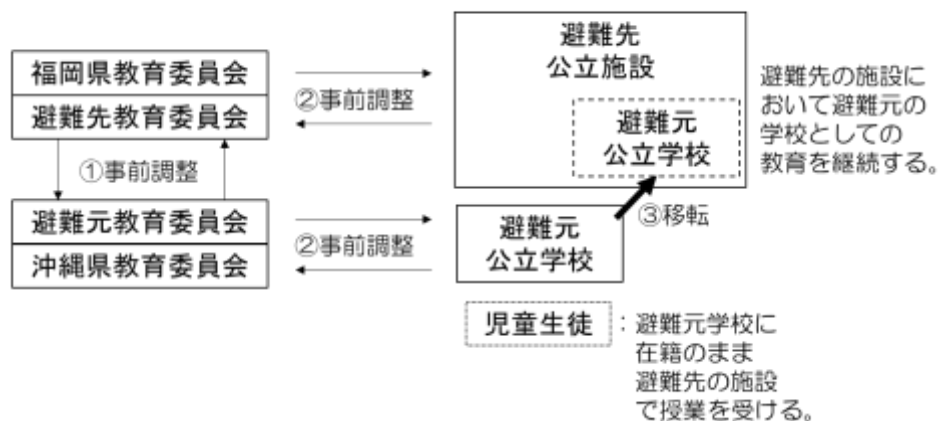
◆ 学用品の給与や就学援助、授業料等の減免、奨学金の貸与の手続きに係る確認

- ① 学用品の給与や就学援助等に係る手続きを円滑に行えるよう、手順や財源等を確認し、速やかに受入先となる学校設置者や学校に手続き等を連絡できるよう備える

就学機会の確保

【沖縄県・宮古島市の「学習の継続」に係る方針】

◆ **継続する場合**：福岡県内で沖縄県の公立学校での学習を再開
〔臨時的な学校の移転のスキーム〕



※受入可能な施設（空き教室等）の有無、工業高校等の設備の使用を各教育委員会で検討

【その他、就学機会の確保に係る検討事項】

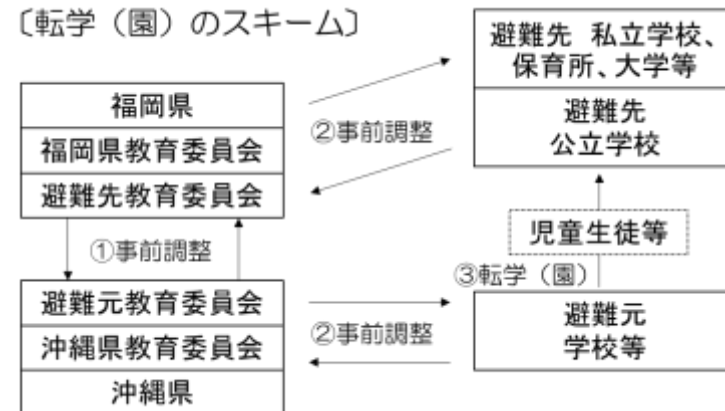
◆ 義務教育段階の公立学校

- ①避難後の居所から学校までが遠距離になり就学が困難にならないように調整、または、通学方法について検討する。
- ②転学させる場合は、学齢簿情報の連携等も視野に入れ、多数の転学を円滑に行える対応手順を両市教育委員会間で調整する。特別な支援を必要とする児童等についてはあらかじめ情報を共有し、必要な配慮や対応できる学校が久留米市にあるか確認し、事前に特別支援学校（学級）への就学を検討しておくことが望ましい。
- ③状況が変化した生徒等への心のケアを行い、本県での就学を不安なく開始できるよう、県教育委員会はＳＣ・ＳＳＷの配置を調整

◆ 義務教育段階以外の公立学校、私立学校、大学

- ①宮古島市住民に対し転学可能な学校の情報提供を行い、住民が転学する学校を選択し、在籍校と転学先学校間において手続きをすることを基本とする。そのため、受入可能な学校等やその転学（園）手続きに関する情報を集約した資料を作成し、沖縄県、宮古島市と内容や対応手順を確認する。

◆ **継続しない場合**：福岡県の学校に児童生徒等が転学
〔転学（園）のスキーム〕



※久留米市立学校のみでは受入れが困難な場合、近隣市町村に協力を要請

◆ 義務教育段階の公立学校

- ①久留米市教育委員会に対し、学用品（教科書を含む。）の給与や1人1台端末の整備（貸与）、就学援助の手続きについて、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うよう要請する。

◆ 義務教育段階以外の公立学校、私立学校、大学

- ①速やかに学用品（教科書を含む。）の給与や1人1台端末の整備、授業料等の減免、奨学金の貸与に係る手続きを実施できるよう事前調整を行う。

(7) その他の生活支援—福祉サービスの提供

先行検討：久留米市と県で共同検討

福岡県の整理

- ① 福祉サービスが必要な高齢者や障がいのある方について、事前に避難元市町村から情報提供を受けることが出来る体制を構築する。
- ② 事業所等に対して、介護支援専門員又は相談支援専門員及び市町村等を通じて、避難住民に対するサービス提供の受入れを依頼する。
- ③ 事業所等への協力要請や受入れ可能な事業所等の情報を避難先市町村等に情報提供する。
- ④ 定期的に関係機関との連絡協議会等を開催し、課題の抽出とその解決策を検討する。

準備

◆ 福祉サービスの提供を必要とする避難住民の把握（事前対応）

- ① 宮古島市が事前に作成する要配慮者名簿は、福岡県が沖縄県から提供を受け、久留米市と共有する（2か月に1回程度）。なお、避難後の福祉サービスの利用状況等の把握は、久留米市において行う。
- ② 要配慮者の詳細は、宮古島市において精査中のため、利用する可能性のある福祉サービスについて、次スライドのとおり整理する。

◆ 福祉サービス提供体制の把握（事前対応）

- ① 避難先市町村である久留米市におけるサービス提供が可能かを判断するため、久留米市において、福祉サービスの提供状況の把握する。
- ② 久留米市のみでのサービス提供が難しい場合、近隣市町村でのサービス提供が可能かを判断するため、近隣市町村（保険者）と協議して福祉サービスの提供状況を把握する。
- ③ 人員不足等により、サービスの提供が難しい指定障がい福祉サービス事業者等については、県が「福岡県身体障害者施設協議会」、「福岡県知的障がい者福祉協会」及び「福岡県精神障害者社会復帰施設協議会」に対して、人員確保の協力を依頼する。
- ④ 併せて、福祉サービス事業に従事していた者の避難先での就職につなげるため、人員不足等により求人中の事業者情報について、久留米市から避難者に提供する

(7) その他の生活支援—福祉サービスの提供

先行検討：久留米市と県で共同検討

利用する可能性のある福祉サービス	避難先における利用スキーム	県担当課
訪問介護	受入れ市及び介護支援専門員がサービス提供できる事業所を調整	介護保険課
訪問入浴介護	〃	〃
訪問看護	〃	〃
訪問リハビリ	〃	〃
居宅療養管理指導	〃	〃
通所介護	〃	〃
短期入所介護	〃	〃
短期入所療養介護	〃	〃
福祉用具貸与・販売	〃	〃
総合事業	受入れ市が提供できる事業を調整	高齢者地域包括ケア推進課
居宅介護 【障がい者】	受入れ市及び相談支援専門員がサービス提供できる事業所を調整	障がい福祉課
重度訪問介護 【障がい者】	〃	〃
同行援護 【障がい者】	〃	〃
行動援護 【障がい者】	〃	〃
生活介護 【障がい者】	〃	〃
短期入所 【障がい者】	〃	〃
自立訓練（生活訓練） 【障がい者】	〃	〃
就労継続支援 A 型 【障がい者】	〃	〃
就労継続支援 B 型 【障がい者】	〃	〃
就労定着支援 【障がい者】	〃	〃
自立生活援助 【障がい者】	〃	〃
地域移行支援 【障がい者】	〃	〃
地域定着支援 【障がい者】	〃	〃
計画相談支援 【障がい者】	〃	〃
児童発達支援 【障がい児】	〃	〃
放課後等デイサービス 【障がい児】	〃	〃
保育所等訪問支援 【障がい児】	〃	〃
障害児相談支援 【障がい児】	〃	〃
児童発達支援センター 【障がい児】	〃	〃

(7) その他の生活支援—福祉サービスの提供

先行検討：久留米市と県で共同検討

提供方法

◆ 福祉サービス利用者の割振り

- ① 久留米市は、直近の要配慮者名簿及び福祉サービスの提供体制を基に、介護支援専門員と協力し、割振り案を作成する。
- ② 久留米市のみでの福祉サービスの提供が難しい場合は、事前に把握した近隣市町村における福祉サービスの提供状況に基づき、近隣市町村（保険者）における福祉サービスの提供が可能となるよう調整する。
- ③ 久留米市における指定障がい福祉サービス事業所等の情報について、久留米市からサービス利用希望者に提供するとともに、久留米市及び相談支援専門員において相談体制を構築する。
- ④ 久留米市のみでの障がい福祉サービス提供が難しい場合、県からサービス利用希望者に対して、近隣市町村の指定事業所等の情報を提供する。
- ⑤ 直近の要配慮者名簿以降に福祉サービスの提供が必要となった避難者については、避難先連絡所に滞在している間に、割振り案を作成する。

(7) その他の生活支援—就労支援

先行検討：久留米市と県で共同検討

考え方

就職を希望する方が、希望に合った就職先を見つけられるよう支援を行う

福岡県の整理

- 半年以上の長期にわたる避難を見据え、福岡県内での就職を希望する方に対する就職支援を行う。
- 就職支援を行っている相談窓口の情報が行き届くよう、避難先への周知広報を行う。
- ハローワーク及び県の年代別・対象別就職支援センター等において、就職希望者の経歴や希望などを丁寧に聞き取り、希望に合った職業紹介を行う。

準備

- 連携体制の構築
県からハローワーク及び久留米市に対し、久留米市における避難住民の受入れについて情報共有を行い、避難住民に対する就職支援の体制を準備する。
- 周知先の確認
久留米市に設置される収容施設を把握する。

提供方法

- 収容施設において、久留米市の就労相談窓口やハローワーク、県の就職支援センター等の支援内容及び連絡先等を掲載した資料により周知する。
- 各窓口において就職希望者の希望を丁寧に聞き取り、就職希望者の状況に応じた窓口の紹介など、連携を図りながら就職に向けた支援を行う。



福岡県の主な就業支援（職業紹介のある事業）

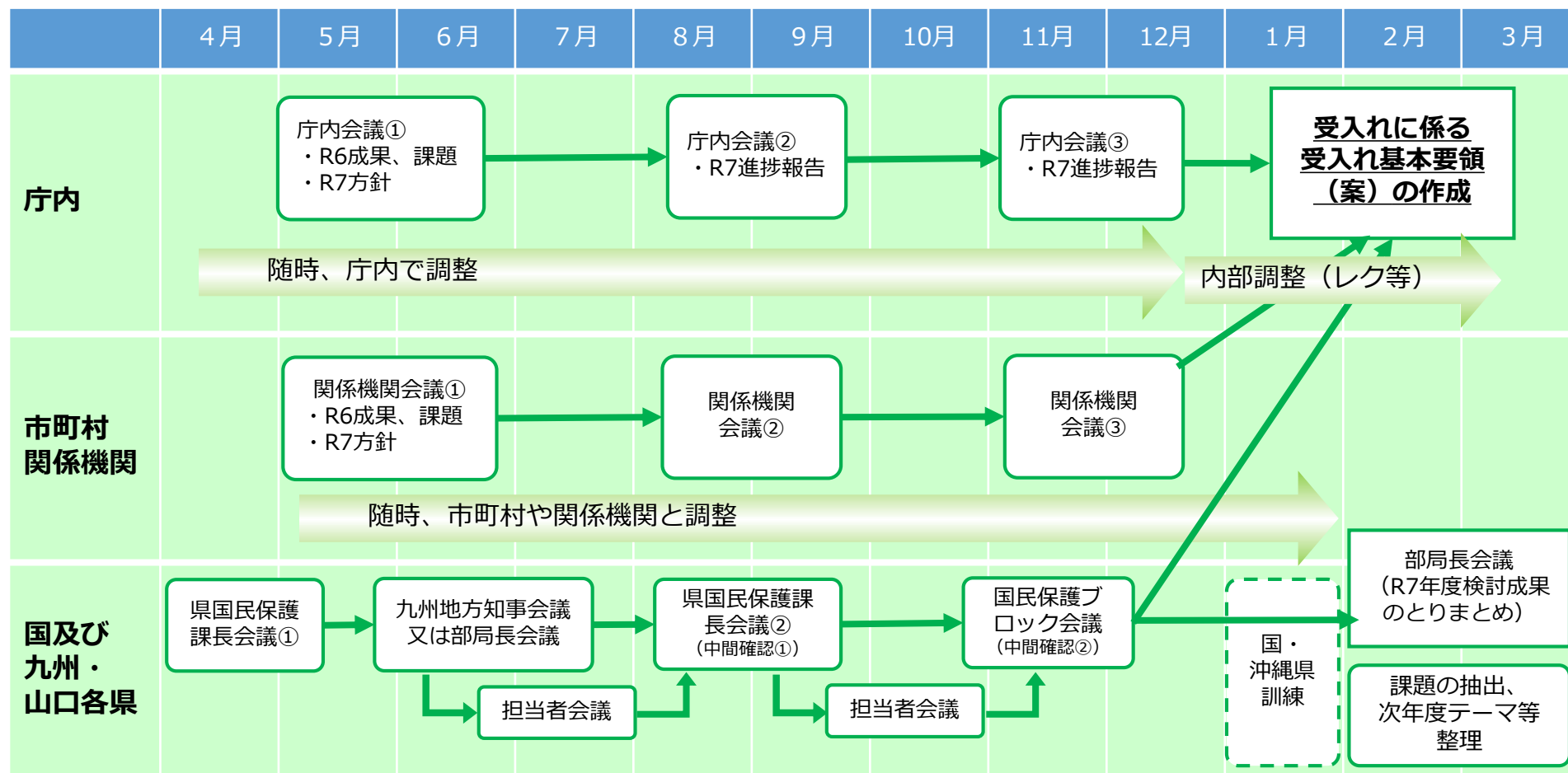
- 福岡県若者就職支援センター
- 福岡県中高年就職支援センター
- 福岡県生涯現役チャレンジセンター
- 福岡県ママと女性の就業支援センター
- 福岡県障がい者雇用開拓事業
- 福岡県農林漁業就業マッチングセンター

3 今後の検討

(1) 検討スケジュール

【令和7年度】

- 令和7年度は、本年度検討した内容をさらに深掘りし、受入れ検討の熟度を向上させていく。
- 課題の抽出が中心であった要配慮者への対応についても、沖縄県から示される予定の人数等を参考に実施要領を作成していく。



【令和8年度】

- 令和8年度は、沖縄県国民保護共同実動・図上訓練(※例年だと1～2月)が実施される予定
上記訓練とどこまで関連するかは未定だが、令和8年度訓練に向けて「受入れ基本要領」を作成していくものと想定

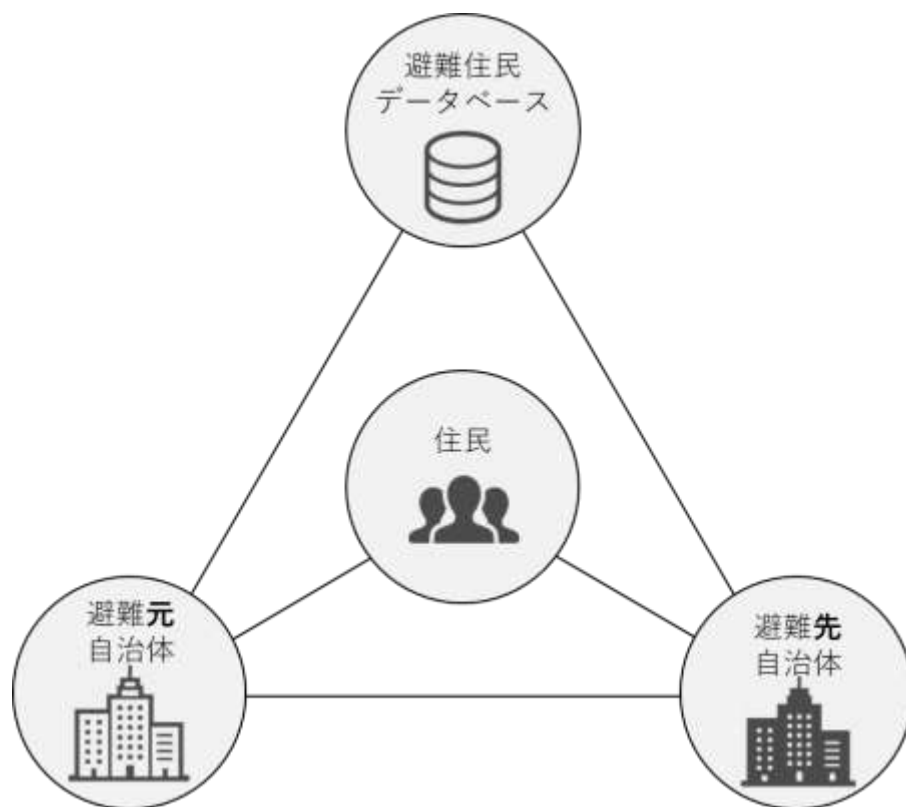
(2) 国への問題提起、提案（避難住民データベースの構築）

目的

- 避難住民データベースを構築し、避難元自治体及び避難先自治体間での情報共有を行い、情報に基づいた対応を行うことで、避難住民の受入れを速やかに行い、避難先自治体においても、生活の質を維持することができる。
- 以下のとおり、避難住民データベースの構築について、国に対して提案する。

避難住民データベース全体図

- 避難住民データベースは、クラウド型データベース等、避難元自治体・避難先自治体がどちらもアクセス可能な形で構築する。
- 避難元自治体、避難先自治体どちらも行政サービスを提供する上で必要となる住民に関する情報を入力し、相互に業務へ活用可能な形とする。



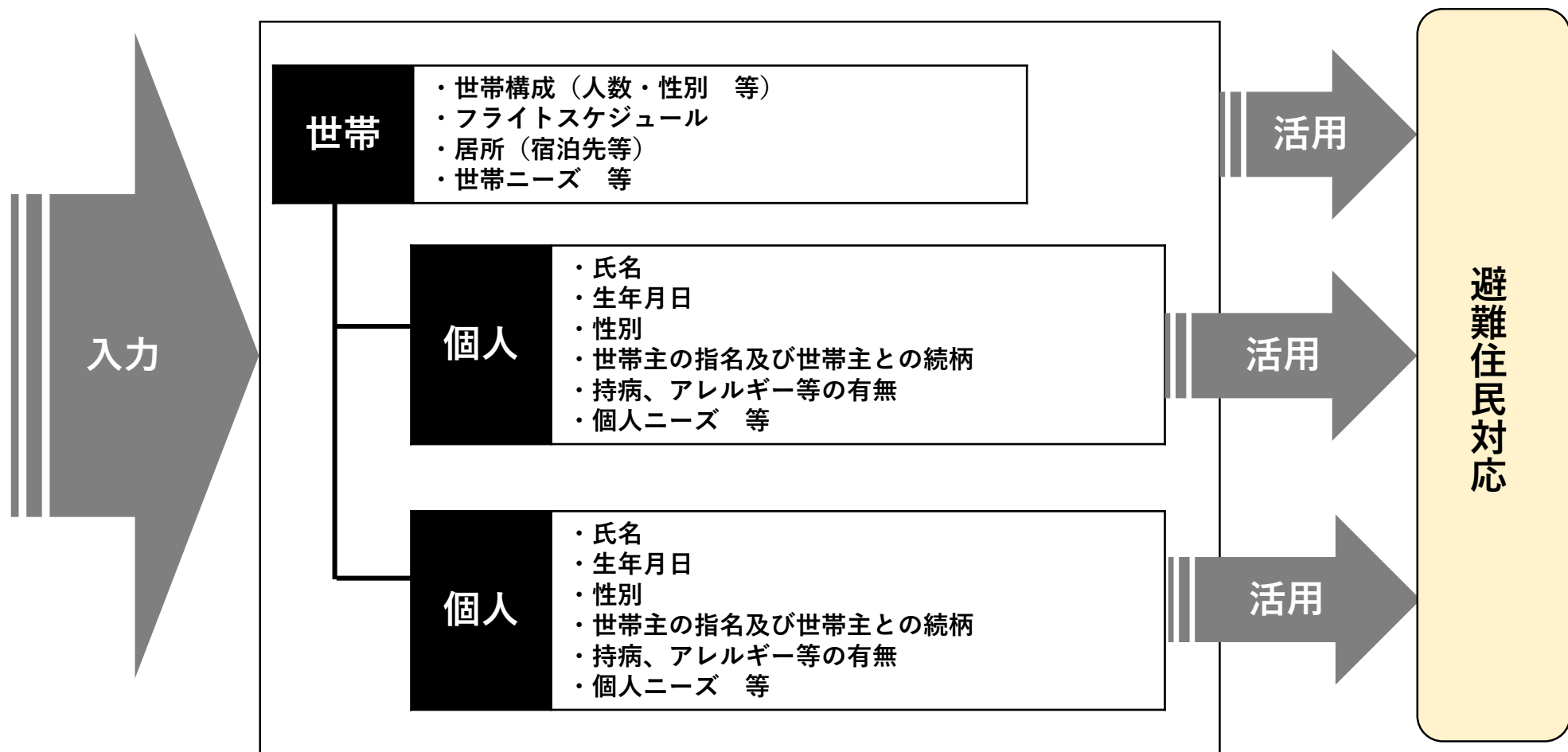
避難施設データベースを活用が想定される業務（案）

避難前	避難元自治体	・フライトスケジュールの振り分け ・避難住民情報の入力 ①世帯構成 ②フライトスケジュール ③住民に特有の情報（持病・アレルギーの有無 等） ④個別のニーズ
	避難先自治体	・宿泊施設の割り当て ・バス等の輸送計画の作成 ・食料・生活必需品の調達 等
避難後	避難元自治体	・住民の把握 ・その他避難元自治体が実施する業務
	避難先自治体	・住民の把握 ・食料・生活必需品の調達 ・長期避難住宅の確保 ・医療、介護等の提供 等

(2) 国への問題提起、提案（避難住民データベースの構築）

避難住民データについて

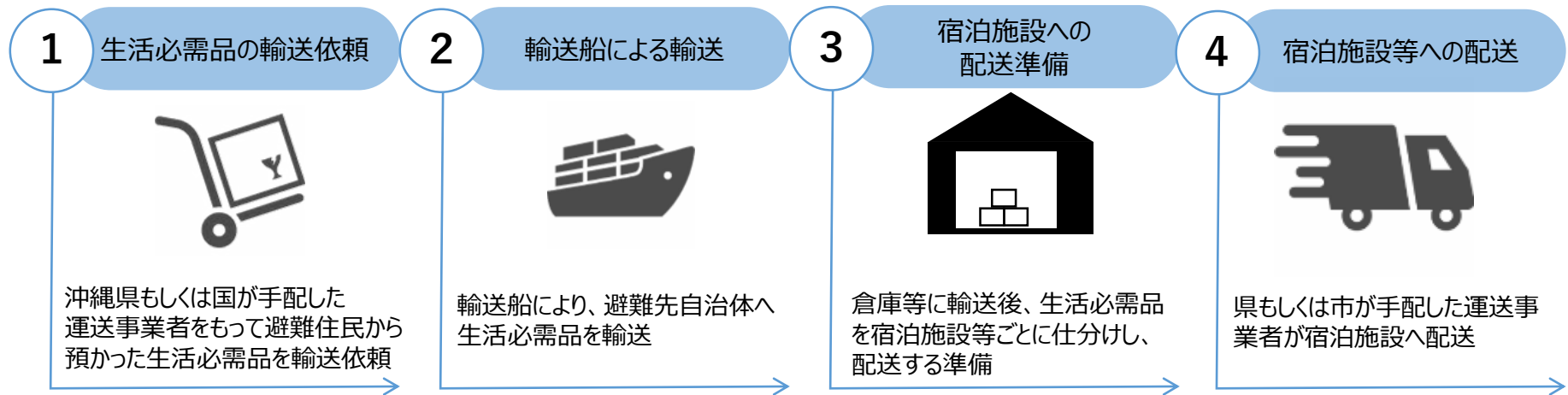
- 世帯ごとに避難住民データを整理する。
- 整理した情報は、世帯もしくは個人単位で確認が可能な形とする。
- 避難住民データの流れは下記図のとおり。



(2) 国への問題提起、提案（避難元自治体からの生活必需品の輸送に関する検討）

考え方

○ 避難開始までに十分な調整時間がある想定のため、避難住民の長期避難の身体的・精神的な負担減のため、避難元自治体からの生活必需品の輸送を優先する方法を国に提案する。詳細は以下のとおり。



(2) 国への問題提起、提案

- 前提条件について
 - ・ 入域自粛要請の影響、状況が悪化している他国民の自主避難等を勘案し、より現実的な想定として、宿泊施設の空室率や、バスの借り上げの検討にあたって必要となる観光客の減少率、新幹線などの空席率を提示いただきたい。
入域自粛要請をしているにも関わらず、九州・山口各県は平時という想定が、交通事業者との調整のなかで、検討できない想定との意見ももらっているため、より現実的な想定をご検討いただきたい。
 - ・ 県内ホテルへのアンケート調査の結果、シングル素泊まりで通常価格平均約12,000円となっており、国の基準価格7,000円（1泊3食込）を大幅に上回っているため、特別基準の設定が必要。
- 国の財政措置について
 - ・ 今回の初期的な計画における救援等に付随する費用について、国民保護で措置できるものや、医療や福祉のように、既存の事業を活用するものについて、財政措置について検討課題毎に整理するとともに、必要な条件や上限価格等があれば、提示いただきたい。
 - ・ 宿泊施設や民間施設のキャンセル料の補償費のように、前例がなく提示できないものについては、施設との協議が滞ってしまうことがあるため、仮定でも財政措置を設定いただきたい。
- 受入れ自治体の負担軽減について
 - ・ ホテル、民間賃貸住宅等の借り上げでは、オーナーや施設毎に契約する必要があるなど事務が膨大になり、受入れ自治体の負担が大きいため、民間への業務委託や他自治体の応援体制構築による負担軽減が必要。
 - ・ 今回の割り当て人数について、現実的にはかなり受入れの困難性が高く、自治体の負担感はかなり大きい。
ついては、令和8年度に向けては、オールジャパンの取組として展開する必要がある。
 - ・ 準備期間がある想定であるため、事前にニーズを把握し、国が食品や生活必需品等をパッケージとして送る、物資供給の支援を検討いただきたい。

(2) 国への問題提起、提案

○ 避難住民の負担軽減について

- ・ 宮古島市のケースでは、鹿児島空港から入って移動することから、バスで移動するにしても長時間の移動となり、避難住民の負担が大きいため、各県に所在する空港へ発着するよう検討いただきたい。
- ・ 避難期間における弁当による食事の提供は、避難住民の身体的・精神的負担が大きいため、クーポン券等による提供の検討が必要。また食料費の特別基準の設定が必要
※ 災害救助費の基準（1, 230円/人・日）
- ・ 避難開始までに十分な調整時間があることから、避難住民の避難先自治体における生活の配慮のため、避難元自治体から使い慣れた生活必需品の輸送について、検討いただきたい。

○ 旅館・ホテル等の確保について

- ・ 県独自でアンケート調査を実施したところ、受入に協力いただける施設、また貸出可能な部屋割合から、全体の貸出可能な部屋を試算したところ、約5割程度となった。その試算結果を踏まえると、一部の地域では、旅館・ホテルだけでは受入れできず、当初から公営住宅や賃貸住宅の活用が必要となる可能性がある。その場合、空き部屋に入居することとなるため、避難住民をまとめることができないケースが想定される。そのため、避難当初から公営住宅や賃貸住宅に入居する場合の、コミュニティ維持の考え方や、食事の提供、輸送方法、通信設備の提供、家電等必要な備品についての対応方針を国が示す必要がある。

(3) 関係機関との連携

九州・山口各県との連携

- 作成方針や検討状況を適宜、情報共有し、各県の優れた取組を参考にするなど、より実効性の高い計画となるよう、緊密に連携を進めていく必要がある。
- 九州・山口各県に避難することから、食品や生活必需品の提供に差が発生し、不公平が生じないように、慎重に検討を行う必要がある。

沖縄県との調整

- 避難住民に係る情報提供の要請
 - ・ 入院患者等の要配慮者を避難先の医療機関等でスムーズに収容するためには、要配慮者情報（病態や緊急連絡先、必要な医療・福祉サービス等）について、事前の情報共有が必要
 - ・ 避難住民に配慮した割り振りを行うために世帯構成（性別、年齢）に関する詳細な情報が必要
- 役所機能移転に関する調整
 - ・ 避難元自治体の役所機能を検討するため、避難元自治体が避難先自治体において、役所機能を維持するための調整が必要
 - ・ 避難元自治体の役所機能が移転された後、避難住民の宿泊施設や病院等への割り振りリストは、避難元の自治体が所管すべき情報と考えられるため、沖縄県側と協議していくことが必要
- コミュニティ維持のための対策
 - ・ 避難先自治体において、コミュニティ維持のための対策について検討を進めるために、沖縄県及び避難元自治体からの意見が必要
- 事前の方針検討について
 - ・ 児童、生徒等が円滑に避難先で就学機会を確保できるよう、避難元市町村の方針（転学、学校の移転等）を決めておくことが必要。

(3) 関係機関との連携

市町村、関係機関との連携

- 市町村との連携
 - ・ 国民保護法における県と市町村の役割分担の詳細が明確でないため、その調整に時間を要していることから、国によるモデル的な役割分担の作成が必要と考える。
 - ・ スケジュールや検討内容について協議し、共有しながら、進める必要がある。
- 関係団体との協定締結
 - ・ 自然災害等で協定を締結しているが、国民保護では締結していない。受入れを円滑に進めるため、事前に調整する必要がある。

參考資料

(1) 検討体制

<福岡県国民保護体制整備連絡会議>

➤ 設置目的

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、県の国民の保護のための措置を実施するための体制の整備について、庁内での総合的な検討を円滑に行う。

➤ 所掌事務

- ・ 県の国民体制の整備及び強化
- ・ 県の国民の保護に関する計画の作成
- ・ その他、国民の保護に係る連絡調整

➤ 組織

- ・ 委員長：防災危機管理局長
- ・ 副委員長：防災危機管理局防災企画課長
- ・ 委員：各部主管課長
教育庁総務企画課長、
警察本部警備課長（13課長）

【作業班の設置】

連絡会議の下に「作業班」を新たに設置し、具体的な検討、担当課との調整を行う。

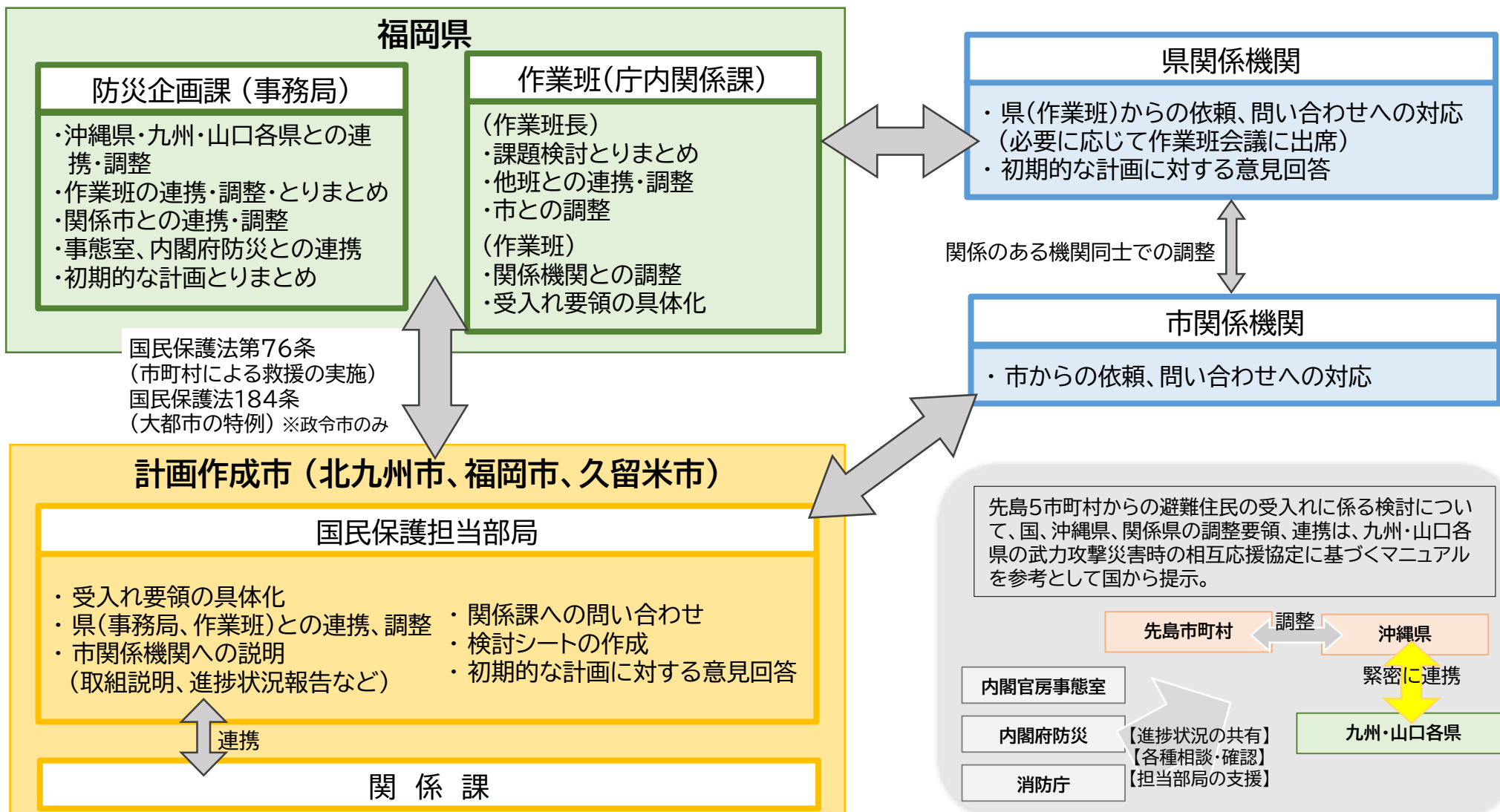
班長：委員が属する各部主管課の課長補佐等
(11班)

- ※ 避難所班
- 長期避難班
- 受入調整班
- 輸送班
- 飲食料班
- 生活物資班
- 医療班
- 通信班
- 教育班
- 福祉サービス班
- 就業支援班

班員：検討課題に係る関係課の課長補佐等
(のべ51班員)

(1) 検討体制（初期的な計画の作成に係る検討の相関図）

- ・ 福岡県は、検討課題に応じた作業班を設置し、関係各課が作業班員として課題検討を実施。
- ・ 北九州市、福岡市、久留米市の初期的な計画作成市においては、国民保護法第76条や第184条の規定に基づき、県防災企画課と連携、調整しつつ初期的な計画作成のための課題検討を行う。



(1) 検討体制

<福岡県住民避難受入関係機関会議>

受入れについて、県、市町村、指定地方公共機関等が連携し、総合的な検討を円滑に行うため、令和6年7月に設置。

- ・会長：防災危機管理局長、副会長：防災企画課長
- ・関係機関：市町村、指定地方公共機関、旅館ホテル組合、等（51機関）

主な検討課題	具体的な取組	作業班	県主管課(班長)	県担当課(班員)	関係機関会議メンバー	役割	市町村
収容施設の供与	避難所の確保	避難所班	総務部 行政経営企画課	消防防災指導課 教育庁総務企画課 教育庁施設課 福祉総務課 警察本部警備課 健康増進課 生活衛生課	公益社団法人 福岡県獣医師会	避難所における獣医療提供	○計画作成市 北九州市 福岡市 久留米市 ○受入れ割振り市 大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市
					社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	避難所における要配慮者への福祉的支援	
	長期避難住宅の設置	長期避難班	建築都市部 建築都市総務課	県営住宅課 財産活用課	一般社団法人 プレハブ建築協会	建設型長期避難住宅の建設	
					一般社団法人 日本木造住宅産業協会	建設型長期避難住宅の建設	
					一般社団法人 全国木造建設事業協会	建設型長期避難住宅の建設	
					一般社団法人 福岡県建設業協会	建設型長期避難住宅の建設	
					福岡県建設業協同組合	建設型長期避難住宅の建設	
					一般社団法人 福岡県木造住宅協会	建設型長期避難住宅の建設	
	賃貸住宅、宿泊施設、入所施設等の確保			住宅計画課 総務事務厚生課 県営住宅課 生活衛生課 観光政策課 介護保険課 障がい福祉課 生活衛生課 健康増進課	九州運輸局	関係機関との連絡調整（旅行業）	
					一般社団法人 福岡県旅行業協会	関係機関との連絡調整	
					福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合	宿泊施設の提供	
					公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅の提供	
					公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会	民間賃貸住宅の提供	
					公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部	民間賃貸住宅の提供	
					福岡県住宅供給公社	公営住宅の提供 公社賃貸住宅の提供	
					福岡県老人福祉施設協議会	要介護者等の入所施設の提供	
					公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会	要介護者等の入所施設の提供	
					公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会	要介護者等の入所施設の提供	
					福岡県身体障害者施設協議会	障がい者の入所施設の提供	
					福岡県知的障がい者福祉協会	障がい者の入所施設の提供	
福岡県精神障害者社会復帰施設協議会					障がい者の入所施設の提供		
公益社団法人 福岡県獣医師会					ペットの一時預かり		

(1) 検討体制

主な検討課題	具体的な取組	作業班	県主管課(班長)	県担当課(班員)	関係機関会議メンバー	役割	市町村
収容施設の供与	コミュニティや医療・介護の提供体制等の維持に配慮した受入れ先の割振り調整	受入調整班	保健医療介護部 保健医療介護総務課	医療指導課 介護保険課 障がい福祉課 高齢者地域包括ケア推進課	公益社団法人 福岡県医師会	医療救護活動の実施	○計画作成市 北九州市 福岡市 久留米市 ○受入れ割振り市 大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市
					福岡県老人福祉施設協議会	施設等への割振り調整	
					公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会	施設等への割振り調整	
					公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会	施設等への割振り調整	
					福岡県身体障害者施設協議会	施設等への割振り調整	
					福岡県知的障がい者福祉協会	施設等への割振り調整	
					福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	施設等への割振り調整	
	バス・鉄道、医療・福祉用車両等輸送力の確保	輸送班	企画・地域振興部 総合政策課	交通政策課 空港政策課 医療指導課 介護保険課 障がい福祉課 道路維持課 警察本部警備課	九州運輸局	関係機関との連絡調整	
					九州旅客鉄道 株式会社（ＪＲ九州）	避難住民等の人員輸送	
					西日本旅客鉄道 株式会社（ＪＲ西日本）	避難住民等の人員輸送	
					西日本鉄道 株式会社	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 福岡県バス協会	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 福岡県貸切バス協会	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 福岡県タクシー協会	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 全民救患者搬送協会	避難住民等の人員輸送	
					福岡県老人福祉施設協議会	要介護者等の施設への人員輸送	
					公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会	要介護者等の施設への人員輸送	
					公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会	要介護者等の施設への人員輸送	
					福岡県身体障害者施設協議会	配慮が必要な方の輸送	
					福岡県知的障がい者福祉協会	配慮が必要な方の輸送	
					福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	配慮が必要な方の輸送	
					国土交通省大阪航空局福岡空港事務所	関係機関との連絡調整 航空輸送の安全と空港機能の確保	
					福岡国際空港株式会社	関係機関との連絡調整 航空輸送の安全と空港機能の確保 空港における避難誘導	

(1) 検討体制

主な検討課題	具体的な取組	作業班	県主管課(班長)	県担当課(班員)	関係機関会議メンバー	役割	市町村
食品の給与・飲料水の供給	炊き出し・弁当等の手配、供給体制の確立	飲食料班	農林水産部 農林水産政策課	水田農業振興課 交通政策課 商工政策課 水資源対策課水道整備室	九州農政局福岡県拠点	関係機関との連絡調整	○計画作成市 北九州市 福岡市 久留米市 ○受入れ割振り市 大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市
	給水車等による飲料水の供給体制の確立				福岡県農業協同組合中央会	食糧等の供給	
					エフコープ生活協同組合	食糧等の供給	
					公益社団法人 福岡県トラック協会	食糧等の輸送	
被服など生活必需品の給与又は貸与	被服・寝具、燃料、医薬品等の供給・調達体制の確立	生活物資班	福祉労働部 福祉総務課	福祉総務課 商工政策課 交通政策課	公益社団法人 福岡県トラック協会	緊急物資等の輸送	
医療の提供及び助産	医療・助産ニーズの増加に対応できる体制の整備	医療班	保健医療介護部 保健医療介護総務課	医療指導課 高齢者地域包括ケア推進課 業務課	公益社団法人 福岡県医師会	医療救護活動の実施	
					公益社団法人 福岡県薬剤師会	医療救護活動の実施	
通信設備の提供	電話・ネットワークの利用環境の提供	通信班	企画・地域振興部 総合政策課	情報政策課 情報政策課デジタル戦略推進室	九州総合通信局	関係機関との連絡調整	
					西日本電信電話 株式会社	電話その他通信手段の提供	
					株式会社 NTTドコモ	電話その他通信手段の提供	
					KDDI 株式会社	電話その他通信手段の提供	
					ソフトバンク 株式会社	電話その他通信手段の提供	
					楽天モバイル株式会社	電話その他通信手段の提供	
					株式会社QTnet	電話その他通信手段の提供	
その他の生活支援	学用品の給与、転校・転園先の調整、教室の確保	教育班	教育庁 総務企画課	教育庁義務教育課	避難先市町村の教育委員会	児童生徒の受入に係る調整	
				教育庁高校教育課			
				教育庁特別支援教育課			
				私学振興課			
				青少年政策課			
				子育て支援課			
	利用可能な施設や従事者の確保・調整	福祉サービス班	保健医療介護部 保健医療介護総務課	介護保険課	市町村	福祉サービスの利用調整	
				高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課			
避難住民に対する雇用先の紹介等	就業支援班	福祉労働部 福祉総務課	就業支援課	福岡労働局	関係機関との連絡調整		

(2) 避難住民全数割り振り（北九州市）

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	区	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]
北小学校	保里一区	156	248	門司区	ホテル1	162	304
		124	204		ホテル2	140	210
	根間	57	90		ホテル3	89	122
	保里一区	42	51		ホテル4	42	52
		9	36		ホテル5	19	37
		7	35		ホテル6	8	36
		7	29		ホテル7	8	34
		7	32		ホテル8	7	32
		5	25		ホテル9	6	26
		6	18		ホテル10	6	18
		5	15		ホテル11	5	15
		2	10		ホテル12	2	10
	南西里二区	474	843	小倉北区	ホテル13	570	844
		9	55		ホテル14	397	706
南小学校区	大三俵二区	305	492				
	大原二区	27	157		ホテル15	514	620
		425	536				
	大原三区	82	82		ホテル16	295	590
	大原二区	264	589				

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り（北九州市）

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	区	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]
南小学校区	大原二区	81	307	小倉北区	ホテル17	294	445
	馬場	65	65				
	七原	71	71				
	大原二区	21	105		ホテル18	224	444
	大原三区	38	115				
	馬場	67	167				
	腰原一区	57	57		ホテル19	216	433
	馬場	40	189				
	腰原一区	155	244		ホテル20	187	374
		187	374				
		280	369		ホテル21	313	369
		94	308				
	腰原二区	56	56		ホテル22	175	364
	腰原一区	64	270				
	腰原二区	30	30				
	腰原一区	30	150		ホテル23	124	300
	腰原二区	41	130				
		179	268				
		108	239				
					ホテル24	90	280
					ホテル25	190	269
					ホテル26	108	240

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り（北九州市）

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	区	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]
南小学校区	腰原二区	64	174	小倉北区	ホテル27	187	238
北小学校	北西里	64	64				
南小学校区	腰原二区	50	150		ホテル28	184	236
北小学校	北西里	37	85				
南小学校区	腰原二区	47	188		ホテル29	47	190
北小学校	下屋	54	137		ホテル30	80	174
	仲屋	5	28				
	旭	1	8				
	北西里	44	44		ホテル31	135	169
	仲屋	61	122				
	下屋	78	78		ホテル32	110	169
	仲屋	25	85				
	下屋	20	20		ホテル33	165	165
	仲屋	145	145				
		13	13		ホテル34	57	154
	旭	30	141				
		72	144		ホテル35	90	144
		81	118		ホテル36	103	118

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り（北九州市）

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	区	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]
北小学校	旭	30	60	小倉北区	ホテル37	45	90
	仲保屋	15	30				
	旭	34	34		ホテル38	55	78
	仲保屋	8	44				
	旭	41	41		ホテル39	52	64
	仲保屋	6	23				
		28	62		ホテル40	33	63
		17	60		ホテル41	24	60
		46	46		ホテル42	46	50
	高阿良	3	18		ホテル43	3	24
	仲保屋	96	118		ホテル44	96	192
	高阿良	63	142		ホテル45	106	212
	成川	28	68				
	漲水	168	242	小倉南区	ホテル46	237	399
	荷川取	168	293	若松区	ホテル47	203	302
		187	201		ホテル48	187	209
		33	153		ホテル49	50	187
	高阿良	250	338	八幡東区	ホテル50	351	426
	成川	43	45				

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り（北九州市）

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	区	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]	
北小学校	高阿良	10	40	八幡東区	ホテル51	35	65	
		10	50		ホテル52	11	54	
	高阿良	10	40		ホテル53	35	50	
	下崎	101	259	八幡西区	ホテル54	220	338	
	東川根一区	39	78		ホテル55	151	281	
		113	278		ホテル56	187	196	
	下崎	180	180		ホテル57	155	158	
	東川根一区	156	158		ホテル58	123	126	
		92	122		ホテル59	42	74	
		21	73		ホテル60	14	56	
		14	56		ホテル61	24	33	
		8	32		ホテル62	6	6	
		2	6		ホテル63	9	72	
		9	27		戸畑区	ホテル64	16	48
		10	30					
合計		6,607	12,252		合計	7,865	12,844	

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り (福岡市)

避難元市：石垣市

①校区	②世帯数 (世帯)	③避難者数 (人)	④町名	⑤宿泊施設数 (棟)	⑥客室数 (室)	⑦シングル (室)	⑧ダブル (室)	⑨ツイン (室)	⑩トリプル (室)	⑪収容可能人数 (人)	収容可能人数 合計
登野城 (平真不足分) (大浜不足分)	4,503 (253) (713)	8,734 (403) (713)	博多駅前	24	4,564	1,166	2,219	876	303	6,046	10,891
			博多駅中央街	6	1,635	1,002	263	124	246	2,251	
			博多駅東	7	909	468	170	121	150	1,330	
			博多駅南	6	983	235	502	211	35	1,264	
大浜	1,537	3,994	地行浜	1	1,053	237	204	396	216	1,881	3,994
			百道浜	1	198	84	40	37	37	309	
			高砂	1	234	234	0	0	0	234	
			築港本町	3	206	36	154	16	0	222	
			堅粕	2	174	126	30	18	0	192	
			警固	1	141	0	109	29	3	176	
			山王	1	118	0	106	11	1	131	
			薬院	1	130	130	0	0	0	130	
			荒戸	1	71	28	0	42	1	115	
			舞鶴	1	100	55	38	7	0	107	
			輝国	1	47	0	7	21	19	106	
			須崎	1	96	87	1	8	0	104	
			今泉	1	96	88	0	8	0	104	
			神屋町	1	72	27	27	16	2	92	
			今川	1	70	50	5	9	6	91	

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り (福岡市)

避難元市：石垣市

①校区	②世帯数 (世帯)	③避難者数 (人)	④町名	⑤宿泊施設数 (棟)	⑥客室数 (室)	⑦シングル (室)	⑧ダブル (室)	⑨ツイン (室)	⑩トリプル (室)	⑪収容可能人数 (人)	収容可能人数 合計
平真	4,110	7,890	中州	9	1,566	458	510	458	140	2,304	7,890
			春吉	7	839	0	322	280	237	1,593	
			祇園町	4	857	407	310	112	28	1,025	
			住吉	2	581	0	217	328	36	981	
			西中州	4	610	421	124	63	2	677	
			冷泉	5	398	18	202	105	73	649	
			店屋町	1	183	0	87	53	43	322	
			上川端町	2	201	201	0	0	0	201	
			上呉服町	2	128	0	120	6	2	138	
八島	2,782	5,280	渡辺通	5	1,357	112	295	545	405	2,712	6,012
			天神	6	1,125	225	591	224	85	1,519	
			大名	4	659	113	319	152	75	961	
			清川	4	305	174	1	87	43	478	
			白金	1	161	0	34	73	54	342	
	13,898	27,014		117	19,867	6,182	7,007	4,436	2,242	28,787	28,787

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り (久留米市)

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]
平良第一小学校	大三俵一区	152	252	ホテル1	244	362
	大原一区	58	110			
	上角	158	264	ホテル2	202	264
		127	213	ホテル3	200	216
	前比屋	119	207	ホテル4	192	207
		75	130	ホテル5	102	192
	大原一区	32	62			
		94	179	ホテル6	150	179
		94	178	ホテル7	89	178
		69	131	ホテル8	91	131
		60	114	ホテル9	90	114
		56	107	ホテル10	97	107
		35	66	ホテル11	63	66
		32	61	ホテル12	48	61

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施

(2) 避難住民全数割り振り (久留米市)

避難元市：宮古島市

地区		世帯数	人数[人]	宿泊施設	部屋数	収容人数[人]
平良第一小学校	出口	26	46	ホテル13	7	46
		28	50	ホテル14	27	50
		22	40	ホテル15	40	40
		18	33	ホテル16	18	33
		15	27	ホテル17	7	27
		37	66	ホテル18	59	66
		11	20	ホテル19	17	27
	大原一区	58	110	ホテル20	85	110
	合計	1,376	2,466		1,828	2,476

※ 各宿泊施設の収容人数に応じて割り振りを実施